証券取引等監視委員会の活動状況

令和2年6月 証券取引等監視委員会



令和元年度 証券取引等監視委員会の活動状況 (年次公表)

主なポイント

"for investors, with investors"

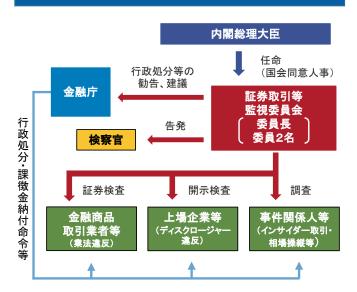
令和2年6月 証券取引等監視委員会



1 令和元年度の活動概要※1

- ▶ マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視
 - 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底※2
- 金商業者に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリング
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- ▶ 根本原因の把握と、再発防止・未然防止のための対話・情報発信
 - ※1 令和元年12月12日まで第9期、同月13日より第10期開始
 - ※2 令和2年3月24日金融担当大臣談話参照

証券取引等監視委員会の概要



委員長及び委員(第10期)

(左から)

委員 浜田康

あずさ監査法人代表社員・理事、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職(再任)。

委員長 長谷川 充弘

名古屋地方検察庁検事正、 広島高等検察庁検事長を経 て、平成28年12月より現職 (再任)。

委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副 知事、(独)国民生活センター 理事を経て、令和元年12月 より現職。



証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)※

"for investors, with Investors"

~信頼され魅力ある資本市場のために~

※ 令和2年1月24日作成

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

(※) 上場企業等による適正なディスクロージャー 市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営 市場利用者による自己規律 プロフェッショナルな市場監視

活動理念•目標

公正·中 立 説明責任

フォワー ド・ルッキ ング

実効性• 効率性 関係機 関との協 働 最高水 準の追 求

くこれらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す>

網羅的な市場監視(広く)

- ・新たな商品・取引等への対応
- ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・全体像の把握(部分から全体へ)
- ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・問題の早期発見・着手
- ・早期の対応による未然防止
- ・迅速な実態解明・処理による問題の早期

深度ある市場監視(深く)

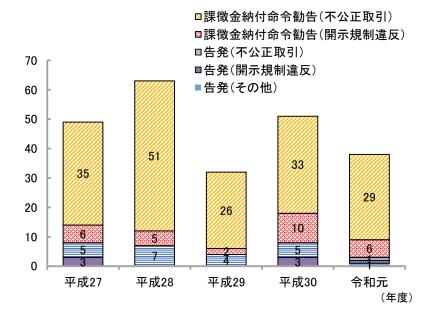
- ・問題の根本原因の究明
- ·深度ある分析を通じた市場の構造的な問 題の把握



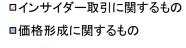
2 不公正取引の勧告・告発件数(1/2)

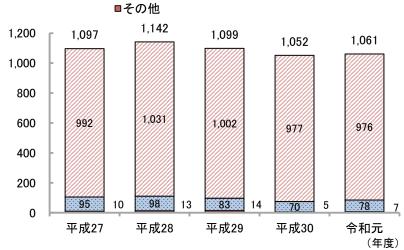
- ➤ 不公正取引の勧告件数は計29件
 - インサイダー取引24件、相場操縦5件
- ▶ 不公正取引の告発件数は計1件
 - インサイダー取引1件
- ▶ 取引審査の実施件数は、7年連続で1,000件超

課徴金勧告・刑事告発の総件数推移



取引審査の実施件数







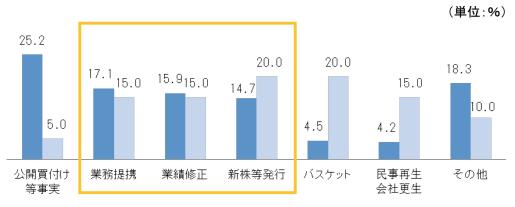
2 不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

- ▶ インサイダー取引
 - 業務提携や新株発行等を重要事実とする事案が昨年同様多数
 - 初勧告事案として、損失回避目的の取引推奨規制違反行為
- > 相場操縦の手法は複雑化·巧妙化
 - 10本気配値の幅広い価格帯に複数の見せ玉を発注する手法
 - 最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法





重要事実等別の構成割合



■H17.4(課徴金制度導入時)からR2.3までの累計 ■令和元年度



3 開示規制違反

- 開示規制違反の勧告件数は6件、告発件数は1件
- ▶ 以下の取組みを実施
 - 有価証券報告書の非財務情報についての虚偽記載事案の勧告
 - 公認会計士・監査審査会と連携し、上場会社の不正会計による有価証券報告書 虚偽記載事案について勧告。同日、同社会計監査人に対し、公認会計士・監査審 査会が行政処分勧告
- > 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原 因等について議論し、問題意識を共有

開示検査の実績

検査終了件数 		18件
(うち)	課徴金納付 命令勧告	6件

勧告事案の概要	不適正な会計処理の背景・原因
・売上の前倒し計上等 ・「コーポレート・ガバナンスの状況」に係る虚偽記載	社長(当時)のコンプライアンス意識が欠如していたこと、粉飾を許容する企業風土が醸成されていたこと、ガバナンスが全く機能していなかったこと、等
役員報酬等に関する情報の虚偽 記載	一人の代表取締役会長に権限が集中したこと、一部の管理部署がブラックボックス化したこと、取締役会の監督機能が有効に機能しなかったこと、等



4 金融商品取引業者等に対するモニタリング

- ▶ 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
 - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じたオンサイト・モニタリングを実施
 - 73件着手、14件の行政処分勧告
- ➤ 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
 - 「留意すべき事項(顕在化していないものの改善が必要な問題)」を検査終了 通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

金商業者等に対する行政処分勧告(14件) ・市場デリバティブ取引(長期国債先物)に係る売買管理態勢の不備による不公正取引の看過・顧客に対する損失補てん 投資運用業者 投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況 ・第三者への自己の名義貸し・著しく人を誤認させる広告・顧客取引を利用して第三者又は自己の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為



5 市場監視インフラの整備(デジタライゼーション・人材)

- ▶ 市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システムの機能を強化
- デジタライゼーションの活用に向けた検討
 - 膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析する機能
 - SNSなどのインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を 発見する機能
 - 市場関係者等との情報連携の推進
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の 高度化
- ▶ 職員の専門性の向上や高い専門的知識を有する人材の登用



6 グローバルな市場監視への貢献

- ▶ 世界227機関が加盟する証券監督者国際機構(IOSCO)において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- ▶ 海外当局との連携(情報交換等)により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- ▶ 海外当局への職員派遣、短期研修への参加等により、当局間 ネットワークの強化や問題意識の共有

証券監視委が参加する主なIOSCO会議

年次総会

IOSCOの最高意思決定機関である代表委員会を含む 各種会合が開催される年次会合

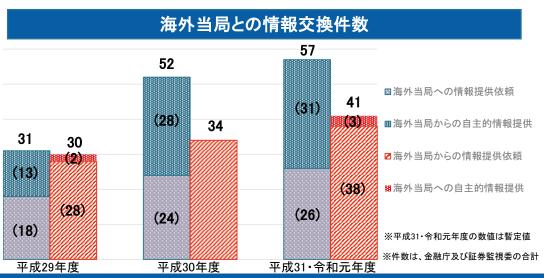
アジア太平洋地域委員会(APRC)

アジア太平洋地域の各国当局間において地域共通の 問題を議論

第4委員会(C4)

各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方 等について議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施





7 関係機関との連携・情報発信

- > 自主規制機関との連携
 - 売買審査などで日常的に連携
 - 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- ▶ 事案の意義や問題点等を情報発信
 - 個別の勧告事案の公表、課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
 - 令和元年度の特色のある活動を「主なトピックス」として紹介(令和元年度年次公表)
 - 各ステークホルダーに向けたメッセージを「監視委コラム」に記載(令和元年度年次公表)

主なトピックス		監視委コラム			
タイトル掲載頁		対象	タイトル	掲載頁	
グローバルな市場監視への貢献及	P14	会社関係者·公開 買付者等関係者	取引推奨規制を知っていますか?	P31	
び海外当局等との連携強化		機関投資家	デリバティブ取引による相場操縦について も私たちは目を光らせています	P32	
投資者被害につながる不適切な販	P16	上場会社	再発防止のため、自らの役割の再確認を	P37	
売・勧誘等への対応 ~名義貸し・やらせレビュー・スキャ			非財務情報も投資判断のために重要な情 報です	P38	
ルピング等、投資助言業者への行 政処分勧告~		金商業者等	サイバー攻撃に対する一層の備えを!	P49	

証券取引等監視委員会の活動状況

令和2年6月

証券取引等監視委員会

目次

3 めに 1
券監視委の軌跡4
1章 概要(証券監視委の活動サマリー) 7
]元年度の主なトピックス13
2章 本編(令和元年度の活動実績) 19
取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析 20 不公正取引の調査・25 開示規制違反の検査・情報収集 33 金商業者等へのモニタリング等 39 犯則事件の調査、告発 50 監視を支えるインフラの整備(デジタライゼーション、人材) 55 市場規律強化に向けた取組み 57 グローバルな市場監視への貢献 60
ラム
 《会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ》 取引推奨規制を知っていますか? ~インサイダー情報自体を伝えなくても、 それを使った取引推奨行為は違反です!~・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

附属資料

第	1章	証券監視委の組織・事務概要	67
1 2 3 4	証券監証券監	らび事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94 96
第	2章	証券監視委の基本指針等	113
1 2 3 4	証券モ 取引調	双引等監視委員会 中期活動方針(第 10 期) ········· ミニタリングに関する基本指針等 ······ 調査に関する基本指針 ······ 検査に関する基本指針 ······	123 158
第	3章	証券監視委の活動実績等	169
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	市証勧勧裁犯建海講分析等等所則議外演	監視委の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172176184230234252263
第	4章	情報の受付について	273

掲載図表

本編		
図 2-1-1	取引審査の実施件数	21
図 2-1-2	情報活用の流れ	22
図 2-2-1	インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移 2	26
図 2-2-2	インサイダー取引を行った違反行為者の属性 2	26
図 2-2-3	重要事実等別の構成割合 2	27
図 2-4-1	証券モニタリング対象業者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
図 2-4-2	令和元事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント 4	11
図 2-8-1	MM o U等に基づく情報交換件数の推移 6	50
附属資料編		
第1章 証券	ទ監視委の組織・事務概要	
課徴金制	度概念図 7	71
監視体制の	の概念図 7	73
	機関との協働	
	委の機構図 7	
	幾構図 7	
証券監視	委及び財務局等監視官部門の定員の推移 9	96
証券監視	委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 9	97
第3章 証券	紫監視委の活動実績等	
	見委の活動状況	
総括表 …		70
	f審査実施状況	
取引審查	実施状況17	72
情報の受付	付状況 · · · · · · 17	73
情報の内容	容別受付状況 ·······17	74
3 証券検査		
	状況一覧表······17	
	象当たりの平均延べ検査投入人員17	
	件数17	
問題点が記	認められた業者等の数17	78
4 勧告等実		
	件数一覧表17	
課微全納	付命令に関する勧告件数及び課徴金額18	27

凡例

設 置	法	金融庁設置法(平成10年法律第130号)
金商	法	金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号)
証 取	法	証券取引法(昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「金融商品取引法」に改題)
犯 収	法	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
投信	法	19年法律第 22 号) 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年 法律第 198 号)
S P	C 法	資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)
社 債 等 振	替 法	社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法 律第 75 号)
金商法施	i 行 令	金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)
金 商 業 等	京 令	金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年 内閣府令第 52 号)
保 証 金	府令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和 28 年 大蔵省令第 75 号)

はじめに

はじめに

証券取引等監視委員会は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。当委員会は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命としています。

当委員会は平成4年に発足し、令和元年 12 月には新たな体制で第 10 期を迎えました。発足当初は刑事告発を主な法執行手段としていましたが、この 28 年余りの間に課徴金制度の導入(平成 17 年)や証券検査権限の拡大(平成 19 年)など、市場監視権限の充実・強化が図られ、また、組織体制も当初の2課から6課へと拡充・整備されました。こうした変遷を経る中で、悪質な違反行為を刑事告発するだけでなく、与えられた調査・検査権限や課徴金制度をより積極的に活用し、市場の健全性の向上に寄与してきました。

主な実績

資本市場を取り巻く環境の変化は非常に早く、資本市場で起こる問題に的確に対応するには、それらの事情に精通し、その動きに適切に対応していくことが必要となります。

令和元年度においては、まず、マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場の新しい事象も常に注意深く監視し、監視体制の整備や手法の改善を図るなどの取組みを進めました。

特に海外当局との間では、重要性が増している中国当局との連携強化や、各種国際会議の東京開催など、グローバルな市場監視への貢献と海外当局等との連携強化を行いました。

金融商品取引業者等へのモニタリングにおいては、リスクアセスメントを踏まえたオン・オフー体のモニタリングを定着・強化し、建設的対話も進め、「顧客本位」の業務運営の促進を図り、投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等の是正に努めました。

また、課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査を実施し、重大・悪質事 案には厳正に対処した他、再発防止・未然防止の観点から、根本原因の究明及び情 報発信にも努めました。

また、資本市場を取り巻く環境の変化も踏まえ、令和2年1月24日に中期活動方針(第10期)を公表しましたところ、第9期の到達点を踏まえ、「網羅的な市場監視(広く)」・「機動的な市場監視(早く)」・「深度ある市場監視(深く)」という3つの目標達成に向けて、5つの施策を示しています。

今後の課題

資本市場のグローバル化や各種金融市場の緊密化の更なる進展、世界的な低金 利環境の下、高リスク・低流動性ファンド等に対する資金流入の増大、地政学的リスク などを背景とした経済の先行きを巡る不確実性の高まり、デジタライゼーションの飛躍 的な進展など、資本市場は大きく変化しています。

このような環境変化を踏まえ、当委員会として、まず感染症拡大に伴い世界の金融・資本市場に不安定な動きが見られる足元においては、世界の金融・資本市場の不安定さを増幅させることや相場操縦等の不正行為が行われることがないよう、警戒水準を高めて市場の動向を注視していく所存です。

そして、中期活動方針(第 10 期)の下、関係当局や自主規制機関等との連携を密にしつつ、市場の自己規律機能の一層の向上も促しつつ、より実効性のある効率的な市場監視を行い、公正・透明で信頼される魅力ある資本市場の発展、投資者の保護に一層努めて参ります。

本年報は、設置法(平成 10 年法律第 130 号)第 22 条の規定に基づき、令和元年度の当委員会の活動状況を取りまとめ、どのような問題認識や価値観を持って責務にあたっているのかについても記載したものです。多くの市場関係者や投資家の皆様にも読んでいただき、当委員会の活動への理解が深まり、公正・透明な市場の構築に資する一助となれば幸いです。

令和2年6月 証券取引等監視委員会委員長 長谷川 充弘

証券監視委の軌跡

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
3年		一連の証券・金融不祥事
4年	大蔵省に証券監視委を設立	
5年		刑事告発 日本ユニシス㈱株券に係る相場操 縦等(証券監視委の第1号告発案件)
10 年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
13 年	金融庁発足、金融庁へ移管(現在に至る)	中央省庁再編
17 年	課徴金制度の導入 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加(財務の健全性等に関する検査、 投資顧問業者等の検査)	刑事告発 カネボウ㈱に係る有価証券報告書 の虚偽記載
18 年	5課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・ 開示検査課、特別調査課) いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権 限追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 は係る風説の流布、偽計 刑事告発 (株ニッポン放送株券に係るインサイダー取引
19 年	ファンド等に対する検査権限追加	金融商品取引法の全面施行
20 年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22 年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23 年	グループ会社等に対する検査権限追加(連結規制導入) 6課体制(総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査 課、開示検査課、特別調査課) 国際取引等調査室を設置	
24 年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ投資顧問(年金基金)
25 年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引に対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONA L (米国の診療報酬債権ファンド)
26 年	情報伝達・取引推奨行為に対するインサイダー取引規制導 入、課徴金調査及び犯則調査の権限追加	
27 年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化㈱株券等に係る相場操縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 ㈱東芝に係る有価証券報告書等 の虚偽記載
28 年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券 (レセプト債)
29 年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計(レセプト債)、㈱ストリーム株券に係る相場操縦
30 年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱UFJモルガン・スタンレー 証券㈱による長期国債先物に係る相場操縦

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年	**	課徴金勧告 日産自動車㈱に係る有価証券報 告書の虚偽記載

※暗号資産デリバティブ取引や、電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加(令和元年5月改正金商法成立、令和2年5月施行)

第1章

概要

証券監視委の活動サマリー

1 令和元年度の活動概要

令和元年度における日本の証券市場を取り巻く経済環境には、様々な変化が見られた。 年度当初の我が国の景気は緩やかに回復していたものの、足元では、国内外経済共に、 新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。このため金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」。

このように大きく変化する資本市場に対応すべく、令和元年度において、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)では、中期活動方針(第10期)²を策定・公表した。また、令和元年度は、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視を行った。調査・検査においては法令違反に対して行政処分勧告等を行うだけでなく、再発防止につなげるため、根本原因の把握に努めた。

2 不公正取引の勧告・告発の状況

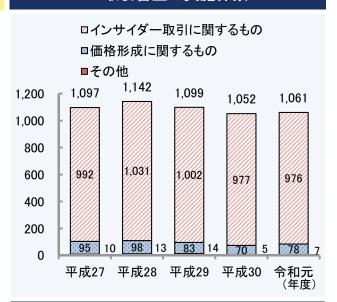
(1) 不公正取引の勧告・告発

令和元年度には不公正取引に関して 29 件(インサイダー取引 24 件、相場操縦5件) の課徴金納付命令勧告、1件の告発を行っ た。

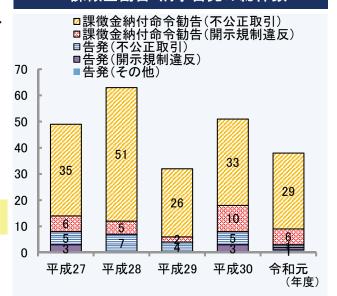
(2) 勧告・告発を支える取引審査

不公正取引等の端緒を把握する取引審 査の件数は、1,061 件となり、7年連続で 1,000 件を超えた。

取引審査の実施件数



課徴金勧告・刑事告発の総件数



(3) 不公正取引の特徴

企業経営を取り巻く環境の急速な変化等を背景に、引き続き、業務提携、新株発行等を重要事実とするインサイダー取引について多数勧告を行った。また、更生手続開始の申立てを重要事実とするインサイダー取引も複数勧告を行った。

監視を徹底し、違反行為には厳正に対処していくこととする。」と発表。

[「]令和2年3月24日の金融担当大臣談話において、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、「金融庁においては、 (略)証券取引等監視委員会や取引所とも連携して、空売り 規制等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る

² 令和元年 12 月 13 日より第 10 期開始。

情報伝達・取引推奨規制について、損失の発生を回避させる目的をもって行われた 売付けの推奨に対し、平成 26 年4月の規 制導入後、取引推奨規制違反として初めて 勧告を行った。取引推奨規制については、 規制導入後も、未だ社内における理解が十 分でない上場会社も少なくない。

相場操縦手法は、引き続き複雑化・巧妙化している。見せ玉の発覚を避けるため、見せ玉の全てを取り消さずに一部約定させる事案、10 本気配値の幅広い価格帯に複数の見せ玉を発注した事案、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げた事案等について勧告を行った。

(4) 今後の方針

今後も引き続き、経済状況や取引手法等の変化に対応し、機動的・効率的な審査・ 調査を行うため、市場監視システムの高度 化に向けた検討や、審査・調査手法の見直 しを行っていく。

また、勧告事案のウェブサイト掲載に加え、課徴金事例集等において、勧告事案の傾向・概要や、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の改善し得る点などについて記載し、不公正取引の再発防止・未然防止に努める。

3 開示規制違反の事案発掘と再発 防止·未然防止

(1) 開示規制違反の勧告・告発

令和元年度には開示規制違反に関して 6件の課徴金納付命令勧告、1件の告発を 行った。

(2) 開示規制違反の特徴

課徴金納付命令勧告を行った6件のうち、 2件で有価証券報告書の非財務情報についての虚偽記載が認められた。具体的には、「コーポレート・ガバナンスの状況」における企業統治の体制、内部統制システムの整備状況、役員報酬等について、実態とは異なる記載が認められた。

また、他の4件については、売上の前倒 し計上、貸倒引当金の過少計上等の不正 な会計処理による過大な当期純利益の計 上等、うち1件については、「関連当事者と の取引に関する注記」の不記載といった有 価証券報告書等の財務情報についての虚 偽記載が認められた。

(3) 今後の方針

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景に、開示規制違反の早期発見・早期是正のため、開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行うとともに、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

また、開示規制違反が認められた上場会社における適正な情報開示体制の構築に向け、その経営陣と開示規制違反に至った背景・原因等について議論を行い、問題意識の共有に努めていく。さらに、開示検査によって把握された開示規制違反事例等の内容について、上場会社、監査法人等に対して積極的に広報・周知活動を行うことによって、開示規制違反の再発防止・未然防止に努めていく。

4 金融商品取引業者等³に対するオン・オフー体のモニタリングの実施

(1) 証券モニタリングの基本的な取組方針

証券監視委は、平成 28 事務年度⁴から全 ての金融商品取引業者(以下「金商業者」という。)等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを行い、財務局とも連携しながらリスクベースでオンサイト・モニタリング(立入検査)先を選定する取組みを行っている。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、 単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行う にとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、 問題の根本原因の究明を行うことにより、 実効性のある再発防止策の策定につなげ ていくことに努めている。

さらに、問題が顕在化していないものの、 業務運営態勢等について改善が必要と認 められた場合には、検査終了通知書に「留 意すべき事項」として記載して証券監視委 の問題意識をモニタリング先と共有し、実効 性ある内部管理態勢の構築等を促す取組 みを行っている。

(2) 金商業者等に対する勧告・告発

令和元年度には金商業者等に対する行 政処分勧告を14件、告発を1件行った。 これらの事例では、証券会社において、 顧客に対し損失を補填する行為を行っていたものや、投資運用業者において、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないもの、投資助言・代理業者において、金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行ったものなど、法令遵守及び投資者保護の意識が欠如した、重大な問題のある業務運営を行っている業者が認められた。

(3) 今後の方針

証券モニタリングの対象業者数は延べ約7,500 となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることを踏まえ、効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を的確に把握していく。

とりわけ、法令違反事項や業務運営上の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況等が認められる場合には、オンサイト・モニタリングを実施し、実態を検証していく。

また、令和元年5月に成立した改正金商法の施行に伴い、新たな検査対象先として、暗号資産⁵デリバティブ取引や、電子記録移転権利(収益分配を受ける権利が付与された ICO⁶トークンでブロックチェーンが利用さ

³ 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、 適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、モニ タリングの対象となる全ての業態を指す。

⁴ 平成 28 事務年度は、平成 28 年7月1日から同 29 年6月 30 日までの間を指す。

⁵ 資金決済法の改正(令和2年5月1日施行)により、法令 上、「仮想通貨」は「暗号資産」へ呼称変更された。

⁶ Initial Coin Offering

れているもの等)を取り扱う金商業者のモニ タリングに取り組んでいく。

5 デジタライゼーションの進展への対応

(1) 市場監視業務におけるデジタライゼーションの活用

近年、市場環境もアルゴリズムを用いた 高速取引の普及等により大きく変化してい るほか、暗号資産等の新しい商品・取引等 が出現するなど、デジタライゼーションの飛 躍的な進展が資本市場及び市場参加者全 体に大きな影響を及ぼしている。証券監視 委では、こうした市場環境の変化に適切に 対応し、市場監視をより効果的・効率的に 実施するための取引監視システムの機能 を強化するなど、市場監視業務におけるデ ジタライゼーションの活用を推進している。

(2) 今後の方針

市場環境の変化に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するために、市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の活用を目指し、引き続き検討を進めていく。

6 関係機関との連携・情報発信

(1) 関係機関との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人) とは、売買審査、各機関の所属会員の業務の適切性チェックなどに係る日常的な連携を行っている。また、定期的な意見交換を通じ、市場監視を巡る様々な問題・課題 等について積極的に議論を行うなど、相互の問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。令和元年度は、自主規制機関等との定期的な意見交換会を19回行ったほか、金商業者や関係団体との意見交換も実施した。

海外当局との間では、証券監督者国際機構(以下「IOSCO⁷」という。)において多国間の様々な議論に参加しているほか、市場監視当局間での2国間の意見交換も積極的に実施している。また、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査のため、令和元年度にはIOSCOの多国間情報交換枠組み等を通じて、海外当局に対して26件の情報提供の依頼を行った。

(2) 情報発信の充実

証券監視委は、個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集等の公表、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めている。令和元年度には、報道機関やウェブサイト等を通じた情報発信のほか、市場参加者や公認会計士、弁護士等に対して、合計 26 回の講演等を実施した。

⁷ International Organization of Securities Commissions

令和元年度の 主なトピックス

令和元年度の主なトピックス①

グローバルな市場監視への貢献及び海外当局等との連携強化

市場の更なるグローバル化が進展し、クロスボーダー取引が拡大している中において、海外当局等との連携が一層重要となっているところ、証券監視委は、グローバルな市場監視への貢献、国内外の関係機関との連携等を進めており、令和元年度は特に、重要性が増している中国当局との連携強化や、各種国際会議の東京開催に取り組みました。

平成31年4月には、平成30年10月の日中首脳会談での合意に基づき、中国・上海において第1回日中資本市場フォーラムが開催されました。本フォーラムには、数百名の日中両国の市場関係者が集い、証券監視委からは長谷川委員長が参加し、当局を含む日中関係者間の連携強化の重要性等を述べたスピーチを行いました。





また、本フォーラムに先立ち、長谷川委員長と遠藤金融庁長官は、中国証券監督者管理委員会(CSRC)の方星海副主席と面会し、日中金融協力の更なる強化や市場監視分野の連携強化等について意見交換を行いました。さらに、本フォーラムに合わせて、証券監視委事務局とCSRCとの間で実務レベル会合を開催し、両当局間の協力関係の強化や証券市場を巡る諸問題について意見交換を行いました。

令和元年 10 月には I O S C Oのアジア太平洋地域委員会会合を東京で開催し、証券監視委から引頭委員及び事務局職員が参加するとともに、事務局幹部が法執行に関する部会の議長を務め、アジア太平洋地域の資本市場における諸問題に関し、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)やシンガポール金融管理局(MAS)等の海外関係当局と、情報交換や協力の促進について議論を行いました。さらに、同年 11 月には、東京において、米国や欧州を含む主要各国の証券当局・自主規制機関が情報・意見交換を行うラウンドテーブルを開催し、市場監視に係る諸問題について議論しました。

資本市場のグローバル化や各種金融市場の緊密化が更に進展しているところ、証券監視委では、令和2年1月に策定した中期活動方針(第 10 期)に基づき、グローバルな市場監視への貢献、国内外の関係機関との連携等を更に強化していきます。

令和元年度の主なトピックス②

投資者被害につながる不適切な販売・勧誘等への対応 ~名義貸し・やらせレビュー・スキャルピング等、投資助言業者への行 政処分勧告~

投資助言業者は、顧客に対して金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する情報を提供することにより、当該顧客の資産形成に寄与すべき役割を担っています。

このため、投資助言業者には、顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行うこと (忠実義務) や高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営していくことが求められ ています。

しかし昨今、複数の投資助言業者において、名義貸し、誇大広告(いわゆる「やらせレビュー」)、顧客取引を利用して第三者又は自己の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為(スキャルピング)など、投資者保護上問題のある法令違反行為が散見されています。これらの中には、投資助言業者以外の者も関与して行われた法令違反行為も認められました。

そのため、証券監視委では、これら7件の事案について、行政処分勧告を行いました (本編2-4-3. (4) 参照)。

〇 名義貸し(2件)

投資助言業者が自らの名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていない第三者に投資助言行為を行わせるなど、いわゆる「名義貸し」が行われていました。

金融商品取引業を行うには金商法上の登録を受ける必要があり、投資助言業者などの金商業者が他人に「名義貸し」を行うことは、登録制度の潜脱につながる悪質な行為であり、金商法により固く禁止されています。

なお、過去の行政処分勧告事案において、他の投資助言業者の名義を使用して投資助言行為を行っていた者が、当年度の事案においても同様の行為を繰り返していたため、改めてその旨を公表し、注意喚起を行いました。

○ 誇大広告(いわゆる「やらせレビュー」)(3件)

投資助言業者を評価・比較している複数のウェブサイトにおいて、著しく事実に相

違する表示のある広告が行われていました。

さらに、その広告の掲載も、実際には広告業務を委託した業者が作成した広告記事であるにもかかわらず、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った記事として掲載する(いわゆる「やらせレビュー」)など、著しく人を誤認させるような表示となっていました。

当該事案では、こうした投資助言業者における広告の実態を解明するため、金商法 上の権限を行使して、上記の広告業務を委託していた先に対する立入検査を初めて実 施しました。

○ 顧客取引を利用して第三者等の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為(スキャルピング)(2件)

第三者(投資助言業者の実質的支配者)等が保有する株式の価格を上昇させて、当該第三者等の利益を図ることを目的として、複数の顧客に対し、正当な根拠を有しない助言が行われていました。

このような行為は「スキャルピング」と呼ばれ、顧客の利益を犠牲にして、第三者等の利益を図るために助言を行う極めて悪質な行為であり、金商法により固く禁止されています。

なお、当該事案においては、投資助言業者の実質的支配者が当該法令違反行為を主導していたことから、そのような状況や当該実質的支配者の氏名について公表しました。また、当該事案は、金商法施行後、「スキャルピング」に対する初めての行政処分勧告事案となりました。

このように、令和元年度においては、投資助言業者以外の者が関与した悪質な法令違反行為が数多く認められましたが、深度ある検査の実施に取り組み、投資助言業者の業務運営の実態や法令違反行為の全体像の把握に努めました。

今後とも証券監視委では、投資者保護上問題のある行為等に対して厳正に対処し、幅 広い投資者が安心して投資できる市場の実現等を通じ、国民の安定的な資産形成に貢献 していきます。

また、投資者の皆様においては、投資助言業者を選ぶ際、投資助言業者以外の者も関与する法令違反行為が存在することに留意しつつ、十分に検討することが必要です。

第2章

本編

令和元年度の活動実績

2-1 取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、網羅的かつ機動的な市場監視の実現にあたり、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署 (金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署)に回付しているほか、自主規制機 関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背 景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問 題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

また、最近では、上場会社やその関連会社が行う暗号資産関連業務についても、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、注視している。

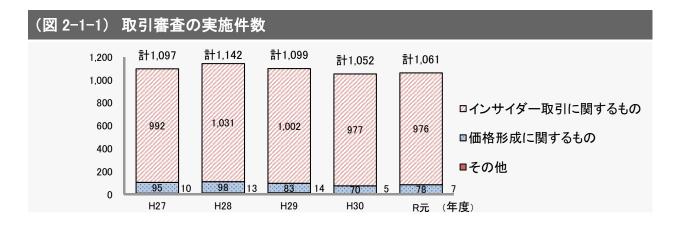
これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的 な市場監視を行っている。

2. 取引審査の実施状況

マクロ経済の動きや IT の進展等の外部環境の変化は、不公正取引の様態にも影響を及ぼしている。世界経済の先行き不透明さの高まりに伴う不公正取引リスクの拡大等を背景に、不公正取引等の端緒を把握する取引審査の令和元年度における実施件数は、前年度と同程度の1,061 件となり、7年連続で1,000 件を超えた。

審査類型別の内訳では、インサイダー取引 976 件、価格形成 78 件、その他(偽計・風説の流布等)7件となった。

また、高速取引に係る規制の導入(高速取引行為者の登録や取引戦略の明確化等)を含む金商法の一部を改正する法律が平成30年4月に施行されたことも踏まえ、実効性のある取引監視を行っていく観点から、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引分析を行うなど、実態把握に取り組むとともに、自主規制機関と連携するなどにより、不公正取引の疑いのある取引について審査を行った。



3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的かつ機動的な市場監視を実現するため、平成 28 年6月に市場分析審査課に市場モニタリング室を設置し、市場に関する幅広い情報の収集・分析能力の強化を図っている。

(1) 情報受付・公益通報の状況

① 情報収集への取組み

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における生の声であり、調査・検査に向けての端緒となる。証券監視委では、できるだけ多くの方から有益な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

このため、令和元年度においては、情報提供をいただく際の利便性向上や収集情報の拡充を図るために、証券監視委ウェブサイト内の受付サイトをスマートフォンに対応できるよう改修を行った。なお、令和元年度の情報受付件数は 5,798 件となった。(情報の受付状況の推移については、附属資料3-2-2参照)

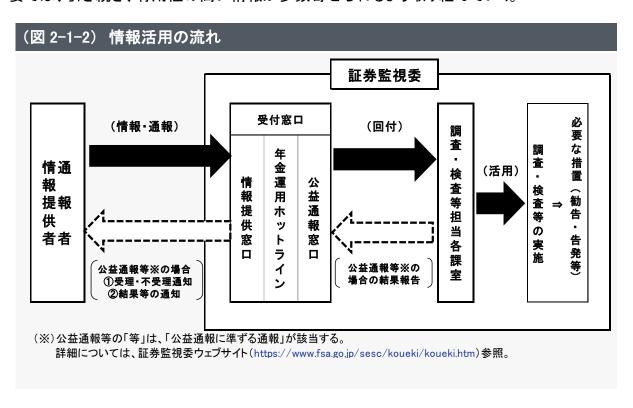
また、公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」にて、事前相談や、受理に向けた審査などの対応を行っている。令和元年度における公益通報の受理件数は5件であった。このほか、公益通報の要件に該当しない通報については、「情報提供窓口」への情報提供として、活用している。

② 情報の活用

提供いただいた情報・通報は、以下のとおり、受付窓口において内容を確認した上で検査・調査等担当各課室に回付し、有効に活用している。

例えば、「業績下方修正が行われることを知りながら、子会社の代表者がA社株式を売却 した」との情報を活用し調査等を行った結果、インサイダー取引の事実が認められたケース などがある。(その他の情報活用事例については、附属資料3-2-4参照)

受付窓口は、情報の内容に応じて3つに区分されているため、附属資料3-2-4を確認いただくとともに、情報提供等に当たっては、証券監視委のウェブサイト®を参照していただくなどにより、不正行為に関して、できるだけ具体的な情報の提供をお願いしたい。証券監視委では、引き続き、有用性の高い情報が多数寄せられるよう取り組んでいく。



(2) 市場動向分析

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」。事案に対し、投資家や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。その結果、第三者割当による新株式又は新株予約権の発行にあたり、虚偽の事実を公表した企業など、問題と思われる複数の企業が上場廃止となって市場からの退出

⁸ 証券監視委ウェブサイト「提供いただきたい情報の例」 https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/example.html

⁹ 発行市場及び流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

に繋がった。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドへの増資の割当などの方法を使うことにより、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

さらに、最近では、上場会社やその関連会社が暗号資産関連業務に進出するなど、新たな動向も見られていることから、特に上場会社等による不正行為の監視の観点から、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、引き続き動向を注視していく。

また、市場監視活動の中で収集・分析した情報を一元的に管理し、証券監視委職員が利用できる体制を平成 27 年度に構築したところであるが、平成 30 年度以降、更に収集情報の内容を拡充させたほか、監視業務全般に対して多面的・複線的に活用できるようデータベースのあり方についての検討を行っている。

(3) フォワード・ルッキングな観点による分析

証券監視委では、平成 28 年7月以降、グローバルなマクロ経済やマーケット等の変化が上場企業の業績等に及ぼす影響を分析し、フォワード・ルッキングに内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行っている。

令和元年度においては、内外の経済動向や収益状況などを考慮した個別企業の分析を実施している。分析に当たっては、民間の有識者等からのヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については、証券監視委内部及び金融庁の関係部署と情報共有を行っている。

4. 今後の課題

(1) 高速取引に係る審査手法の効率化・高度化

高速取引の普及を踏まえ、証券監視委では、引き続き、金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引実態の把握及び分析を進めるとともに、金融庁の関係部署や金融商品取引所との間でも、高速取引行為者に関する情報共有や意見交換を行いつつ、高速取引に係る審査を着実に行っていく。

(2) フォワード・ルッキングな観点による分析の高度化

民間の有識者等との関係性の維持・深化を図りつつ、先行き不透明な世界経済情勢の潜在的リスクを幅広く、タイムリーに把握するとともに、関係部署との間の連携を強化することにより、フォワード・ルッキングに分析を実施していく。

(3) デジタライゼーションの活用

近年、取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進む中、効率的かつ効果的に取引審査を行っていくには、膨大なデータを迅速に確認・分析する必要がある。また、市場監視の空白を作らないため、確認・分析に必要となるデータをより効率的かつ効果的に収

集・検索できる仕組みを構築していく必要があり、こうした課題を解決するため、更なるデジタライゼーションの活用を検討していく。

(4) 情報受付・公益通報の増加策の推進

より多数の有用な情報を提供いただくため、引き続き情報提供の際の利便性向上施策を検討していく。

2-2 不公正取引の調査

1. 取引調査の目的

取引調査は、証券市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護するため、課徴金の対象となる行為のうち、インサイダー取引(内部者取引)や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

2. 令和元年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、令和元年度においては、計 29 件(インサイダー取引 24 件、相場操縦 5件)の勧告を行った。

(1) インサイダー取引

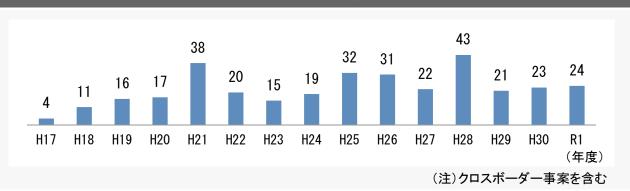
令和元年度におけるインサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数は 24 件であった (図 2-2-1 参照)。

インサイダー取引を行った違反行為者 16名の属性を見ると、会社関係者である上場会社の 社員が7名(44%)と一番多く、次いで、会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次 情報受領者である友人・同僚が4名(25%)となっている(図 2-2-2 参照)。

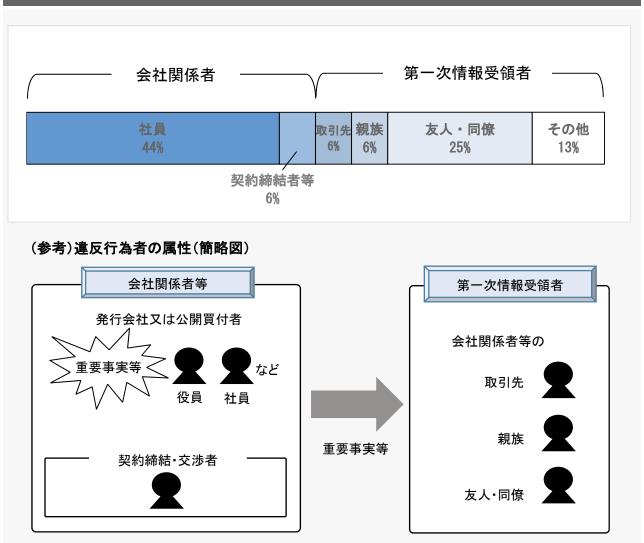
課徴金調査において、上場会社の役員自身によるインサイダー取引は認められなかったものの、上場会社の役員の情報伝達によるインサイダー取引が2件認められた(うち1件は、情報伝達規制違反)。上場会社の役員は、重要事実等を適切に管理し、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにもかかわらず、自らが職務上の必要がない者に情報を伝達し、インサイダー取引を招いている状況が引き続き認められた。

情報伝達・取引推奨規制違反が8件あり、5件は情報伝達規制違反、3件は取引推奨規制違反であった。なお、平成 26 年4月の情報伝達・取引推奨規制導入後、損失の発生を回避させる目的をもって売付けの取引推奨規制違反行為を行った者についての課徴金勧告は、令和元年度が初である。

(図 2-2-1) インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移



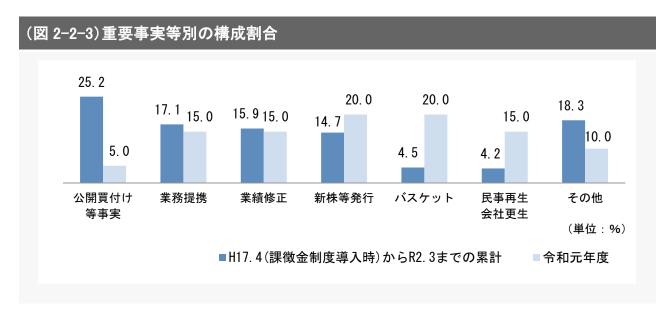
(図 2-2-2) インサイダー取引を行った違反行為者の属性(令和元年度)



令和元年度の勧告件数 24 件における重要事実等 20 件(インサイダー取引規制違反と情報 伝達規制違反の重要事実等が同一である場合を含むため、勧告件数と重要事実等の数は一 致しない)を分類すると、新株等の発行が4件(20.0%)、業務提携、業績修正、会社更生が各 3件(各 15.0%)等となっている。また、金商法第 166 条第2項第1号~第3号の重要事実(決 定事実、発生事実、決算情報)には該当しないものの、同項第4号及び第8号の「上場会社等

(上場会社等の子会社)の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」(いわゆるバスケット条項)に該当すると認められた事案が4件(20.0%)あり、勧告を行った(図 2-2-3 参照)。

一般に、公開買付け等事実、業務提携など社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合は、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。



これらのインサイダー取引の調査において、インサイダー取引防止規程が設けられている 上場会社が確認されたものの、社内における理解が十分でない上場会社のほか、取引推奨 規制についての記載がない上場会社が多数確認された。重要事実を知った者による自社株 売買が社内において承認されてしまった上場会社もあり、インサイダー取引防止のための体 制を整えていても、実質的に機能していない状況が認められた。

<主なインサイダー取引事案>

事案概要	勧告日 課徴金額 ¹⁰	特徴
東証一部上場会社の社 員2名が、職務に関し重 要事実を知り、重要事実 の公表前に売り付けた事 例	R1.12.6 283 万円 36 万円	・値引き販売の隠蔽、売上高の過大計上に関する不正行為の判明という重要事実について、バスケット条項を適用した事案11

<主な取引推奨事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴	
東証一部上場会社の社員が、職務に関し重要事実を知り、損失を回避させる目的をもって同僚に売付けを推奨した事例12	R2.1.28 66 万円	 ・損失の発生を回避させる目的をもって行われた売付けの推奨を、取引推奨規制違反として勧告した初の事案(過去の取引推奨事案は利益を得させる目的をもって買付けを推奨) ・社内規程に取引推奨規制が未記載 	

<クロスボーダー取引によるインサイダー取引事案>

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
東証一部上場会社と契約 の締結に係る交渉をして いた海外の会社の役職 員が、契約締結の交渉に 関し重要事実を知り、重 要事実の公表前に買い 付けた事例	R1.12.6 1億 9,625 万円	・インサイダー取引に対する課徴金額としては過去最高額・日本の上場会社と業務提携の交渉をしていた海外の会社の役職員によるインサイダー取引

¹⁰ 複数の課徴金納付命令対象者がいる場合は、課徴金納付命令対象者ごとの課徴金額

¹¹ 課徴金制度の導入以降、バスケット条項を適用した事案は、累計で14事案ある

¹² 本件は、同一の課徴金納付命令勧告事案における複数の課徴金納付命令対象者のうち、損失を回避させる目的をもって同僚に売付けを推奨した対象者に係るもの

(2) 相場操縦

令和元年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は5件であり、いずれも個人投資家による相場操縦であった。

見せ玉¹³の発覚を避けるために、売り抜けた後に見せ玉の全てを取り消さずに一部を約定させる手法、10 本気配値の幅広い価格帯に複数の見せ玉を発注する手法、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法など、取引手法の複雑化・巧妙化が見られた。

また、過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者による再度の相場操縦についての勧告を 1件行った(課徴金額は 1.5 倍に加算。加算規定の適用は、累計で4件目)。

<主な相場操縦事案>

事案概要
DAQ等に上場の4銘柄に 119 万円 数の買い見せ玉による上昇基調の作出 ついて、10 本気配値の価格帯に複数の見せ玉を発 注した手法、売り抜けた
後に見せ玉の全株を取り 消さずに一部を下値訂正 する手法等を行った事例

3. 今後の課題

(1) 適切な法令適用

国内外の経済環境の変化により、金商法制定時には想定されていなかった経済活動や企業の価値判断が株価に影響を与えるような事象が生じている。令和元年度も、インサイダー取引事案において、データ偽装他複数の事象が、金商法において重要事実として列挙されている事象には該当しないものの、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当した事案があった。市場監視の空白を生まないため、引き続き、適切に法令を適用することが重要である。

¹³ 自身の売り注文(買い注文)を有利な価格で約定させようとして、約定させる意思がない大量の買い注文(売り注文)を発注し、 買い優勢(売り優勢)の板状況を作出することで、他の投資家の売買を誘引しようとする注文のこと。

(2) 情報伝達・取引推奨規制違反への対応

情報伝達・取引推奨規制違反による勧告が増加傾向にある。令和元年度は、情報伝達規制違反5件、取引推奨規制違反3件の勧告を実施し、特に取引推奨規制違反については、 売付けの推奨について損失回避目的を認定した事案を初めて勧告しており、株価の上昇要 因だけではなく、株価の下落要因も違反行為に利用されている。投資家や会社関係者等に 対しては、自身のインサイダー取引だけではなく、情報伝達・取引推奨規制違反行為も課徴 金納付命令対象となることを、様々な機会を活用し情報発信していく。

(3) クロスボーダー取引への対応

クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対しては、証券規制当局間のMMoU¹⁴(多国間情報交換枠組み)を活用した海外当局との連携や、海外規制当局との幅広い情報・意見交換などを行うことにより、効果的・効率的な実態解明に取り組んでいく。

(4) 情報発信

市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の適切な情報発信¹⁵(ウェブサイト掲載・記者への説明・市場へのメッセージ¹⁶等)、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。 今後も、国内外への情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝えることで、不公正取引の未然防止につなげていく。

(5)デジタルフォレンジック技術の向上

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。IT の進展によるSNSなどの情報伝達手段の多様化、データの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

¹⁴ Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

¹⁵ 例えば、金融庁及び証券取引等監視委員会においては、一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、令和元年7月 29 日に「インサイダー取引規制に関するQ&A」を改訂。

¹⁶ 平成 31 年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。



取引推奨規制を知っていますか?

~インサイダー情報自体を伝えなくても、 それを使った取引推奨行為は違反です!~

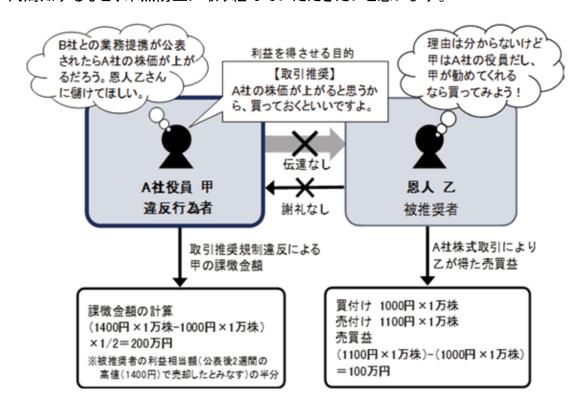
≪会社関係者・公開買付者等関係者へのメッセージ≫

情報伝達・取引推奨規制が導入された平成 26 年4月以降、同規制の違反行為者は 24 名(うち1名は情報伝達・取引推奨規制ともに違反)、令和元年度の違反行為者は、情報伝達規制違反5名、取引推奨規制違反3名でした。また、取引推奨規制違反3名の うち1名については、損失を回避させる目的をもって売付けの取引推奨を行った初の事案となりました。

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報(重要事実、公開買付け等事実)を伝えなくても、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

上場会社の多くは、インサイダー取引防止規程を定めており、職務上不要なインサイダー情報の伝達禁止は記載されていますが、取引推奨規制についての記載がない会社も見受けられます。

上場会社の皆様におかれては、インサイダー情報を伝達しない取引推奨行為についてもインサイダー取引規制の対象であることについて、社内規程に記載のうえ改めて社内周知するなど、未然防止に取り組んでいただきたいと思います。





デリバティス取引による相場操縦についても 私たちは目を光らせています

≪機関投資家へのメッセージ≫

デリバティブ取引に係る相場操縦事案への対応について紹介します。

相場操縦は、現物株取引だけでなく、TOPIX 先物、長期国債先物のようなデリバティブ取引においても行われています。証券監視委では、これらの取引についても監視を行っており、相場操縦に該当する取引については課徴金納付命令勧告を行ってきました。

例えば、近年においては、国内及び海外の機関投資家等による長期国債先物の相場操縦事案について、課徴金納付命令勧告を行いました。具体的には、機関投資家等のトレーダーが、長期国債先物について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、約定させる意思のない多数の売り注文を発注するなどにより、相場操縦を行った事案です(下の図は、取引の参考例)。

課徵金納付命令対象者 大阪取引所 発注 機関投資家等 (証券会社) 長期国債先物 (トレーダー) <売り見せ玉の例> (円) 例:XX時X1分~X4分 ①売り見せ玉 ③取消 ①約定する意思のない売り 151.15 注文を発注する 151.14 (下値に他の投資家の売り 151.13 注文が誘引) 長期国債先物の売買注文を執行 151.12 ②買い注文を発注し、誘引 注文と対当させ買い付ける 価格 151.11 ③数秒後に上記①の注文 ②下値で買い付け 151 10 (売り見せ玉)を取り消す 300:303 300:004 XX:X2

証券監視委は、このような不公正取引に対応するため、海外の市場監視当局や日本取引所自主規制法人とも協力しながら、日々、監視の目を光らせています。

機関投資家の皆様には、自らが市場の重要なプレーヤーであることを再認識し、市場利用者としての自己規律の維持に努めていただくことを望みます。

2-3 開示規制違反の検査・情報収集

1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出を義務付け、内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このようにして、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資 判断を行うことが可能になるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載さ れていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被る おそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

2. 令和元年度の開示検査の実績・傾向

令和元年度は、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反等の発生を踏まえ、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、機動的かつ多面的な開示検査を実施した。

こうした活動を通じて、令和元年度は、前年度からの継続事案も含め、38 件の開示検査を行い、18 件について検査を終了した。これらのうち6件については、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められたことから、課徴金納付命令勧告を行った。また、検査を行った各事案については、課徴金納付命令勧告を行わなかったものも含め、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促した。

また、うち1件については、開示規制違反を行った上場会社に対する、証券監視委の課徴金納付命令勧告と同日に、公認会計士・監査審査会が、当社の会計監査人に関し、当社等に対する

著しく不適切かつ不十分な監査業務等を理由として行政処分勧告する等、公認会計士・監査審査会と連携して、開示規制違反の防止に努めた。

さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関(金融商品取引所、会計監査人)等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。

(1) 課徵金納付命令勧告事案

<主な勧告事案>

` '	工-6-10-11-17-7-7					
	事案の概要	勧告日 課徴金額	不適正な会計処理の背景・原因			
1	当社の代表取締役(当時)が、特定の法人の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたにもかかわらず、当社と特定の法人との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。	R1.7.19 2億2,385万 円	・当社の代表取締役(当時)は、コンプライアンス意識が欠如していたこと。 ・当社は、取締役会による監督機能が有効に機能しなかった等、当社の代表取締役(当時)を監視・監督するガバナンス体制が脆弱であったこと。 ・当社は、役職員におけるコンプライアンス意識が不足していたこと。			
2	当社及び子会社における 売上の前倒し計上等、社長 (当時)による粉飾の指示 のもと、複数の不適正な会 計処理を行った。また、開 示が求められている「コー ポレート・ガバナンスの状 況」について、実態とは異な る開示を行った。 ¹⁷	R1.12.6 2,400 万円	・当社社長(当時)は、取引銀行と良好な関係を保つためには粉飾を行っても構わないと考えていたなど、適正な財務報告を行うというコンプライアンス意識が全く欠如していた。 ・他の取締役や幹部職員も前社長の考えに異議を唱えることなく、当社には、粉飾を許容する企業風土が醸成されていた。			

¹⁷ なお、公認会計士・監査審査会は、本課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する著しく不適切かつ不十分な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

			・取締役会は形骸化し、職務執行の監督機能は発揮されず、監査役による監査もほとんど行われていなかったなど、ガバナンスが全く機能していなかった。
3	当社は、「コーポレート・ガバナンスの状況」について、役員に対する報酬を、以下のとおり実態よりも過少に記載した。・当社の代表取締役について、支払い済みの金額のみを開示した。・当社の代表取締役(当時)の連結報酬等の総額が1億円以上であったにもかかった。	R1.12.10 24 億 2,489 万 5,000 円	 ・当社代表取締役会長1人に権限が集中していた。 ・主要な部署の責任者を特定少数者に集中させることで、一部の管理部署がブラックボックス化していた。 ・取締役会の監督機能が有効に機能しなかった。

令和元年度の課徴金納付命令勧告を行った6事案のうち2事案において、有価証券報告書の非財務情報についての虚偽記載が認められた。これら事案については、「コーポレート・ガバナンスの状況」における企業統治の体制、内部統制システムの整備状況、提出会社の役員の報酬等において、実態とは異なる記載が認められた(本編監視委コラム「非財務情報も投資判断のために重要な情報です」参照)。

令和元年度に課徴金納付命令勧告を行った事案において、重要な虚偽記載等の開示規制 違反に至った背景・原因として、例えば、

- ・ 取締役によるコンプライアンス意識が欠如していたこと(事案1・2)、
- ・ 取締役会による監督機能が有効に機能しなかったこと(事案1~3) 等が挙げられる。

(2) 内部統制の機能状況の実態把握及び改善状況等の確認を行った事案

く主な事案>

事案の概要

内部統制の不備の背景・原因

本事案は、過去の不正会計を受けて 再発防止策を実施したにもかかわら ず、非現実的な業績目標を達成するた め、複数の営業担当者が注文書等の証 憑について偽造や改ざん等を行い、売 上の前倒し計上等の不適正な会計処理 を行ったものである。

検査の結果、不適正な会計処理によ る影響額は必ずしも多額でないこと等 から、課徴金納付命令勧告は行わなか った。

なお、当社は、第三者委員会による調 査を行った上で、有価証券報告書等の 訂正報告書を提出した。

・過去の不正会計を受けて実施した再発防 止策が機能せず、全社的にコプライアンス意 識が欠如する中で、当社経営陣が営業を過度 に重視し、非現実的な業績目標を設定してい たこと

・取締役会の監督機能が有効に機能しなか ったこと、

等が考えられる。

証券監視委では、内部統制の機能状況を確認する必要があると認められた上場会社につ いても開示検査を実施している。検査の結果、内部統制の不備が認められた場合には、開示 規制違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行って いる。

(3) 特定関与行為が疑われる者に対する開示検査

証券監視委では、特定関与行為18についての検査も積極的に行っている。

令和元年度は、架空取引による架空売上を計上したことにより開示書類に重要な虚偽記載 が認められ、平成 30 年度に課徴金納付命令勧告を行った事案の開示検査において、特定関 与行為が疑われた当該架空取引に関与した会社に対して検査を実施した。検査の結果、特定 関与行為とは認められなかったが、引き続き、特定関与行為についても注視していく。

¹⁸ 重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいう。

3. 今後の課題

(1) 事案分析の充実

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景と した開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行う。また、開示 規制違反の早期発見・早期是正を図るため、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

(2) 開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

① 経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣と、その背景・原因等について議論し、 問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止・ 未然防止を図る。また、こうした情報開示体制の構築・整備に対して積極性が認められない 上場会社等に改善を促す効果的な手法について、関係機関等と連携しつつ模索していく。

② 情報発信の充実・強化

証券監視委では、開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情 報発信(ウェブサイト掲載・記者への説明等)において、できる限り分かりやすい説明に努め ている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違 反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、 会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めている。今 後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止及び未然防止を 図る。



再発防止のため、自らの役割の再確認を

≪上場会社へのメッセージ①≫

証券監視委は、開示規制違反の再発防止に向け、その背景・原因について、会社経営陣と議 論し、問題意識を共有した上で、会社自身による適正な情報開示のための体制構築・整備を促 しています。

上場会社の取締役会の皆様におかれては、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴った ものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについ て、改めて点検していただければと思います。また、監査役・監査委員の皆様におかれては、独 立した立場から取締役等の業務の執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくこと が、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。



非財務情報も投資判断のために重要な情報です

≪上場会社へのメッセージ②≫

有価証券報告書等における財務情報及び非財務情報(記述情報)は、いずれも、投資家にとって適切な投資判断を行う上で重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資家との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的な企業価値の向上につながる重要な情報であると考えられます。

こうした認識の下、有価証券報告書の非財務情報に関して、2019 年3月期からガバナンス情報が拡充され、2020 年3月期からは、経営方針・経営戦略、経営成績等の分析、事業等のリスク等の記述情報の充実等が図られています。

その一方で、令和元年度に開示検査を行った2社について、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、重要な事項につき虚偽記載が認められたため、 課徴金納付命令勧告を行いました。これらは、「コーポレート・ガバナンスの状況」につい ての虚偽記載を対象として課徴金納付命令勧告を行った初めての事例になります。

これら2つの事例の概要は、次のとおりです。

《事例1: 令和元年 12 月6日勧告》

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」(注)において、企業統治の体制、内部統制システムの整備状況、監査役と会計監査人との相互連携等に関し、実態とは異なる記載を行っていた。

《事例2:令和元年 12 月 10 日勧告》

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」(注)において、連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等に関して虚偽の記載を行い、更にこれらの役員を含む役員区分ごとの報酬等の総額等についても、虚偽の記載を行っていた。

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況 第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンス

の状況(注) 第5 経理の状況

虚偽記載

(注) 平成 31 年1月 31 日の改正により、現行は、「第4 提出会社の状況」・「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」及び「(4) 役員の報酬等」です。

これらの虚偽記載が行われた背景には、経営陣の適正な情報開示を行うという意識の欠如、経営トップへの権限の集中、そして取締役会等の監督機能の不全等があると 考えられます。

上場会社の皆様のおかれては、非財務情報(記述情報)について、より積極的に開示していただきたいと思います。ただし、投資家の判断を誤らせるような事実と異なる記載を行うことは許されません。

2-4 金商業者等へのモニタリング等

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフー体のモニタリングを通じて、金商業者等の業務又は財産の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券監視委が、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講じることにより、金商業者等が、自ら適切なガバナンスやリスク管理態勢を構築し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

2. 金商業者等を取り巻く環境の変化

令和元年度における日本の証券市場を取り巻く国内外の経済環境には様々な変化が見られた。

年度当初の世界経済は、引き続き緩やかに回復していたが、通商問題の動向や中国経済の 先行き、英国のEU離脱問題等の欧州情勢等が不確実性を高め、再び金融緩和に向く中で、潜 在的リスクの高まりが指摘されるなどの変化が見られた。国内の株式市場については、株価は 高い水準を維持していたものの一進一退の動きが続き、売買高は減少に転じ、金利については、 歴史的な低金利が継続した。しかし足元では、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、 国際金融市場は不安定化している。

このように大きく変化する市場環境の中、金商業者等においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が困難となってきている。一方、一部の投資者において、高収益の商品を求める動きがみられ、個人投資家に対し、十分なリスク説明が行われないまま高リスクの商品が販売され、その後問題となった事例や、高利回りを掲げ、無登録で金融商品取引業を営む者が投資者被害を引き起こしている事例も発生している。

また、デジタライゼーションが進展し、非金融プレイヤーが金融商品取引業へ参入する動きや、 金商業者等において、業務効率化のためクラウドサービスやAI等を用いる動きがみられている。 他方で、サイバー攻撃は、引き続き金商業者等の脅威となっており、サイバーセキュリティの重 要性が高まっている。

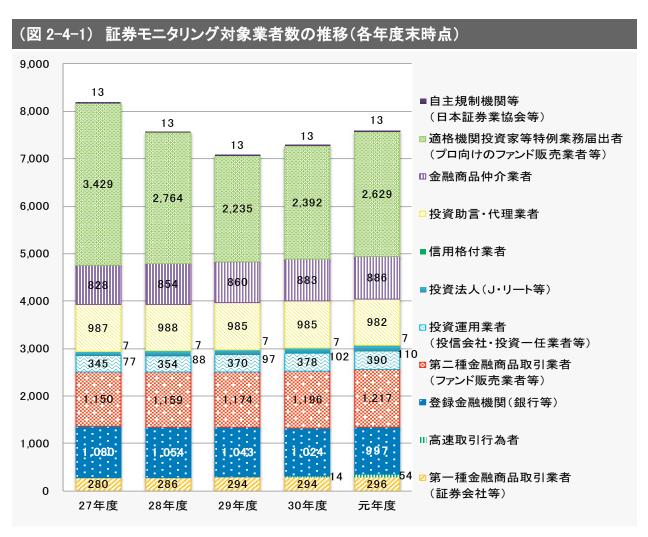
3. 証券モニタリングの実績(リスクアセスメント等)

現在、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,500 となっており、その規模、業務内容や 取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意 識・態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人 員等の下で、金商業者等のリスク特性に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの 所在を早期に把握することが重要となっている(図 2-4-1 参照)。

証券監視委では、平成 28 年7月から、全ての金商業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行っている。リスクアセスメントにおいては、個々の金商業者等の業務内容等に着目した検証に加え、主な証券会社については経営管理(ガバナンス)、システム管理、リスク管理、内部監査等の状況について、業態横断的な視点での検証も行った。

こうしたリスクアセスメントを踏まえ、財務局とも連携しながら、多面的な項目によるリスク評価に応じて(リスクベース)オンサイト・モニタリング(立入検査)先を選定。オンサイト・モニタリングにおいては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな 共有等を図ったほか、財務局が行うオンサイト・モニタリングに対して、積極的に助言や指導を行った。



(図 2-4-2) 令和元事務年度¹⁹証券モニタリング基本方針のポイント



令和元事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

証券モニタリングの基本的な進め方

- 全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。
- 〇 オンサイト・モニタリングでは、問題の全体像を把握し、実効性のある再発防止策につなげていく。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

今事務年度の取組方針

- 過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資家への不適切な活動の可能性を念頭に、必要な 内部管理態勢の構築状況やこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目したリスクアセス メントを行っていく。
- 〇 以下のような場合を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行っていく。
 - >個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
 - ▶リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - ▶オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
 - ▶分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- 今に地域証券会社のガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性(含む顧客本位の業務運営)や地域における直接金融の担い手としての役割等については、オフサイトを中心としたモニタリングを実施していく。
- このほか、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行っていく。

(令和元年9月公表)

(1) 証券会社

証券会社について、令和元事務年度においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、営業手法として預り資産拡大による安定的な収益構造へ変革を図る一方、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなどの、ビジネスモデルを変更する動きに着目してリスクアセスメントを行った。

また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的にオンサイト・モニタリングを行った。

その上で、令和元年度にオンサイト・モニタリングが終了した証券会社 46 社のうち、問題が認められた 26 社に対して問題点を通知するとともに、市場デリバティブ取引に係る売買管理態勢に不備があった事案など、重大な法令違反が認められた 14 社に対して行政処分勧告を行った。

¹⁹ 令和元事務年度は、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間を指す。

く主な勧告事案>

業者名	勧告日	事案の概要
シティーグループ証券(株)	H31.4.19	同社は、市場デリバティブ取引における取引システム及び売買審査システム上の不備により、取引の一部が売買審査の対象となっておらず、さらに、取引抽出のための閾値を合理的な検討なく設定変更し、売買審査の対象取引を絞り込んでいたほか、不公正取引の疑いがあるとするアラートが集中して発生したトレーダーに対して、取引意図の確認や取引内容の分析などを行っていない状況にあって、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドによる相場操縦取引(注)を受託・執行し、当該取引を看過していた。 (注) 当該相場操縦取引については平成31年3月26日付で課徴金納付命令勧告を実施。
東郷証券(株)	R1.8.2	同社は、取引所為替証拠金取引により損失が 生じた顧客の一部に対し、その損失の一部を補 填していた(注)。 (注) 当社の当該行為については犯則調査を実施して令和元 年7月9日付で告発。

(2) 投資運用業者

投資運用業者については、利益相反管理等の観点から、大企業グループに属する投資運用業者や自社運用をしていない投資運用業者、私募リート業者のうち、これまで一度も検査を受けていない業者について、オンサイト・モニタリングを実施した。

令和元年度にオンサイト・モニタリングが終了した投資運用業者1社について、投資信託の 受益者のために忠実に投資運用業務を行っていない状況が認められたため、行政処分勧告 を行った。

<勧告事案>

業者名	勧告日	事案の概要
イーストスプリン グ・インベストメン ツ(株)	R2.3.27	同社は、運用する投資信託の基準価額の計算等に関する業務委託契約の解消に向けた交渉において、業務受託者のグループ会社に対するカストディーフィーの値上げが条件として提示されたところ、これを容認し、顧客財産に負担増加を生じさせ、結果として解約金の支払いを回避した。 (当該行為は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第42条第1項に違反)

(3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金商業者について、高利回りを掲げるファンドや出 資対象事業の実在性等に着目したオフサイト・モニタリングを実施した。また、投資者等から寄 せられた情報の分析を通じて、高リスクと考えられる業者に対しては、速やかにオンサイト・モニタリングを実施した。

(4) 投資助言・代理業

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等についてモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる先に対してオンサイト・モニタリングを実施したところ、第三者への名義貸しを行っていた事例や、投資助言業者等を比較評価している複数のウェブサイトに、実際には当社が記載した内容であるにもかかわらず、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った、当社の助言実績に関する記事を多数掲載させていた事例、また、顧客の取引を利用して、顧客以外の者の利益を図る目的をもって正当な根拠を有しない助言を行った事例等が認められた(本編「令和元年度の主なトピックス②」参照)。

令和元年度にオンサイト・モニタリングが終了した投資助言・代理業者 11 業者のうち、問題が認められた8業者に対して問題点を通知するとともに、このうち重大な法令違反が認められた7業者に対して行政処分勧告を行った。

<主な勧告事案>

業者名	勧告日	事案の概要
東海投資助言サービス(合同)	R1.6.21	同社は、金商業の登録がない会社の従業員を同社の助言分析等を行う重要な使用人として 東海財務局長に届け出た上で、投資助言・代理 業を行わせていたが、実態は、同社は当該従業 員の行う投資助言行為に関与せず、当該従業 員は金商業の登録がない会社の指揮命令の 下、投資助言行為を行っていた。
株)スマートアセットマネジメント	R1.9.10	同社は、見込み顧客に対するメール配信において、実際には会社代表者が銘柄分析・選定に何ら関与していないにもかかわらず、「会社代表者が完全監修」等の文言を記載するなどの虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。 また、同社は、投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおいて、実際には同社が記載した内容であるにもかかわらず、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った、当社の助言実績等に関する記事を多数掲載するなど、助言実績に関する事項について、著しく人を誤認させるような表示を行った。
(株)ディーティーシー	R2.3.11	同社は、同社の実質的支配者の指示に基づき、実質的支配者らが買い付けた銘柄の株価を上昇させ、実質的支配者らの利益獲得を目的として、同社の顧客に対し、正当な根拠を有しない助言を行った。 また、同社の役員が、顧客に対する助言の内容を知り得る立場であることを利用して、助言を受けた顧客の取引に基づく価格変動を利用して

自己の利益獲得を目的として、顧客に助言を行う前に当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買等を行った。

(5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

く申立て事案>

被申立人	申立日 (申立を行っ た裁判所)	申立ての概要	発令日
(株)D.U.corporation 他1名	R1.6.26 (名古屋地 裁)	同社らは、海外法人と業務委託契約を締結し、一般投資家に対し、海外法人の提供する為替自動売買システムを含む商品の取得勧誘を行っている。当該売買システムの利用にあたって、顧客は、顧客が運用口座に入金した資金を、海外法人の関連法人に運用させることを同意することとされており、これは投資一任契約に該当し、同社が行っている当該売買システムの販売は投資一任契約の締結の媒介を行っていたものに該当する。同社は、少なくとも、延べ613名の一般投資家に同商品を取得させ、その対価として約5億3,000万円を出資させるなど、無登録で投資助言・代理業を行っていた。	R1.7.31 (名古屋地 裁)
IFP Tokyo(株) 他1名	R1.7.30 (東京地裁)	同社は、一般投資家に対し、海外集団 投資スキーム持ち分に該当する複数の 金融商品に係る取得勧誘を行い、少なく とも、延べ 203 名の一般投資家から約6	R1.10.17 (東京地裁)

		億8,000万円を出資させるなど、無登録で 第二種金融商品取引業を行っていた。	
(合同)GPJ ベンチャ ーキャピタル 他2名	R2.3.13 (東京地裁)	同社らは、一般投資家に対し、同社の 社員権の取得勧誘を行い、少なくとも、 1,072名の一般投資家から約126億5,600 万円を出資させたほか、「G8C」と称する 集団投資スキーム持分の取得勧誘を行 い、少なくとも970名の一般投資家から、 約40億900万円を出資させるなど、無登 録で第二種金融商品取引業を行ってい た。	

(6) 留意すべき事項について

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策を策定させることが重要である。

そのため、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促してきた。

<具体的な事例>

① 顧客本位の業務運営について

当社は、顧客本位の業務運営を図るために、顧客への提案や顧客の預り資産の増加の 観点からの評価、コンプライアンスの観点からの評価を行う評価体系への見直しを含めた 「お客様本位の業務運営への取り組み方針」を策定した。

しかしながら、当社における営業員の業績評価(以下「業績評価」という。)は、依然として、 手数料収入のみを基準とした評価体系となっており、顧客の預り資産増加やコンプライアン スの観点等からの評価を加味した評価体系とはなっていない。

今後、中長期的な事業継続や、顧客との永年の信頼関係構築の理念等の観点から、経営陣は、業績評価の見直し等を曖昧にすることなく積極的な議論を行い、その推進に向けた態勢整備を図っていく等、「お客様本位の業務運営への取り組み方針」を徹底していく必要があると考えられる。

② 金融商品仲介業務にかかる委託先の管理について

当社は、社内規程により、仲介業務委託先における適正な業務運営に向けて当社が果たすべき役割や責任を明確にした上で、親銀行と仲介業務委託契約を締結している。

しかしながら、当社経営陣は、自ら、仲介業務の適切性を確認する必要性の有無を検討することなく、仲介業務に関する管理は親銀行が行うものと整理し、当社から親銀行に対する積極的な関与や指導は必要ないものと認識していた。このため、親銀行内で実施されている、仲介業務にかかるモニタリング状況や、仲介業務における苦情・事務ミス等、さらには親銀行が日本証券業協会監査において指摘を受けた事項について、当社への情報提供が図られていない状況となっていた。

こうした中、当社は、顧客本位の業務運営を実現するためには、仲介業務委託先における投資勧誘・販売状況等や法令等遵守の適切性の確認の必要性を認識したことから、情報共有態勢の整備に向けた取組に着手しているところであり、今後、仲介業務の委託先である親銀行に対する積極的な関与や指導に着実に取り組んでいく必要がある。

4. 証券モニタリングにおける今後の課題

(1) 証券モニタリングの高度化

金商法施行後、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,500 に及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効率的・効果的な証券モニタリングを行うため、平成 28 年7月からオン・オフー体の証券モニタリングを開始した。

これまでビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証を中心に行ってきたが、今後は、経済動向や業界動向等の環境分析を踏まえたリスクアセスメントを行うことで、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの高度化を図っていく。

令和元年5月に成立した改正金商法の施行に伴い、新たな検査対象先として、暗号資産デリバティブ取引や、電子記録移転権利を取り扱う金商業者のモニタリングに取り組んでいく。

また、令和2年1月に公表した「中期活動方針(第 10 期)」及び令和元年8月に金融庁から公表された「利用者を中心とした新時代の金融サービス~金融行政のこれまでの実践と今後の方針~」等を踏まえ、証券モニタリングの手法についても見直しを行っていく²⁰。

²⁰ 効果的・効率的に証券モニタリングを行うため、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を更に図るべく、令和2年5月8日、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を公表、パブリックコメントを実施(現行の証券検査マニュアルは廃止予定)。

(2) フィードバックの充実

これまでのオンサイト・モニタリングで主眼としていた、法令違反の発見とその摘発のみにと どまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することで、モニタリング先が実 効性のある再発防止策を策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、オフサイト・モニタリングの結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。



サイバー攻撃に対する一層の備えを!

≪金商業者等へのメッセージ≫

デジタライゼーションが進展する社会において、金融サービス利用者の安全性や我が国の金融システムの安定性を確保しつつ、利用者の利便性や金融業における生産性を向上させていくためには、これまで以上にサイバーセキュリティの確保が重要となってきております。

特に、サイバー攻撃が一層複雑化・巧妙化する中、金融機関を取り巻く環境変化や国際的なイベントを控え、サイバー対策の強化、脆弱性診断・TLPT(脅威ベースのペネトレーションテスト)や演習等を通じたサイバー対策の実効性向上に取り組むことが必要です。

また、昨今では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策として、テレワークを採用する組織が増加しております。重要インフラ事業者である金商業者等の皆様におかれては、例えば以下のような対策を講じる等、テレワーク環境を狙った新たなリスクにも十分ご注意ください。

【主な留意事項や有効な対策例】

1. テレワーク環境のセキュリティ点検・対応強化

テレワークを狙ったサイバー攻撃のリスクに対し、社内システムへのリモートアクセスに関する管理、IT インフラのサイバーセキュリティの確保(セキュリティパッチを最新の状態に保つ等)、外部サービスの「遠隔会議システム」の導入時における潜在リスクへの調査や対策等、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることが必要です。

2. システムを稼働し続ける可用性(Availability)の確保

システム障害やサイバー攻撃への対処のために、テレワーク時における対応手順の 再確認や連絡体制の最新化等を行うとよいでしょう。

3. テレワーク環境での業務プロセスの点検

テレワークにより対面での確認が実施しづらい環境下を狙った BEC(ビジネス E メール詐欺)等にあわないように、業務プロセスの点検をしてみてください。

参考 内閣府サイバーセキュリティセンター

「テレワークを実施する際にセキュリティ上留意すべき点について」(2020年4月14日)

https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/telework20200414.pdf

2-5 犯則事件の調査、告発

1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、重大で悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限²¹として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている²²。

2. 令和元年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和元年度においては、計3回の告発(うち、損失補塡事件1回、虚偽有価証券報告書提出事件1回、内部者取引事件1回)を行った。これらの中には、法人及び実質的経営者ら2名が、架空売上を計上する方法により、経常損益などについて虚偽記載した有価証券報告書を提出した事件(令和元年8月13日告発)等が見られる。

事件名	告発年月日	告 発 先
東郷証券株式会社に係る損失補塡事件	R1.7.9	東京地方検察庁 検察官
すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券 報告書提出事件	R1.8.13	横浜地方検察庁 検察官
株式会社パルマ株券に係る内部者取引事件	R1.11.1	東京地方検察庁 検察官

²¹ 金商法第 210 条

²² 犯収法第 32 条

3. 令和元年度の代表的な告発事案

(1) 東郷証券株式会社に係る損失補塡事件の告発について

証券監視委は、令和元年7月9日、金商法違反(損失補塡)の嫌疑で、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者3名を、東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

犯則嫌疑法人東郷証券株式会社は、金融商品取引業等を目的とする会社、犯則嫌疑者Aは、同法人の取締役であって、その実質的経営者として業務全般を統括するとともに、商品デリバティブ取引等を目的とする株式会社さくらインベスト(以下「さくらインベスト」という。)の実質的経営者としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の代表取締役管理本部長として顧客からの苦情の処理等の業務を統括していたもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人の顧問として同法人の経理業務を担当していたものである。

犯則嫌疑者Aらは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、同法人において、本人名義の取引所為替証拠金取引口座を開設し、同取引を行っていた顧客8名に対し、そのデリバティブ取引につき、当該デリバティブ取引について生じた損失の一部を補塡するため、以下の第1及び第2のとおり、当該顧客に対し、現金及び財産上の利益の提供をするなどした。

【第1】

- 1 A及びBは、ほか数名と共謀の上、平成 27 年8月上旬頃から平成 28 年7月中旬頃までの間、犯則嫌疑法人の顧客D及びEをして、さくらインベストに当該各顧客名義の店頭デリバティブ取引口座を開設させた上、同社従業員をして、同口座において当該各顧客の注文に係る商品差金決済取引を行ったかのように仮装し、同取引により当該各顧客に利益が生じた旨の取引内容を、同社に設置されたパーソナルコンピュータを用いてシステムに入力させる方法により、平成 28 年8月中旬から平成 30 年 12 月下旬までの間、複数回にわたり、当該各顧客が売買等を同口座で行ったかのように装い、利益を同口座に帰属させ、同社をして、当該各顧客に対し、それぞれ約 65 万円相当及び約 210 万円相当、合計 275 万円相当の財産上の利益を提供させた。
- 2 平成 28 年 10 月中旬頃、犯則嫌疑法人の顧客F及びGに対し、それぞれ現金 20 万円、合計 40 万円を提供し、同月中旬頃、当該各顧客をして、さくらインベストに当該各顧客名義の店頭デリバティブ取引口座を開設させた上、前記1同様の方法により、同月下旬から平成 30 年 12 月中旬までの間、複数回にわたり、当該各顧客が売買等を同口座で行ったかのように装い、利益を同口座に帰属させ、同社をして、各顧客に対し、それぞれ約 258 万円相当及び約 191 万円相当、合計約 449 万円相当の財産上の利益を提供させた。

【第2】

A、B及びCは、共謀の上、平成 29 年 10 月中旬頃から同年 11 月下旬頃までの間、犯則嫌疑法人の顧客H、I、J及びKとの間で、犯則嫌疑法人が当該各顧客に、それぞれ、現金 1,458 万円、1,450 万円、2,000 万円及び 1,850 万円を支払う旨の和解契約を締結した上、同契約に基づき、同月下旬から平成 31 年1月中旬までの間、複数回にわたり、当該顧客に対し、それぞれ、現金合計 1,458 万円、1,450 万円、1,650 万円及び 1,650 万円の合計 6,208 万円を提供した。

本件は、犯則嫌疑法人が、コンプライアンスよりも利益を優先させる同法人の経営方針に基づく不適切な勧誘、営業活動等に対する苦情が相次ぎ、これら苦情を抑え込むべく損失補塡を行い、上記不適切な営業活動等を継続しようとしたものであって、悪質性が高いと認められたことから、告発したものである。

(2) すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について

証券監視委は、令和元年8月13日、金商法違反(虚偽有価証券報告書提出)の嫌疑で、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者2名を横浜地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

犯則嫌疑法人すてきナイスグループ株式会社は、建築用資材等の加工・売買等、不動産の管理・売買・賃貸借等の業務を営む会社の事業活動を支配・管理すること等を目的とする会社であって、その発行する株券を株式会社東京証券取引所市場第一部に上場していた。犯則嫌疑者Aは、平成27年6月26日までは犯則嫌疑法人の実質的経営者であり、同日以降は犯則嫌疑法人の代表取締役会長であったもの、犯則嫌疑者Bは、平成22年6月から犯則嫌疑法人の代表取締役社長であったものである。

犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑法人の取締役であったCと共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成 27 年6月 26 日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までの連結会計年度につき、営業利益が約4億 9,800 万円、経常損失が約 1,800 万円、当期純利益が約1億 3,500 万円であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、営業利益を 10 億 1,200 万円、経常利益を4億 9,600 万円、当期純利益を4億 8,800 万円と記載した虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

本件は、東京証券取引所市場第一部上場の老舗企業である犯則嫌疑法人による粉飾事案であって、経常損益が赤字(経常損失)であったにもかかわらず黒字であったなどと虚偽記載したものであり、また、告発対象者は、犯則嫌疑法人のほか、当時の実質的経営者や代表取締役であって、悪質性が高い事案であることから、告発したものである。

(3) 株式会社パルマ株券に係る内部者取引事件の告発について

証券監視委は、令和元年 11 月1日、金商法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁に告発した。

(事案の概要)

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所マザーズ市場に株券を上場していた株式会社パルマ (以下「パルマ」という。)の管理部次長を務めていたものであるが、平成29年12月中旬頃、 その職務に関し、パルマにおいてその発行する株式を引き受ける者の募集を行うことにつ いての決定をした旨の重要事実を知った。その上で以下の買い付けをしたものである。

【第1】

Aは、あらかじめパルマの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同重要事実の公表前である同月下旬頃、知人であるBに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である平成 30 年1月上旬から同年4月中旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義及び他人名義で、パルマの株券合計 3,000 株を代金合計約 1,100 万円で買い付けた。

【第2】

犯則嫌疑者Bは、平成29年12月下旬頃、Aから、前記重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である平成30年1月上旬から同年4月中旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義及び他人名義で、パルマの株券合計3,000株を代金合計約1,100万円で買い付けた。

本件は、パルマの新株式を引き受ける者の募集(いわゆる第三者割当増資)に関し、同社の管理部次長であった犯則嫌疑者Aが、本件重要事実をその職務に関し知り、知人である犯則嫌疑者Bに対し、本件重要事実を伝達し、Bが同重要事実の公表前に、本人名義・他人名義の証券口座を利用してパルマ株券を買い付け、多額の利益を得たものであり、悪質性が認められることから、告発したものである。

4. 犯則調査に関する課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査 当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応している。その際、内部者 取引や相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、市場監視の 空白が生じないよう、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、ITの進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSのような内部者取引等の不公正取引規制を導入した当時には想定されていなかったものが登場している。さらに、金融取引のグローバル化の進展は、市場監視における国際的な協調の必要性を否応なく高めている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実を図るとともに、犯則調査に使用するシステムの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場の実現に向けて努めていく。

2-6 監視を支えるインフラの整備(デジタライゼーション、人材)

1. デジタライゼーションの進展に対する取組み

近年、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、新しい商品・取引等が出現するなど、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。証券監視委では、こうした市場環境の変化や、国内外の金融技術の動向、規制当局・法執行機関におけるデジタライゼーションの活用状況等を踏まえ、取引監視システムの機能を強化するなど、市場監視業務におけるデジタライゼーションの活用を推進している。

2. デジタライゼーションの活用に係る今後の課題

(1) 市場監視業務におけるデジタライゼーションの活用に向けた検討

令和元年度においては、高速取引の普及等、市場環境の変化に適切に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システムの機能を強化した。

今後も、例えば、膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析する機能や、SNS などのインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見する機能など、市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の活用に向け、引き続き検討を進めていく。

(2) 市場関係者との情報連携の推進

市場の公正性・透明性の確保のためには、規制当局と自主規制機関、金融機関等の市場関係者が対話を繰り返し、業界全体における業務効率化をもたらすための情報連携の仕組みづくりを目指していく必要がある。

例えば、証券監視委における調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル・ガバメント 実行計画」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、 金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に取り組んでいく。

(3) デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化

近年の電子機器(スマートフォン、タブレット等)の多様化、セキュリティ等の機能の高度化や、新たなITサービス(クラウドサービス等)の普及に伴うデータ取得対象の複雑化及び大容量化等、証券監視委の調査対象となるIT環境は、多様化・高度化・複雑化及びデータの大容量化が進んでいる。

2-6

これらの市場監視を取り巻く内外環境の変化に対応するため、電子データの保全・復元・解析・保存に係るシステム環境の高度化や、多様化・高度化する電子機器内のデータの保全等を的確に行うためのデジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいる。

例えば、令和元年度においては、調査対象となる電子機器の大容量化に対応すべく、デジタルフォレンジック環境用ファイルサーバの増強及び全文検索サーバの増強等を行っている。 今後も必要なシステム環境の整備を実施していく。

3. 人材育成

(1) 人材育成

証券監視委は、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材育成のため、 調査・検査等の監視手法に係る様々な研修を実施している。

令和元年度においては、調査・検査等に資する IT 人材を育成するため、平成 30 年度に引き続き、ICT(Information and Communication Technology) 人材育成プログラムにより、各職員の レベル及び目的に沿った ICT 研修を実施し、職員の専門性向上に努めた。

また、海外当局における監視や調査・検査手法の取得や国際的な事案への対応力強化(クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等)のため、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施した(詳細は本編2-8-3-(2)参照)。

(2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委を取り巻く環境の変化に対応し、プロフェッショナルな市場監視を実現するため、 証券監視委では、法曹(裁判官・検察官・弁護士等)、公認会計士や情報技術専門家などの多 様なバックグラウンドや専門性を持つ人材を積極的に登用し、調査・検査体制を強化している。

例えばこれらの職員は、上場企業や証券会社等に対する調査・検査や重大・悪質な違反行為を対象とする犯則調査などに従事しているほか、デジタルフォレンジック業務においても、専門的な知識をもつ者が従事している。

2-7 市場規律強化に向けた取組み

1. 情報発信の充実

(1) 報道機関や各種媒体、ウェブサイト等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき勧告・告発等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、報道機関を通じて事案の公表を行っている。事案の公表に際しては、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等にも積極的に対応している。また、事案の意義や分析等を踏まえた論説・オピニオンとしての情報発信を促すため、報道関係者等との意見交換や対話を行っている。

さらに、市場における自己規律の強化の観点から、個別の勧告・告発等に係る公表だけでなく、事案の意義、内容及び問題点を明確にした事例集²³を、毎年作成・公表している。これら事例集についても、積極的に寄稿や講演を実施することで、違反・不適切行為の未然防止に向けた取組みを行っている。

証券監視委のウェブサイトでは、これらの勧告・告発等の概要や講演会・寄稿の内容等その活動状況をタイムリーに発信し、複雑な事案の公表にあたっては概要図を用いるなど、証券監視委の活動が、一般投資家を含む多くの市場参加者に理解されるよう努めている。

また、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「市場へのメッセージ」を配信している。特に、勧告・告発した事案については、それらの意義・特徴や発生原因、消費者への注意喚起のメッセージ等を、概要図も併せて盛り込むことで、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めている。なお、ウェブサイトの更新情報は、Twitterでも同時に配信を行っている。

今後も、より幅広く効果的な情報発信となるよう情報発信の充実に積極的に取り組んでいく。

(2) 財務局における委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていくうえで、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況に鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

^{23 「}金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。

こうした観点も踏まえ、平成 27 年度より財務局において委員会を開催しており(令和元年度は新型コロナウィルスの感染拡大を受けて開催を延期)、証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上や、監視の実務を担う財務局との連携強化に努めている。

また、委員会開催に併せ、各地域の市場関係者等との意見交換を通じて証券監視委の活動内容や問題意識の浸透を図るとともに、財務局での委員会開催の趣旨や証券監視委の業務の概要等について、地元記者向けの説明を実施することにより、各地域における、証券監視委の存在の「見える化」を図っている。

引き続き、こうした取組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、 財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視 に努めていく。

2. 関係機関との連携等

(1) 自主規制機関との連携

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人)は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るため、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、相互の問題意識の共有を図るため、証券市場を巡る様々な問題・課題等について、定期的に意見交換会を開催している。令和元年度においても、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を実施するなど、情報や問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

(2) 関係当局等との連携(検察、警察等)

証券監視委は、検査等により、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等が判明した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

2-7

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、調査に関するノウハウの共有に努めている。

また、様々な機会を捉え、各地域の検察庁、都道府県警察、国税局等とも意見交換を行っている。

さらに、市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、弁護士会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を積極的に実施している。

3. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、調査・検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第 21 条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、調査・検査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の 観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを 求めている。

最近では、「貸付型ファンドの投資家への情報提供について」(平成 30 年 12 月7日)、及び、「犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について」(平成 31 年2月 26 日)の2件の建議を行った。(平成4年の発足以来、令和元年度末までに 26 件の建議を実施(附属資料3-8参照))

引き続き、金商法等の規定による調査・検査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

2-8 グローバルな市場監視への貢献

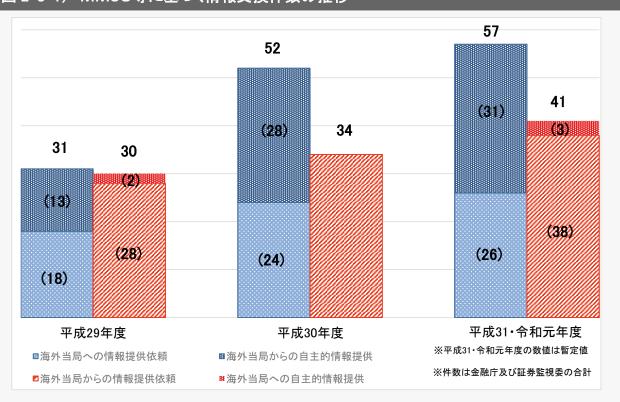
1. 国際的な市場監視の概要

世界的な市場を取り巻く環境をみると、グローバル経済の先行きを巡る不確実性は増大しており、また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっている。

このような市場環境においては、海外当局との更なる連携が重要であることから、証券監視委は、平成 29 年1月に策定した中期活動方針(第9期)の施策において、「海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用」や「国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献」等を掲げており、令和2年1月に策定した中期活動方針(第10 期)においても、「海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用」や「グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化」等を掲げ、海外当局との更なる連携を進めることとしている。

これまで海外当局との間では、IOSCO に加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み (MMoU) 等を通じて情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、適切な法執行を行ってきた。





証券監視委では、海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、調査・検査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外の法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していくこととしている。

また、監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題については、二当局間及び IOSCO等の多当局間の会合等において、積極的に問題提起及び意見・情報交換を行い、グローバルな市場監視への貢献に努めている。

2. 証券監督者国際機構(IOSCO)における活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から227機関が加盟している(うち普通会員129、準会員31、協力会員67、いずれも令和2年3月末現在)。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟(注:我が国からは金融庁が普通会員として加盟)した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会(PC: Presidents Committee)を中心とした年次総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員や事務局幹部が年次総会に参加している。令和元年度は、5月にシドニー(オーストラリア)において年次総会が開催され、証券監視委からは引頭委員が参加し、世界各国各地域の証券規制当局が集うこの機会を捉え、主要な証券規制当局とも個別に意見交換を行った。

また、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会(APRC: Asia-Pa cific Regional Committee)にも、証券監視委から委員や事務局幹部が参加している。令和元年度は、5月の年次総会時に開催されたほか、10 月には東京で開催しており、事務局幹部が法執行に関する部会の議長を務めるなど、豪ASIC²⁴やシンガポールMAS²⁵等のアジア太平洋地域の証券当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を 提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会(IOSCO Bo ard)が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会(Policy Co mmittee)等が設置されている。証券監視委は、令和元年度は、そのうち第4委員会(C4:Com

²⁴ Australian Securities and Investments Commission (オーストラリア証券投資委員会)

²⁵ Monetary Authority of Singapore(シンガポール金融管理局)

mittee 4)に参加した。C4では、国境を跨いで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や、法執行面での協力のあり方等について議論を行った。

また、証券監視委は、MMoU又は既存のMMoUを強化したEMMoU(Enhanced MMoU) への署名を申請した当局の申請書類の審査等を行う審査グループ(SG:Screening Group) にも参加している。審査の結果、令和元年度には、新たにカザフスタン AFSA²⁶他2当局がMMoUに、米国 SEC²⁷他3当局がEMMoUにそれぞれ署名した。

3 海外当局等との連携

(1) 海外当局等との意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。

令和元年度は、4月に長谷川委員長が、中国・上海において開催された第1回日中資本市場フォーラムに参加し、また、中国CSRC²⁸との面会において、日中金融協力の更なる強化や市場監視分野の連携強化等について意見交換を行った。さらに、本フォーラムに合わせて、実務者レベルの会合を開催し、両当局間の協力関係の強化や証券市場を巡る諸問題について意見交換を行った。実務レベルでも、9月にソウル(韓国)で開催された、アジア太平洋市場監視当局者の会合に参加し、韓国 FSS²⁹、シンガポールMAS、香港SFC³⁰、豪ASIC等のアジアの市場監視当局と実務上の諸問題について意見交換を行った。11 月には、東京において、米国や欧州を含む主要各国の証券当局・自主規制機関が情報・意見交換を行うラウンドテーブルを開催し、市場監視に係る諸問題について議論した。

その他、IOSCOの会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局と意見交換や、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を幹部及び実務レベル双方で実施するなど、国際連携上の課題の問題共有を通じ、グローバルな市場監視に貢献すべく、活動を行った。

²⁶ Astana Financial Services Authority(カザフスタンアスタナ金融庁)

²⁷ U.S. Securities and Exchange Commission (米国証券取引委員会)

²⁸ China Securities Regulatory Commission (中国証券監督管理委員会)

²⁹ Financial Supervisory Service (韓国金融監督院)

³⁰ Securities and Futures Commission(香港証券·先物取引監察委員会)

(2) 海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC³¹、英国FC A、香港SFC、タイSEC³²、マレーシアSC³³及びシンガポールMASに対して職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国当局等が主催する短期研修にも、職員を積極的に派遣してきた。

また、金融庁に設置されているグローバル金融連携センター(GLOPAC: Global Financi al Partnership Center)やJICA(国際協力機構)の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の証券規制当局職員等に対して、我が国における証券市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修を継続的に提供しており、個別に要望のあった証券規制当局に対しても研修を実施している。

今後も、こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、更には幹部職員の海外当局訪問等を通して、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めていくこととしている。

³¹ U.S. Commodity Futures Trading Commission (米国商品先物取引委員会)

³² The Securities and Exchange Commission, Thailand (夕イ証券取引委員会)

³³ Securities Commission(マレーシア証券委員会)

第1章

証券監視委の 組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1)証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び 証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2)金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成 10 年6月 22 日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行

4

節

政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま 金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関 する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国 家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)の まま金融庁に移管された。

なお、平成 13 年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監 視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第 54 条及び金融庁 設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第 8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、現在に至っ ている。

(3)事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券モニタリング、取引調査、開示検査及び 犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商 品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券 の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、 日常的な市場監視を行う。

ロ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商 品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融 商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検 査を行う。

ハ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

二. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適 正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の 提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

2

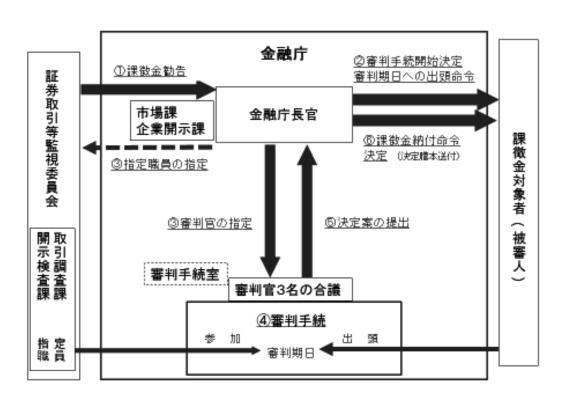
③課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、 金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場 操縦及びインサイダー取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結 果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対 して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴 金の納付を命ずるか否かを決定する。

<課徴金制度概念図>



4 建議

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、 必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他 の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財 務大臣に建議することができる。

⑤ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑥ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

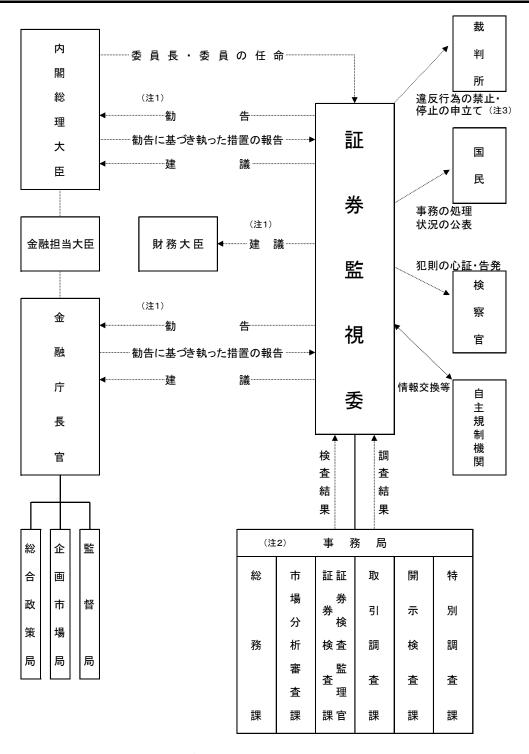
金商法第 192 条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその 前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されて いる。

⑦ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

2

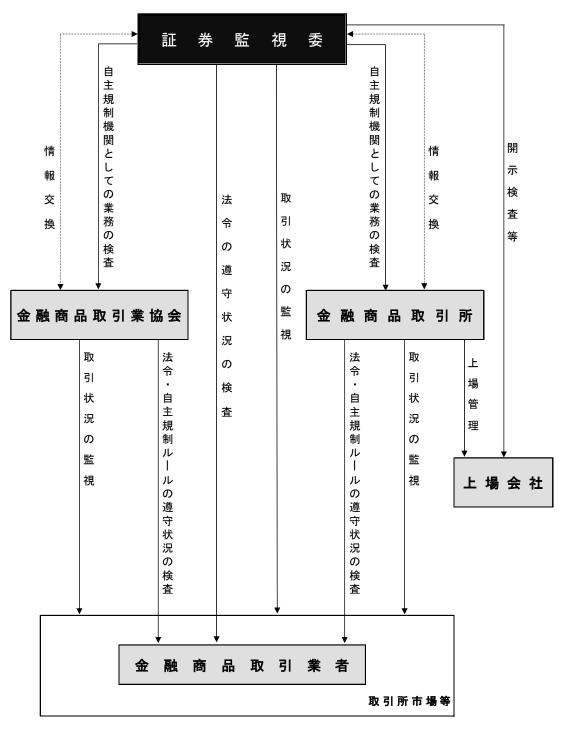
監視体制の概念図



- (注1)勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官 又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。
- (注2)平成 18 年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課 徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23 年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3)金商法改正(平成 20 年 12 月施行)により、同法第 192 条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

⑧自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機 関と緊密な連携を図っている。



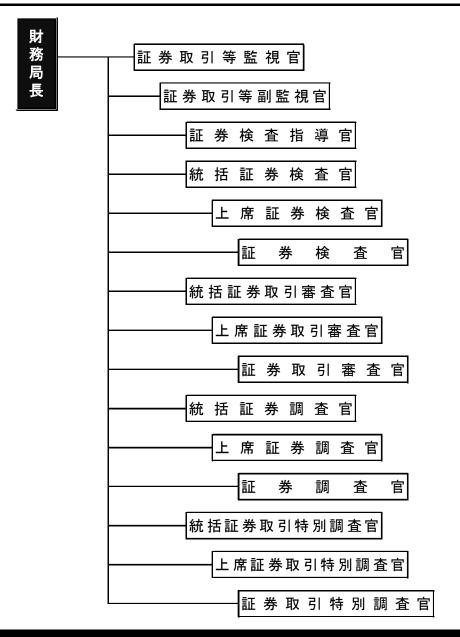
金 融 資 本 市 場

証券監視委の機構図



(注)平成 18 年7月に5課体制に再編。さらに、平成 23 年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図



2. 市場分析審査

(1)取引審査について

1)取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのあ る取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引につ いては、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅 速な審査を行う必要がある。

2) 法令上の根拠

取引審査においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ 適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を 求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規 定されている(附属資料1-4参照)。

3)審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘 柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又 は資料を徴取している。

- ① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ② 投資者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計 等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品 取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の 実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

- ① 内部者取引に関して審査を行った事例
 - イ. A社が、B社株式をTOB(株式公開買付け)する旨を公表したところ、B社の株価が大きく 上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。
 - ロ. C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表 前の取引について審査を行った。

- ハ. D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことか ら、公表前の取引について審査を行った。
- 二. 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託 者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。
- ホ. F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提 供があったことから、審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

- イ. G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行 った。
- ロ. 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見 せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行っ た。
- ハ. 証券会社から、1社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄 せられたことから、審査を行った。
- 二、J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人 物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを多数投 稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ. K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、 公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。
- ロ. L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役 員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売 却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ. M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたた め、偽計等の観点から審査を行った。

ニ. インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほのめかす 書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等 の観点から、審査を行った。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インタ ーネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の(削 除された)書込みも含めて情報収集を行っている。

4)クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が7割以上を占める など、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階 においても、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集するとともに、必 要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努 めている。

(2)市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等をマクロ的視点から分析し、フォワード・ルッキングな市場監視を行う とともに、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担 当課や自主規制機関等の関係先へ共有する等、市場モニタリング機能を充実・強化するため、 平成 28 年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事を始め、市場関係 者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し分析を行っている。

(3)情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等 が発する生の声であり、証券監視委による証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示 検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性 の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄 せられることが重要であると考えている。

節

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている。なお、各種窓口 の連絡先は「附属資料4」を参照。

1)情報提供窓口

市場において不正が疑われる情報や、投資者保護上問題があると思われる情報等幅広い情 報をインターネット、電話、来訪、郵送等の多様な方法により受け付けている。

2)年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等に ついての情報を受け付けている。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専 門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の 実施に役立てている。

[情報提供に当たっての留意事項]

- 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

3)公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受付のほか、電話による相談対応も行っている。その 際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応している。

公益通報者保護法(平成 18 年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したこと を理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関に は、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

(注)証券監視委では、平成 29 年7月1日付で公益通報対応関連規則を改正し、公益通報者 保護法の適用は受けないものの、現職の役員、退職後5年以内の労働者又退任後5年以 内の役員からの通報を「公益通報に準ずる通報」として受け付けることとした。証券監視委 では、「公益通報に準ずる通報」についても、必要な調査や適切な措置を行うなど公益通報 と同様の取扱いを行っている。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付さ れ、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審 査、証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用さ れている。

また、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、 積極的に各取引所に対して情報を提供し、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

(4)関係機関との連携について

1)財務局等との連携

日常的な市場監視は、財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は 財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高める ためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量 とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市 場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に関 する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。

2) 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも 行われており、証券監視委は、これまでもこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきた ところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家 による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注 文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視 委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な 取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所(売買審査部門)の間で情 報の共有化が図られる体制となっている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。

3. 証券モニタリング

1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成 19 年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成 22 年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成 24 年 11 月からは取引情報蓄積機関、平成 27 年5月からは特定金融指標算出者、平成 30 年4月からは高速取引行為者が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成 19 年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第 51 条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者等

(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項 第1号及び第3項

なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出を している場合には、金商法第 63 条の3第2項に おいて準用する第 63 条の6、第 194 条の7第2

第 2 節

項第2号の2及び第3項を含む)

② 金融商品取引業者の主要株主等 (金商法第 56 条の2第2項から第4項まで、第 194 条の7第2項第1号及び第3項)

③ 特別金融商品取引業者の子会社等 (金商法第 57 条の 10 第1項、第 194 条の7第3 項)

④ 指定親会社 (金商法第 57 条の 23、第 194 条の7第3項)

⑤ 指定親会社の主要株主 (金商法第 57 条の 26 第2項、第 194 条の7第3項)

⑥ 取引所取引許可業者 (金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)

⑦ 電子店頭デリバティブ取引等許可業者 (金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)

⑧ 特例業務届出者 (金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)

⑨ 金融商品仲介業者 (金商法第 66 条の 22、第 194 条の7第2項第3号号及び第3項)

⑩ 信用格付業者 (金商法第 66 条の 45 第1項、第 194 条の7第2 項第3号の2及び第3項)

① 高速取引行為者 (金商法第 66 条の 67、第 194 条の7第2項第3号の3及び第3項)

① 認可金融商品取引業協会 (金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び 第3項)

① 認定金融商品取引業協会 (金商法第 79 条の4、第 194 条の7第2項第5号 及び第3項)

(金商法第79条の77、第194条の7第3項)

⑤ 株式会社金融商品取引所の対象議決 (金商法第 103 条の4、第 194 条の7第3項) 権保有届出書の提出者

① 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第 106 条の6第1項(同条第2項におい 等 て準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)

① 金融商品取引所持株会社の対象議決 (金商法第 106 条の 16、第 194 条の7第3項) 権保有届出書の提出者

® 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第106条の20第1項(同条第2項におい 等 て準用する場合を含む)、第194条の7第3項)

19	金融商品取引所持株会社等	(金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用 する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
20	金融商品取引所	(金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及 び第3項)
21)	自主規制法人	(金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
22)	外国金融商品取引所	(金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7 号及び第3項)
23 1	金融商品取引清算機関の対象議決権 呆有届出書の提出者	(金商法第 156 条の5の4、第 194 条の7第3項)
24)	金融商品取引清算機関の主要株主	(金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)
25)	金融商品取引清算機関	(金商法第 156 条の 15、第 194 条の7第3項)
26	外国金融商品取引清算機関	(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の7第3項)
27)	証券金融会社	(金商法第 156 条の 34、第 194 条の7第3項)
28	指定紛争解決機関	(金商法第 156 条の 58、第 194 条の7第3項)
29	取引情報蓄積機関等	(金商法第 156 条の 80、第 194 条の7第3項)
30	特定金融指標算出者等	(金商法第 156 条の 89、第 194 条の7第3項)
31)	投資信託委託会社等	(投信法第 22 条第1項、第 225 条第3項)
32)	設立中の投資法人の設立企画人等	(投信法第 213 条第1項、第 225 条第2項及び第 3項)
33	投資法人	(投信法第 213 条第2項、第 225 条第3項)
34)	投資法人の資産保管会社等	(投信法第 213 条第3項、第 225 条第3項)
35)	投資法人の執行役員等	(投信法第 213 条第4項、第 225 条第3項)
36	特定譲渡人	(SPC法第209条第2項において準用する第217 条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)
37)	特定目的会社	(SPC法第 217 条第1項、第 290 条第3項)
38)	特定目的信託の原委託者	(SPC法第286条第1項において準用する第209 条第2項において準用する第217条第1項、第 290条第2項第2号及び第3項)
39	振替機関	(社債等振替法第 20 条第1項、第 286 条第2項)

40 その他、上記①から劉までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

2

- (注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。
- 2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検 査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実 施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象 先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第16条第1項、第22条第6項第1号)

② 登録金融機関 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第6項第2号)

③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第7項)

(注)()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記1)及び2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務 局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使すること ができる)。

3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又 は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及 び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総 理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を 行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行 政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員 について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事 務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行 った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

4. 取引調査、国際取引等調査

(1)取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

- 1)事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 2)事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- 3)事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- 4)公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている。

(2)課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水 準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

1) 風説の流布・偽計(金商法第 173 条)

課徴金額:違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

- (注)金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)
- 2) 仮装・馴合売買(金商法第 174 条)

課徴金額:違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

3)現実売買による相場操縦(金商法第 174 条の2)

課徴金額:違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、 違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジ ションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高 値)で評価した価額との差額との合計額等

4) 違法な安定操作取引(金商法第 174 条の3)

課徴金額:違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

5)内部者取引(金商法第 175 条)

課徴金額:違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

6)情報伝達・取引推奨行為(金商法第 175 条の2)

課徴金額:違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者等が行った売買等によって 得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

- ※金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第5号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成 26 年4月1日以降の違反行為について適用。
- (注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

5. 開示検査

(1) 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,800 社の上場会社を始めと する有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示 書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- 1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第26条(同法第27条において準用する場合を含む。))
- 2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 22 第1項(同法第 27 条の 22 の2第2項において準用する場合を含む。))
- 3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第27条の22第2項)
- 4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 30 第1項)

- 5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料 の提出を命ずる権限(金商法第 27 条の 30 第2項)
- 6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法第 27 条の 35)
- 7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為(以下「特定関与行為」という。) をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは 意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を 検査する権限(金商法第 177 条)
- 8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限 (金商法第 193 条の2第6項)
- (注1)以下の権限については、証券監視委に委任されていない(課徴金に係る事件についての 検査に係るものを除く。)。
- ・ 有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、 又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第38条の2第1項第1号)
- ・ 発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の2第1項 第2号)
- ・ 公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若し くは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の2第1項第3号)

(注2)以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

・ 上記1)~6)及び8)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法施行令第 38 条の2 第1項ただし書) 餰

上記7)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法第 194 条の7第2項ただし書)

(2) 開示検査結果に基づく勧告

1)課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 76 号)、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 86 号)により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

② 虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出し等の発行開示)等に基づく募集・売出し等を 行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の2)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

③ 有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出しない行為(金商法第 172 条の3)

課徴金額:前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は 400 万円)

(四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)

節 第 節

節

④ 虚偽記載のある有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出する行為(金商法第 172条の4)

課徴金額:600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額 (四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)

- ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為(金商法第 172 条の5) 課徴金額: 買付総額の 100 分の 25
- ⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出 する行為(金商法第 172 条の6)

課徴金額:買付株券等の時価合計額の100分の25

- ⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為(金商法第 172 条の7) 課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
- ⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為(金商法第 172 条の8) 課徴金額:対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
- ⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得さ せ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の9)

課徴金額:募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、 又は売り付ける行為(金商法第 172 条の 10)

課徴金額:

I-1

イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

- ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合
 - イ. の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

⑪ 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為(金商法第 172 条の 11)

課徴金額:

- イ. 当該発行者等情報が公表されている場合
 - 600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額
- ロ. 当該発行者等情報が公表されていない場合
 - イ. の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

① 特定関与行為(金商法第 172 条の 12)

課徴金額:

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

(注)平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年9月6日 以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商法第 185 条の7第 14 項)。他方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の7第 15 項)。

2) 訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、 当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融 庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限(金商法第210条)と強制 調査権限(金商法第211条等)が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人(以 下「犯則嫌疑者等」という。)に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、 犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、 裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えをすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第 45 条)で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある(附属資料1-4参照)。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている(犯収法第32条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する(金商法第 223 条、犯収法第 32 条)。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ(金商法第 226 条、犯収法第 32 条)。

1-2 証券監視委の機能強化



- ※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯 罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。
- (注1)「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成 16 年改正)」の施行(平成 17 年4月1日 他)に伴い調査・検査の対象となった部分。

4 節

20年12月12日)に伴い調査・検査等の対象となった部分。

- (注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報。

象となった部分。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成 20 年 12 月までは、虚偽記載が課徴 金の対象となっていた。)
- 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。
- (注5)「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 21 年改正)」の施行(平成 22 年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。

(注2)「②|部分が「金融商品取引法|の施行(平成 19 年9月 30 日 他)に伴い調査・検査の対

(注3)「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 20 年改正)」の施行(平成

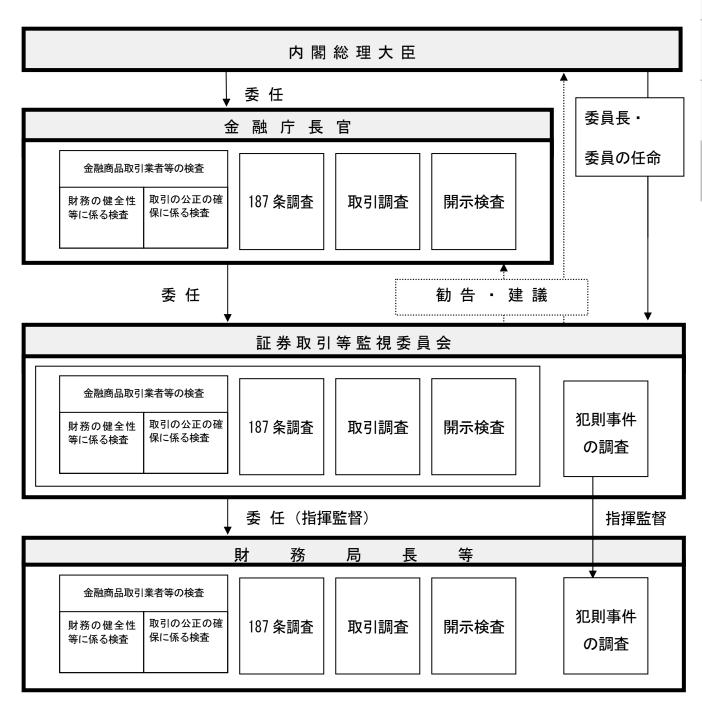
- (注6)「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 22 年改正)」の施行(平成 23 年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注7)「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 22 年改正)」の施行(平成 24 年 11 月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注8)「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 24 年改正)」の施行(平成 25 年9月6日)に伴い調査・検査の対象となった部分。
- (注9)「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年改正)」の施行(平成 26 年4月1日)に伴い調査の対象となった部分。
- (注 10)「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年改正)」の施行(平成 27 年5月 29 日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注 11) 「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 29 年改正)」の施行(平成 30 年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注 12)「⑪」部分が「金融商品取引法」の一部改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年改正)」の施行(令和2年5月1日)に伴い検査の対象となった部分。

1-3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

左曲	予 算 定 員		
年 度	証券監視委	財務局等	合 計
平成4年度	84人	118人	202人
平成5年度	84人	118人	202人
平成6年度	86人	118人	204人
平成7年度	88人	118人	206人
平成8年度	89人	118人	207人
平成9年度	91人	118人	209人
平成10年度	98人	126人	224人
平成11年度	106人	133人	239人
平成12年度	112人	139人	251人
平成13年度	122人	144人	266人
平成14年度	182人	183人	365人
平成15年度	217人	199人	416人
平成16年度	237人	204人	441人
平成17年度	307人	245人	552人
平成18年度	318人	246人	564人
平成19年度	341人	268人	609人
平成20年度	358人	282人	640人
平成21年度	374人	300人	674人
平成22年度	384人	313人	697人
平成23年度	392人	312人	704人
平成24年度	392人	322人	714人
平成25年度	400人	339人	739人
平成26年度	409人	354人	763人
平成27年度	410人	354人	764人
平成28年度	411人	352人	763人
平成29年度	406人	342人	748人
平成30年度	402人	338人	740人
令和元年度	400人	331人	731人
令和2年度	401人	336人	737人

1-4 組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。
- (注2)犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 - ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づ き金融商品取引業者等を指定する公示
 - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規定の概要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧 告
第21条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

3. 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣 及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の2第1項 (第 65 条の3第3項 において準用する場 合を含む。)から第4 項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の升銀行等、金融商品取引業者の升銀行等、金融商品取引業者の升銀行等、金融商品取引業者の升銀行等
第 57 条の 10 第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、 指定親会社の子会社等、指定親会社から 業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11(第 60 条の 12 第3項におい て準用する場合を含む。)	第194条の7第2項第2号及 び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第 60 条の 14 第2項 において準用する第 60 条の 11	第194条の7第2項第2号及 び第3項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第 63 条の6	第194条の7第2項第2号の 2及び第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		受けた者
第63条の3第2項に おいて準用する第63 条の6	第194条の7第2項第2号の 2及び第3項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の7第2項第3号及 び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第1項	第194条の7第2項第3号の 2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 66 条の 67	第194条の7第2項第3号の 3及び第3項	高速取引行為者
第 75 条	第194条の7第2項第4号及 び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の4	第 194 条の7第2項第5号 及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業 務の委託を受けた者
第 103 条の4	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第 106 条の6第1項 (同条第2項におい て準用する場合を含む。)	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の20第1項 (同条第2項におい て準用する場合を含む。)	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以 上の数の対象議決権を保有する商品取引 所
第 106 条の 27	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引 所持株会社の子会社
第109条において準 用する第106条の27	第 194 条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会 社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の7第2項第6号 及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 153 条の4におい て準用する第 151 条	第 194 条の7第2項第6号 及び第3項	自主規制法人
第 155 条の9	第 194 条の7第2項第7号 及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引 所参加者、外国金融商品取引所から業務 の委託を受けた者
第 156 条の5の4	第 194 条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有 届出書の提出者(金融商品取引清算機関 の総株主の議決権の百分の五を超える対 象議決権の保有者)
第 156 条の5の8	第 194 条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清 算機関の清算参加者、金融商品取引清算 機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商 品取引清算機関の清算参加者、外国金融 商品取引清算機関から業務の委託を受け た者
第 156 条の 34	第 194 条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の 委託を受けた者

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 58	第 194 条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第 156 条の 89	第 194 条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出 者から特定金融指標算出業務の委託を受 けた者、特定金融指標算出者に対して算出 基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正 の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要が あると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

[投信法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第1項	第 225 条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会 社等と当該受託会社等に係る投資信託に 係る業務に関して取引する者
第 213 条第1項から 第5項まで	第 225 条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正 の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要が あると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

節

[SPC法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第2項において準用する第 217 条第1項	第 290 条第2項第1号及び 第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特 定譲渡人
第 217 条第1項	第 290 条第3項	特定目的会社
第 286 条第1項において準用する第 209 条第2項において準 用する第 217 条第1 項	第 290 条第2項第2号及び 第3項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正 の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要が あると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項(第43条第3項において準用する場合を含む。)	第 286 条第2項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 15 条及び第 16 条 第1項	第 22 条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録 金融機関、証券金融会社、振替機関、口座 管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[預金保険法]

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第1項及び 第2項並びに第 137 条第1項及び第2項	第 139 条第2項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業者のうち有価証券 関連業に該当するものを行う者に限る。)、 指定親会社、金融商品取引業者子特定法 人、指定親会社子会社等、証券金融会 社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、 金融商品取引業者等の子会社、金融商品 取引業者等から業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の 必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる 場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔不当景品類及び不当表示防止法〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 29 条第1項	第 33 条第6項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

[※] 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

〔個人情報の保護に関する法律〕

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 40 条第1項	第 44 条第 5 項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業 者等

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として 金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る 事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の 権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。(注)

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、 検 査 の権 限 規 定	H= 33 === 130 34	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第 2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所 その他必要な場所

(注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

•	11 101/24 J	
	条 項	規定の概要
	第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
	第174条	仮装・馴合売買をした者
	第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
	第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
	第175条	内部者取引をした者
	第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

、並問法」					
報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象			
第26条 (第27条において準 用する場合を含 む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類 (注1)を提出した者又は提出すべきであると認め られる者、有価証券の引受人その他の関係者、参 考人			
第27条の22第1項 (第27条の22の2第 2項において準用す る場合を含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人			
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人			
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきで あると認められる者、これらの共同保有者その他 の関係者、参考人			
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会 社、参考人			
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる 発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その 他の関係者、参考人			
第177条	第194条の7第2 項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所			

3

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
 - •有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれ らの訂正発行登録書
 - •有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - 有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - 四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券
	の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、
	有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は
	売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査 及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 32 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は 置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物 件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の2 犯収法第 32 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 32 条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

【		
条 項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする 者、引受人、 金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者 等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の2等	金融商品取 引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件

条 項	行為者	規定の概要		
第 37 条等	金融商品取 引業者等	広告等の規制		
第 37 条の3	金融商品取 引業者等	契約締結前の書面の交付		
第 37 条の4	金融商品取 引業者等	契約締結時等の書面の交付		
第 37 条の5	金融商品取 引業者等	保証金の受領に係る書面の交付		
第 38 条等	金融商品取 引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止		
第 38 条の2	金融商品取 引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等		
第 39 条第1項	金融商品取 引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止		
第 40 条の4	金融商品取 引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売 買等		
第 41 条の2	金融商品取 引業者等	投資助言業務に関する禁止事項		
第 42 条の2	金融商品取 引業者等	投資運用業に関する禁止事項		
第 42 条の7	金融商品取 引業者等	運用報告書の交付		
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止		
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止		
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止		
第 161 条第1項	金融商品取 引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限		
第 163 条等	会社役員等	役員·主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義 務等		

 条 項	行為者	規定の概要
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者 等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者 等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条の2	会社関係者 等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者 等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条 項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

第2章

証券監視委の 基本指針等



証券取引等監視委員会 中期活動方針 (第10期)

~信頼され魅力ある資本市場のために~

令和 2 年 1 月 24 日 証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮によって、強固な信頼を確立した資本市場

証券監視委の活動理念

公正・中立

説明責任

フォワード・ルッキング

実効性 • 効率性

関係機関との協働

最高水準の追求



証券監視委を取り巻く現在の環境

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、第10期目を迎えました。

証券監視委は、平成4年の発足以来、重大・悪質な事案に対する告発や法令違反事案に対する課徴金納付命令勧告・行政処分勧告等の実績を積み重ねるとともに、調査・検査を通じた市場監視に取り組み、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現に努めてきました。

現在、資本市場は大きく変化しています。

- ・ 構造的な変化として、海外投資の増加や企業のグローバル化(海外子会社等との分業、アウトソーシング等)などにより、資本市場のグローバル化や各種金融市場の緊密化が更に進展しています。
- ・ 資金フローをみると、世界的な低金利環境の下、高リスク・低流動性ファンド等に対する資金流入が増大している中、地政学的リスクなどを背景に経済の先行きを巡る不確実性が高まっています。
- ・ また、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体 に大きな影響を及ぼしています。金融機関は AI 等の技術やデータの利活用の 進展等によりビジネスモデルの見直しを迫られ、市場環境もアルゴリズムを 用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新し い商品・取引等が出現しています。

また、金融庁の重要施策の1つに多様な利用者のニーズに応じた金融サービスの向上が掲げられる中、証券監視委としても、幅広い投資者が安心して投資できる市場の実現等を通じ、国民の安定的な資産形成や資金の好循環に一層貢献する必要があります。

これらのような大きな環境変化の中、第 10 期を迎えた証券監視委は、前記の活動理念のもと、「網羅的な市場監視(広く)」・「機動的な市場監視(早く)」・「深度ある市場監視(深く)」という3つの目標達成に向けて5つの施策を実施してまいります。



目標

1. 網羅的な市場監視(広く)

(1) 新たな商品・取引等への対応

新しい商品・取引等に係るリスクを的確に把握・分析等

(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視

株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等、あらゆる取引・市場を網羅的に監視

(3) 高齢者を含む多様な投資者の保護

高齢者を含む市場に参加する多様な投資者について、その知識、経験、 能力等の様々な属性を踏まえた投資者保護を推進

(4) 全体像の把握(部分から全体へ)

個別の問題事象について、事案の全体像を把握した上で、他の類似事 案等も見据えた横断的な視点も持って、実態解明及び根本原因の究明

(5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

違反・不適切行為の未然防止の観点を含む情報発信の強化

2. 機動的な市場監視(早く)

(1) 問題の早期発見・着手

市場における問題の端緒の速やかな把握及びタイムリーな調査・検査等の実施

(2) 早期の対応による未然防止

市場における問題に限らず、問題が顕在化していないものの調査・検査において改善が必要と認められた事項について、改善の促進を通じた未然防止及び問題の拡大の防止

(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

調査・検査実施時における事案の迅速な実態解明及び処理

3. 深度ある市場監視(深く)

(1) 問題の根本原因の究明

法令違反等の問題が認められた場合、問題の実質面に着眼してその根本的な原因の究明を踏まえ、当事者等と深度ある議論を行い、自主的な改善及び再発防止に向けた取組みを促進

2



(2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

個別の問題事象の分析にとどまらず、前述の横断的な視点に加え、それらを踏まえた深度ある分析を行うことを通じた、市場の構造的な問題の把握及び制度整備等への貢献

目標達成のための5つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- (1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな 市場監視
 - ▶ 問題の未然防止・早期発見につなげるため、マクロ的な視点で市場環境、業種及び企業の分析を行う等、フォワード・ルッキングな市場監視を行います。
 - ▶ 具体的には、調査・検査の端緒として活用するため、マクロ経済動向の 把握とともに、国内外のマクロ経済情勢等を踏まえて選定した業種・ 企業に係る情報収集・分析を行います。

また、その結果を証券監視委内で共有し、調査・検査に活用します。

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の各市場に対して、多面的な視点を持ちつつ、横断的な市場監視を行います。

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

▶ 海外当局(法執行部門等)との信頼関係の醸成及び強化に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、調査・検査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用します。

2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

▶ 取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、金融商品取引業者等の ビジネスモデルの構造的変化等を背景とした非定型・新類型の事案等¹

¹ 例えば、第9期においては、特殊見せ玉を用いた不公正取引に対し偽計を適用した事 案、債券市場デリバティブに係る相場操縦の事案、非財務情報にかかる虚偽記載の事案、 ウェブサイト広告を利用した誇大広告・虚偽告知等の事案など。



についても、その態様に応じて、多角的・多面的な分析・検証を的確に 実施します。

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

▶ 事案が、全体としてより多様化・複雑化している中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施することによって、不公正取引や開示規制違反の実態を解明するとともに、再発防止・未然防止につなげます。

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

▶ クロスボーダー取引による違反行為やグローバルに活動を行う企業の 開示規制違反に対しては、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当 局との連携を実施しつつ実態解明を行う等、事案の特質に応じて効果 的・効率的な調査・検査を行います。

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

➤ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布、偽計や有価証券報告書の虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、事案の内容に応じ、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

- ▶ 金融商品取引業者等全体について、リスクアプローチに基づくオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行います。
- ▶ オフサイト・モニタリングにおいては、監督部局等と連携し、業態、規模だけではなく、グループ全体の戦略や運営方針その他特性を勘案しつつ、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定します。
- ▶ オンサイト・モニタリングにおいては、取り扱う商品の内容や取引スキームなどについて深度ある分析を行った上、これらが適切に投資者に対して提供されるよう、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証します。

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

▶ 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリングの実施や、無登録で金融商品取引業を行っている者について、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うこと等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。



3. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

- ▶ 個別事案の調査・検査では、勧告や告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報²、調査・検査の手法及びノウハウ等を適切に集約・分析・蓄積し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用します。
- ▶ 横断的な広がりのある視点に基づき調査・検査を実施し、その結果、市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

- ▶ 調査・検査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を 行うだけでなく、問題の全体像を把握し、根本的な原因を究明した上 で、調査・検査先と深度ある議論を行っていくことで、再発防止につな げます。
- ▶ 問題が顕在化していないものの、調査・検査において改善が必要な事項が認められた場合には、問題意識を調査・検査先と共有し、違反行為等の未然防止につなげます。

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

- 個別勧告事案等や事例集3の公表等において、市場における自己規律の 強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で 分かりやすい情報発信を行います。
- ▶ 違反・不適切行為による投資者被害の未然防止に資するよう、投資者 に対する注意喚起等の情報発信を充実させます。

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

▶ 市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引等 や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等へ的確に対応し、市場監視 の空白を作らない取組みを行います。

4. デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

▶ 国内外の金融技術の動向や規制当局・法執行機関におけるデジタライゼーションの活用状況等を踏まえ、市場監視業務の高度化・効率化を

² 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報。

^{3 「}金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」、「開示検査事例集」及び 「証券モニタリング概要・事例集」。

節



図るため、取引監視システム等におけるデジタライゼーションの一層 の活用を、関係機関と連携しつつ、推進します。

(2) デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴って生じる新たな商品・取引 等に対して、網羅的に監視が行えるよう機動的に検討・対応します。
- デジタライゼーションの飛躍的な進展及びデータの大容量化に対応するため、調査・検査におけるデジタルフォレンジック⁴技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進します。

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

▶ デジタライゼーションの進展、取引等の複雑化や企業のグローバル化の進展等の中で、証券監視委の使命を適切に果たしていくため、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組みます。

5. 国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

- ▶ 自主規制機関が、更に主体的な役割を果たすことに資するよう、証券 監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等を行い、監視態勢 の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行います。
- ≫ 効果的かつ効率的な市場監視を実現する観点から、自主規制機関との 連携のあり方についても検討していきます。
- ▶ 様々な金融市場に対する横断的な市場監視を実施していくため、自主 規制機関とも連携し、市場モニタリングの充実・強化を図ります。

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

▶ これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、新たに市場の公正性・透明性確保や投資者保護に関連する関係機関・団体等の市場関係者との連携の拡大を通じて、全体としての市場監視機能を強化します。

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

▶ クロスボーダー取引等に対する市場監視に係る課題について、二国間及び証券監督者国際機構(IOSCO)等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献することにより、国際連携の強化を図ります。

⁴ 電磁的データの証拠保全・解析手法等の技術。



▶ また、市場監視を担う海外当局との意見交換の機会を積極的に持つことで、これら海外当局における主な法執行事例や市場監視に係る問題意識等を把握し、証券監視委における市場監視に活用します。

最後に

証券監視委は、本中期活動方針に掲げる証券監視委の目標(「網羅的な市場監視(広く)」・「機動的な市場監視(早く)」・「深度ある市場監視(深く)」)の実現を目指し、より一層努力してまいります。

なお、本中期活動方針は、現下の経済金融情勢等を踏まえて作成したものですが、市場を取り巻く環境が急激に変化する状況のなか、証券監視委自身の PDCA サイクル⁵によって、的確に自らの課題を洗い出し、適切な対応を行うことが重要です。そのために、外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを行いながら、その使命を果たしていきます。

⁵ Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を促す手法。



証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)

~信頼され魅力ある資本市場のために~

証券監視委の使命

的確・適切か市場監視による

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに 期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

上場企業等による適正なディスクロージャ 市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営 市場利用者による自己規律 プロフェッショナルな市場監視

活動理念·目標

フォワード・ 実効性・ 関係機関と 最高水準 公正・中立 説明責任 ルッキング の追求

<これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す>

網羅的な市場監視(広く)

- 新たな商品・取引等への対応
- あらゆる取引・市場を網羅的に監視 高齢者を含む多様な投資者の保護
- 全体像の把握(部分から全体へ)
- 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- 問題の早期発見・着手 早期の対応による未然防止
- 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

問題の根本原因の究明 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の 把握

環境認識

市場・企業活動のグロー バル化/各種金融市場の 緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行き を巡る不確実性の高まり

デジタライゼーションの 飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成 や資金の好循環に向けた 取組みの深化

(1)内外環境を 踏まえた情報 収集力の向上

(2)深度ある分

析と迅速かつ

効果的·効率的

な調査・検査の

実施

- 市場環境のマクロ的な視点での分 析等によるフォワード・ルッキングな 市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な 市場監視
- ▶ 海外当局との連携強化による情報 収集力等の強化及び市場監視への

な分析・検証

- 速な課徴金納付命令勧告等
- > クロスボーダー事案の特質に応じた 効果的・効率的な調査・検査 ▶ 重大・悪質事案への告発等による厳
- 正な対応 リスクアプローチに基づく効果的・効 率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な 取組み

(3)市場規律強 化に向けた実 効的な取組み

- ▶ 調査・検査から得られた知見の多面的・複 線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原 因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国 内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組み

施策

- (4) デジタライ 事案の態様に応じた多角的・多面的 ゼーション対応 と戦略的な人 > 不公正取引や開示規制違反への迅 材の育成
- ▶ デジタライゼーションを活用した市場監視業 務の高度化・効率化 デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う
 - 新しい商品・取引等への機動的な対応
 - 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人

(5)国内外の各 機関等との連

- 自主規制機関との更なる連携強化による効 果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の 強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国 際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

証券モニタリングに関する基本指針

令和元年5月 証券取引等監視委員会 節

証券モニタリングに関する基本指針

- I 証券モニタリングの基本的な考え方
 - 1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフー体のモニタリングを通じて、金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理、業務運営の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを通じて、金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現、資本市場の健全な発展への貢献、国民経済の持続的な成長への貢献を果たしていく。

(注) 証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査(以下、本指針では「検査」と表記する。)を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局、検査部局、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先(証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関等)との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

2. 検査官の心構え

検査官は、上記証券モニタリングの目的を意識しつつ、以下の心構えを 持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の 究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル(業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。)や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因(例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス(経営管理態勢を指す。以下同じ。)等)の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

(1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査先の

節

選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券 モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な 検査の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、オンサイトとオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

4. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンド

の販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

節

Ⅱ 証券モニタリングの全体像

1. 証券モニタリング基本方針の策定

証券監視委は、毎証券検査年度(7月1日~翌年6月30日)における、「証 券モニタリング基本方針」を策定し、公表するものとする。「証券モニタ リング基本方針」の策定及び公表に当たっては、効率的・効果的なモニタ リングを実施するとの観点から、金融行政方針や金融商品市場を巡る環境 の変化等に十分配慮するものとする。

2. オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの実施等

証券監視委及び財務局等は、「証券モニタリング基本方針」を踏まえ、 金融商品取引業者等の業態・規模その他特性を勘案しつつ、3つの防衛線 の考え方に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有 効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施する。

また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合等には、共通の課題 のある検査対象先に対して、横断的なモニタリングを行うことも検討する など、臨機応変にモニタリングを実施するものとする。

3. 検査の実施

証券監視委及び財務局等は、検査の実施に当たり、モニタリングにお けるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベー スでその対象先を選定する。

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキ 一ムについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検 証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめ ることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

なお、検査実施の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模、その他の特性、その時々の市場環境等 に応じて、ビジネスモデルの把握、それを支えるガバナンスなど、検査 対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位 置付け、抱えている問題点、監督部局からの検査要望の内容等を総合的 に勘案して、リスク・ベースで選定する。

第

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

検査対象先が本店を含め複数の店舗を営業している場合、臨店検査 先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前 回検査の情報、各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して 決定する。

4. 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のオフサイト・モニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

5. 検査の種類

- (1) 検査の種類は、次のとおりとする。
 - ① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、業態等の特性を踏まえつつ、ガバナンスやリスク管理態勢等に着目したリスクアセスメント、ビジネスモデルの分析結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースで対象先を選定して行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動 的に行う検査をいう。

- (2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当 する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。
 - ① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査

のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対 象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

- ③ グループ等一体型検査 証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約 先など、グループ等に対して一体的に行う検査をいう。
- ④ 同時検査 効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時期を同じくして行う検査をいう。

6. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を 訪問して、オフサイト・モニタリングで把握した課題について、帳簿書類 その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うもの とする。

7. 検査予告

- (1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の 軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。
- (2) 検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(II10.(1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

8. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨 店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告 日の前営業日とする。)。 (注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での 検証を要するというものではない。

9. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

10. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ10.(2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ12.「検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ14.「意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(N2.「提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i.上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、 常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に 検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの 質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりと りの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示 制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものと する。

- 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の 高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれて いること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、 検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課 長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検 査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。
- ② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前) に検査対象先の責任者に対して、検査終了通知書交付前であれば 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局 等にあっては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係 情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承 諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報 を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の 上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた

上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ.の開示承諾申請は必要ないものとする。

- ③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出
 - イ. 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官(検査終 了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券 取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における 保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への 影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答する ものとする。

なお、検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

- ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例 としては、以下のとおり。
 - ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
 - ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営 に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託 先等への開示
 - 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる 企業結合等の当事者への開示
 - 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示
- ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会 社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変 更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

(3) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役

職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、 原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に 行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
 - ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的・効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明 した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適 切な指示を行うものとする。

また、主任検査官は、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的・効果的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 主任検査官による臨店検査先店舗の巡回

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項等について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査指導官(以下「証券検査指導官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、指導・審査担当係等経由。)、問題点等を早期に取りまとめるものとする。証券検査指導官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当係(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

- ロ. 検査対象先における問題の重要性
- ハ. 根拠法令等
- 二. 根本原因及び責任の所在の解明
- ホ、検査対象先の認識及び対応

④ 巡回指導

証券検査指導官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官に相当する職員が設置されている財務局等にあっては、当該職員)は、各検査の臨店検査終了前に検査対象先を巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、審査係(財務局等にあっては、審査担当係等)と連携しつつ、どの事項を整理票(Ⅱ10.(12)①参照)やモニタリング確認票(Ⅱ10.(12)③参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に個別の問題点や留意すべき事項(Ⅱ10.(12)③参照)の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、 就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものと するが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。
- ③ ヒアリングの実施に当たっては、原則1日8時間(休憩時間を除く)までとし、やむを得ない事情がない限り、深夜(午後 10 時以降) に及ぶ聴取は避けるものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下 記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を 総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検 査の実施に努めるものとする。

① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査 対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個 別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

臨店検査終了時の意見交換においては、原則、検査対象先の責任者、 コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検 査官が、検査の結果、問題点や課題と考えられる事項として認識した 事実関係について、検査対象先へ口頭で伝えるものとする。また、臨 店検査は終了するものの、検査については、これをもって終了するも のではない旨を伝えるものとする。

④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、 検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣 と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場 合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとす る。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、 その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にそ の是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意す る。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善 に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券モニタリング基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券モニタリング基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとす

3

る。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、 検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職 員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査指導官と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事 実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、

整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必 要に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票(別紙様式6)

ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点か らガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認 識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項(以下「留意 すべき事項」という。)について、必要に応じて、モニタリング確認 票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容につい ては、検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限る ことから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終 了通知書には記載されることを前提としていることを伝えるととも に、深度ある議論に努める。

(13)業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題 について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に 抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管 理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究 するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等 との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握 に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作 成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調 査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した 上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるとこ ろにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、指示を受けて反面 調査を行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社 等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協

節

議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)する。当該検査については、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。)。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票及びモニタリング確認票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合等には、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告)し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、上記と同様の方法で証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直

ちに証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長 (財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検 査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検 討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査 官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するも のとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、 検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、 審査係(財務局等にあっては、審査担当係等を経由。)と密接な連携を 図りつつ、取りまとめるものとする。

11. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった 場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則と

第

して、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査 対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を 交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行う とともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

12. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙 (別紙様式7)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を 除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券 検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券 取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施 者)とする。

口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の 実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、 必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

13. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理 し、(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任 者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

第 3

なお、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、 当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- ① 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

- ② 上記①のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が 相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。
- (2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

- ① 証券監視委又は財務局等 原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
- ② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象 先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこ れを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評(留意すべき事項を除く)は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

14. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着 手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

- ① 意見申出書の提出等
 - イ、申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項につ いて、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記 載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書 により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は 主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違 事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等 の事実関係に関する意見相違事項に限る。
- ハ、意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わっ た日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の 休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出 期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機 関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができ る。意見申出書を郵送により提出する場合、消印が提出期間内(提 出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とす る。
- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わ ない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後 日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速 やかに説明資料を提出するものとする。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別 紙様式9)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作 成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。
- ロ、審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者(検査対象先)に対する審理結果の回答については、検査 終了通知書に別添として添付する形で行う。

3

15. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明等の後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式 10)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

16. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並 びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うこと を勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するもの とする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委 事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

17. 検査結果の公表等

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公

表は控えるものとする。

- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成27年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに 取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される 事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 証券監視委ウェブサイト等における情報収集

金融商品取引業者等の業務の運営又は財産の状況に関し、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ガバナンス、法令等遵守態勢、システムリスク等を検証する上で端緒となるべき情報を恒常的に証券監視委のウェブサイト等で募集を行うものとする。

18. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して 行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

4

節

Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

(改正)

本指針は、平成24年7月23日から適用する。

(改正)

本指針は、平成25年8月8日から適用する。

(改正)

本指針は、平成27年4月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成29年4月3日から適用する。

(改正)

本指針は、令和元年5月7日から適用する。

Ⅳ 参考

- 1. 検査のイメージ図(**図** PDF 版)
- 2. 提出資料一覧(PDF 版)

(別紙)

- ・様式 1 検査命令書(図 PDF 版)
- •様式2 第三者非開示承諾書(型 word 版、 PDF 版)
- 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)(型 word 版、包 PDF 版)
- ・様式3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)(型 word 版、 □ PDF 版)
- 様式 4 整理票 (PDF 版)
- ・様式 5 質問票(**型** PDF 版)
- 様式6モニタリング確認票(図 PDF 版)
- 様式フ オフサイト検査モニター用紙(型 word 版、型 PDF 版)
- 様式 8 意見申出書(型 word 版、 PDF 版)
- 様式 10 検査終了通知書(■ PDF 版)
 - ※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

• 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)
- (4) 指定親会社(金商法第57条の23、第194条の7第3項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第57条の26第2項、第194条の7 第3項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項

において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)

- (8) 特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の 2及び第3項)
- (9) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号 及び第3項)
- (10) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- (11) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4 号及び第3項)
- (12) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項 第5号及び第3項)
- (13) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103条の4、第 194条の7第3項)
- (15) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第 106 条の 6 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106条の16、第 194条の7第3項)
- (17) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第106条の20第1項 (同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (18) 金融商品取引所持株会社等(金商法第106条の27(第109条において 準用する場合を含む)、第194条の7第3項)
- (19) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び 第3項)
- (20) 自主規制法人(金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (21) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7号及び第3項)
- (22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156条の5の4、第194条の7第3項)
- (23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)
- (24) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (25) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)

- (26) 証券金融会社(金商法第156条の34、第194条の7第3項)
- (27) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第22条第1項、第225条第3項)
- (31) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項 及び第 3 項)
- (32) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (34) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (35) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。) 第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項 第 1 号及び第 3 項)
- (36) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (37) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第1項において準用する 第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項 第2号及び第3項)
- (38) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項、第286 条第2項)
- (39) その他、上記(1)から(38)までに掲げる法律の規定により証券検査 の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により 証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするの で留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第16条第1項、第22条第6項第1号)
- 口. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第1項、第22条第7項)
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

令和元年9月6日 証券取引等監視委員会

令和元事務年度 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。

こうした中、証券モニタリング²の役割は、金融商品取引業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すとともに、迅速かつ深度ある実態解明を行うことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委は、平成 29 年 1 月に公表した第 9 期中期活動方針において、リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立を掲げるとともに、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」³ (以下「実践と方針」という。)等を踏まえつつ、金融庁関連部局と連携して取組みを進めてきている。

今般、令和元事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの 基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取り まとめた。

1. 証券モニタリングの取組方針

(1) 金融商品取引業者等を巡る環境

世界経済は、引き続き緩やかに回復しているが、通商問題の動向や中国経済の 先行き、英国の EU 離脱問題等の欧州情勢等が不確実性を高め、再び金融緩和に 向かう中で、潜在的リスクの高まりが指摘されている。

国内の金融資本市場の動向をみると、株式市場については、株価は高い水準を 維持しているものの一進一退の動きが続き、売買高は減少に転じ、金利について は、歴史的な低金利が継続している。

上記のような状況の下、金融商品取引業者においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が困難となってきている。

¹ 令和元事務年度は令和元年7月から令和2年6月までを指す。

 $^{^2}$ 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

^{3 「}金融レポート」と「金融行政方針」を統合し平成30事務年度から公表

一方、一部の投資者において、高収益の商品を求める動きがみられ、個人投資家に対し、十分なリスク説明が行われないまま高リスクの商品が販売され、その後問題となった事例や、高利回りを掲げ、無登録で金融商品取引業を営む業者が投資者被害を引き起こしている事例も発生している。

また、デジタライゼーションが進展し、非金融プレイヤーが金融商品取引業へ参入する動き、業務効率化のためクラウドサービスや AI 等を用いる動きがみられている。他方で、サイバー攻撃は、引き続き金融商品取引業者の脅威となっており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバーセキュリティの重要性が高まっている。

さらに、今秋には FATF 第4次対日相互審査が行われる等、国際的にも我が国金融機関の AML/CFT への対応の高度化が求められている。

(2) 証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,200 社となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、金融商品取引業者等のリスク特性に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(3) 昨事務年度の取組み

昨事務年度は、証券会社については、ビジネスモデルの動向やバックオフィス業務の海外委託の進捗状況等に重点を置いて情報を収集し、各社のリスクを 把握した上で積極的にオンサイト・モニタリングを実施した結果、一部の中小 証券会社による外国株式の勧誘において、顧客に対し虚偽表示又は重要な事項

第

につき誤解を生ぜしめる表示を行っていた事案が認められたほか、一部の外国証券会社において、システム部門等の海外委託を背景として売買審査システムが十分に機能していない事案等が認められた。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの実施に伴うAML/CFTへの関心の高まりを踏まえ、検査上の対応を本格化した。

投資運用業者については、検査未実施期間が長期化している業者が少なくない中、利益相反管理等の観点から、大企業グループに属する業者、運用の外部 委託を行う業者や私募リート業者等について、オンサイト・モニタリングを実施した。また、大手投資運用業者を中心に、資産運用の高度化に向けた動きも 念頭に置きつつモニタリングを行った。

一方、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者については、多数の対象業者の中から、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施した。この結果、貸付型ファンドの販売業者において、資金使途等についての虚偽表示や誤解を生ぜしめる表示、貸付先の事業実態や貸付先における資金使途等を把握するための管理態勢が構築されていないなど、複数の金融商品取引法違反事例や投資者保護上問題のある事案が認められた。

さらに、無登録で第二種金融商品取引業を行い、一般投資家に多額の被害を与えていた事案等については、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを行った。

(4) 今事務年度の取組方針

近年、多くの金融商品取引業者等においては、従来型の売買手数料収入に依存したビジネスモデルでは収益の確保が難しくなっている中、営業手法として預かり資産拡大による安定的な収益構造へ変革を図っている一方、海外の金融商品や高収益のファンドの取扱いなど、取扱商品を拡大する動きがみられている。

今事務年度は、こうしたビジネスモデルの動向・変化の中で、過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資家への不適切な営業の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況、更にはこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目したリスクアセスメントを行っていく。

この中で、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心 に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施して、深度ある検証を 行っていく。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある 検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な 状況
- ③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念 される状況

併せて、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図ることを通じて資本市場の健全な発展にも資するという観点から、特に地域証券会社のガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性(含む顧客本位の業務運営)や地域における直接金融の担い手としての役割等については、オフサイトを中心としたモニタリングを実施していく。

また、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に 収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令 等の申立てを行うなどして、投資者被害の拡大防止に取り組んでいく。

2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

証券モニタリングでは、実践と方針等を踏まえつつ、業態横断的なテーマ別モニタリング事項として、以下の項目についてテーマ別に求められる適切な手法を通じて金融庁関連部署と連携して検証等モニタリングを行う。

- マネー・ローンダリング対策(AML)、テロ資金供与対策(CFT)への取組状況
- ② サイバーセキュリティ対策の十分性、各業態に応じたシステムリスク管理の実施 状況
- ③ 顧客本位の業務運営を実現するための施策の実施状況
- ④ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び 再発防止策の取組状況

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその 他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

昨事務年度のモニタリングの結果を踏まえ、金融商品取引業者等の規模や業務内容

等に応じて、実践と方針等を踏まえつつ、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念がある先、オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

その際、大手グループに属する第一種金融商品取引業者や投資運用業者においては、 グループ全体の戦略や運営方針との関係も見据えたモニタリングを行う。

第一種金融商品取引業者が行う高速取引行為関連の業務については、受託業務における内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(1) 大手証券会社グループ4

大手証券会社グループについては、個社を取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組み、形式的なルールにとどまらないプリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組み、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組みや AML/ CFT への取組状況等について、継続的にモニタリングを行う。

3 メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による 顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況 についても検証を行う。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施する。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展状況やビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理 態勢の整備状況等について検証を行う。

また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて検証を行う。

併せて、近年増加傾向にある M&A や社債発行において大型化も見られる中、 引受業務等の投資銀行業務の状況についてもモニタリングを行う。

(3) ネット系証券会社

ネット系証券会社については、市場参入が著しい非金融グループにおける収益面を含むグループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況とともに、取扱商品の増大、独立系フィナンシャルアドバイザー(IFA)や地域金融機関との提携による対面

⁴ 大手証券会社グループ:グローバルに活動する国内証券会社

営業への進出・拡大を踏まえた内部管理態勢の整備状況に係る検証を行う。

(4) 準大手証券・地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出の進展等もあり経営環境が厳しい中、特に外国株式、高利回り商品等における不適切な勧誘行為等、投資者保護の観点から問題のある行為が行われていないか検証を行う。また、外国資本等の参加により主要株主や経営体制が変更された証券会社や経営不振企業の資金調達に関与する証券会社の業務運営態勢について検証を行う。

併せて、地域証券会社のガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性(含む顧客本位の業務運営)や地域における直接金融の担い手としての役割等については、各財務局等と緊密に連携し、オフサイトを中心としたモニタリングを実施する。

(5) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者については、リスク情報の開示状況、ストレステストの適切さや実施したストレステスト結果の適切な自己資本への反映状況等、 決済リスク管理等の強化に向けた内閣府令等の改正を踏まえた取組状況について検証を行う。

(6)投資運用業者

投資運用業者については、利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等について検証を行う。また、地域金融機関や年金基金のニーズが高い私募リート等の不動産関連ファンドを運用する業者の実態や代替資産への投資の現状について把握を行う。

(7) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者·適格機関投資家等特例業務届出者

第二種金融商品取引業者(含む貸付型ファンドの販売業者)及び適格機関投資家等特例業務届出者については、高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じて検証を行う。

(9) その他の証券モニタリング対象先

証券金融会社、信用格付業者、登録金融機関、自主規制機関等については、 各業態の特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査 当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調 査権限を積極的に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者 名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

4. 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、直接の意思疎通を通じた情報共有等も含めて、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から、緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査も実施する。複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合、証券監視委は、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討を行う等、指導・調整機能を発揮していく。こうした各財務局等の活動を支えるために、必要な研修等にも注力する。

また、証券監視委と自主規制機関等の関係機関との間では、情報交換をタイムリーに行うなど、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効率的に進めるとともに、検知した事項の改善・再発防止を効果的に進めることを通じて、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. モニタリング結果の情報発信・その他の取組み

証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいは他に模範となりうる取組み(ベストプラクティス)等については、必要に応じて金融庁関連部署と連携して金融商品取引業者等に対しては、フィードバックを行うとともに、これらの監査関係者に対しても、必要に応じて検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

2

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法(以下「金商法」という。)が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員(以下「調査官」という。)は、取引調査(以下「調査」という。)の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

(2)綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(4) 効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ 十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、 事案の実態を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ.取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引(以下「事案」という。)について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等(以下「対象先」という。)に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

(1) 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査(以下「検査」という。)を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、 検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であること を伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 検査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先(対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等)を立ち会わせるものとする。
- ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- 二 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。
- ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者 が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(2) 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限(金商法第177条)及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象 者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- 二 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- へ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実 関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告

する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、 記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表 を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には 使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについて は、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注)主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅷ. 施行日

本基本指針は平成25年8月30日から施行する。

(改正)

本基本指針は平成26年4月1日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法(以下「金商法」という。)における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、 このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1)綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(3) 効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑚に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査 官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が 把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者 保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとと もに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析 し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注)有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1)報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することが できる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延している と認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員そ の他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ、検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ、検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- 二、必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等 1 名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うと ともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、 的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、 検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除 き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人(公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害 関係のない外部の専門家によって構成される委員会(以下「外部調査委員 会」という。)を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結 果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、 外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性 を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

- ② 検査対象先の業務等への配慮
 - イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引 先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を 実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出 を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の 担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法に ついて適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

(2) 検査終了通知書の交付

節

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

(3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

(1) 検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ、開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、 細心の注意を払う。

(2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書 管理者、文書管理者をいう。

(3) 検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査 関係情報(開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査 対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同 じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程 で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係 情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承 諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)との間に おいて、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な 連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査 会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るもの とする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観 点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取 及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同 法第27条の30第1項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料 の徴取及び検査、同条第2項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者で ある会社等に対する報告・資料の徴取、同法第27条の35に基づく特定情報の 提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第177条に基づく調査(金 融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行後)並 びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当 たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即し て検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成25年8月30日から施行する。

第3章

証券監視委の 活動実績等

7 節

10 節

3-1 証券監視委の活動状況

総括表

(単位:件数)

								\ + \(\dots \)
\ \ \	年 度 分	平成4 ~26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	合 計
	犯則事件の告発	173	8	7	4	8	3	203
	勧 告	840	59	91	38	54	49	1,131
ā	正券検査結果等に基づく勧告	496	18	35	10	11	14	584
	果徴金納付命令に関する勧告 不公正取引)	252	35	51	26	33	29	426
	果徴金納付命令に関する勧告 開示書類の虚偽記載等)	88	6	5	2	10	6	117
計	丁正報告書等の提出命令に関する勧 5	4	0	0	0	0	0	4
	投資家等特例業務届出者等に対す 果等に基づく公表	42	17	23	4	0	2	88
	者・無届募集等に対する裁判所への 等の申立て	14	3	1	2	2	3	25
	建議	24	0	0	0	2	0	26
証券検査		3,461	185	61	25	68	73	3,873
金	企融商品取引業者	2,888	128	37	25	55	64	3,197
	第一種金融商品取引業者	2,134	61	16	19	35	44	2,309
	第二種金融商品取引業者	244	32	9	2	7	4	298
	投資運用業者、 投資助言·代理業者	510	35	12	4	13	16	590
<u> </u>	· 登録金融機関	345	1	0	0	3	2	351
	適格機関投資家等特例業務 晶出者	84	30	20	0	4	0	138
金	金融商品仲介業者	49	19	2	0	4	2	76
信用格付業者		9	0	0	0	0	1	10
自主規制機関等		29	3	0	0	0	2	34
书	投資法人		1	1	0	1	1	51
7	その他	10	3	1	0	1	1	16
取引審	季 查	13,719	1,097	1,142	1,099	1,052	1,061	19,170

第

節

(注)

- 1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
- 2. 課徴金納付命令勧告(不公正取引)の計数は、命令対象者ベースの件数である。
- 3. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
- 4. 平成 18 年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は 「旧投資顧問業者」である。
- 5. 平成 24 年度及び 26 年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果 等の公表」の件数には、金商法第 187 条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれてい る。
- 6. 平成28年度、29年度及び令和元年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

第7節

第8節

第 11 節

3-2 市場分析審査実施状況

1. 取引審査実施状況

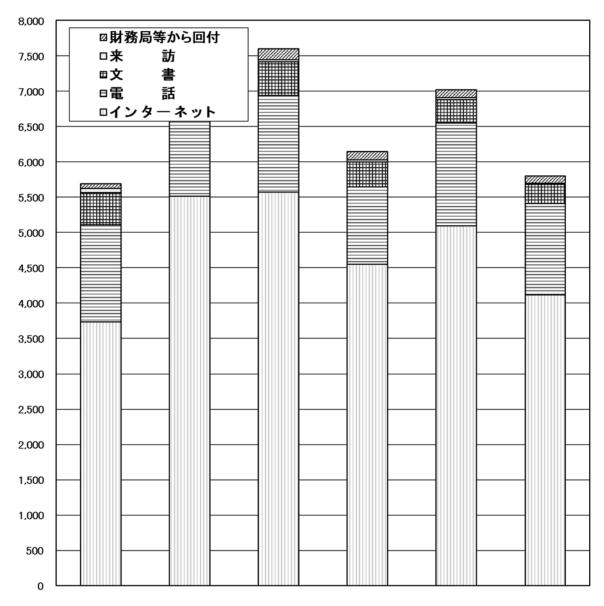
(単位:件数)

区	年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
価格	各形成に関するもの	95	98	83	70	78
インサイ	ダー取引に関するもの	992	1031	1,002	977	976
	その他	10	13	14	5	7
	合 計	1,097	1,142	1,099	1,052	1,061
	(証券監視委)	481	482	455	427	453
	(財務局等)	616	660	644	625	608

(注)「会計年度ベース」4月~翌年3月。

11 節

(単位:件数)



至分 区分	度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
合	計	5,688	7,758	7,600	6,147	7,019	5,798
うち年金運	用ホットライン	9	1	3	1	0	0
インタ-	ーネット	3,733	5,510	5,569	4,551	5,097	4,114
電	話	1,375	1,689	1,370	1,092	1,452	1,295
文	書	458	451	475	358	332	275
来	訪	54	32	34	26	28	10
財務局等	から回付	68	76	152	120	110	104

(注)年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

2. 情報の受付状況

節

第 10 節

3. 情報の内容別受付状況

(単位:件数)

	年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
個別銘柄							
a. 取引規	制						
1.	風説の流布・偽計	544	80	36	4	1	
2.	相場操縦	2,400	3,147	2,822	2,270	3,194	2,5
3.	インサイダー取引	364	283	390	299	355	2
0.	その他	580	1,917	2,395	1,911	1,866	1,2
b. 開示							
1.	大量保有報告書の虚偽記載	2	5	2	2	11	
2.	大量保有報告書の未提出	11	6	13	9	16	
0.	その他	3	10	3	1	5	
	(小 計)	3,904	5,448	5,661	4,496	5,448	4,0
発行体							
a. 法定開	示						
1.	無届募集	1	8	5	5	5	
2.	ファイナンス	49	13	4	4	8	
	有価証券報告書等の虚偽記載	161	191	135	96	92	
	有価証券報告書等の未提出	6	2	11	0	2	
5.	内部統制報告	0	1	0	1	0	
	無届公開買付	0	0	1	0	0	
0.		8	31	21	8	12	
b. 協会•]	取引所ルール						
1.	適時開示	38	47	22	21	8	
0.	その他	3	5	9	10	11	
c. その他							
1.	ガバナンス等	39	38	32	14	13	
0.	その他	105	105	114	77	49	
	(小計)	410	441	354	236	200	
金融商品	取引業者等						
a. 禁止行	為等						
1.	断定的判断を提供した勧誘	21	202	168	19	0	
2.	無断売買	11	36	19	7	8	
3.	損失保証・補てん	12	4	1	1	8	
	虚偽告知	0	0	0	0	0	
	無登録での募集・私募の取扱い	0	0	1	0	1	
	その他法令違反	89	58	89	107	54	
b. 業務の							
	顧客の知識等に照らした不当な勧誘	10	0	5	6	4	
	システム関連	31	38	28	25	18	
3.	投資運用関連	16	3	4	7	0	
	その他営業姿勢に関するもの	303	564	295	263	277	:
c. 経理					200		
	法定帳簿に関する不正	20	0	1	1	0	
	財務の健全性・リスク管理	13	2	1	1	0	
	取引所ルール	13		'		U	
	自主ルール違反	16	6	2	0	2	
e. その他		10	v	_	J		
	その他	110	119	184	162	188	
0.	(小計)	652	1,032	798	599	560	
その他	(.1. HI)	032	1,032	750	399	300	
a. 意見·語	更望 等						
	女主守 委員会に対する意見等	72	113	45	62	101	
	安貝云に対する息見等 証券行政・政策に対する意見等	48	61	45	33	47	
b. その他		48	01	40	33	47	
		070	000	011	007	000	
	無登録業者	278	306	311	207	232	
	未公開株	46	15	14	13	17	
	適格機関投資家等特例業者等	41	44	27	19	16	
0.	(小 計)	237 722	298 837	344 787	482 816	398 811	!

(注 1)情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成 26 年4月に新設した区分

(注 2)平成 27 年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

4. 情報提供が調査・検査等に活用された近年の事例

(1) 金融商品取引業者関係

- <事例1> 適格機関投資家等特例業務届出者A社に関し、A社が販売した集団投資スキーム(ファンド)持分の配当が支払われなくなっている等との情報提供を受け、検査を行った結果、無登録で金融商品取引業を行っている状況や投資者保護上重大な問題のある業務運営(虚偽の説明による取得勧誘等)を行っている状況等が認められた。
- <事例2> B証券会社に関し、他の証券会社から紹介された金融商品について、当社における適切な審査を行わず幹部の判断のみで商品導入・販売を行っているとの情報提供を受け、検査を行った結果、金融商品取引契約の締結・勧誘において、商品の安全性や発行会社の財務の健全性等について審査を行わないまま、虚偽の表示をする行為が認められた。

(2) 不公正取引関係

- <事例3> C社の子会社の代表者に関し、C社に係る業績下方修正の情報を知りながら、その公表前にC社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。
- <事例4> D社の社員に関し、D社が売上高を過大に計上していたことが判明したことを知りながら、公表前にD社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。

(3) 開示規制違反関係

- 〈事例5〉 E社に関し、連結子会社がその取引先に対して行った融資が架空取引であるとの情報提供を受け、調査等を行った結果、別の連結子会社において不適切な売上を計上していたことが判明し、連結売上高の過大計上による有価証券報告書の虚偽記載が認められた。
- <事例6> F社に関し、連結子会社を使った循環取引を行っているとの情報提供を受け、調査等を行った結果、売上の架空計上などによる有価証券報告書の虚偽記載が認められた。

第

第 9 節

11 節

3-3 証券検査実施状況

1. 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

年度	TT # 0.0	TT # 07			TT # 0.0	A 10 -
区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
計	266	185	61	25	68	73
(証券監視委)	(54)	(37)	(16)	(6)	(17)	(20)
(財務局長等)	(212)	(148)	(45)	(19)	(51)	(53)
金融商品取引業者	206	128	37	25	55	64
(証券監視委)	(32)	(21)	(8)	(6)	(14)	(15)
(財務局長等)	(174)	(107)	(29)	(19)	(41)	(49)
第一種金融商品取引業者	77	61	16	19	35	44
(証券監視委)	(12)	(13)	(2)	(4)	(10)	(9)
(財務局長等)	(65)	(48)	(14)	(15)	(25)	(35)
第二種金融商品取引業者	72	32	9	2	7	4
(証券監視委)	(8)	(4)	(2)	(2)	(2)	(2)
(財務局長等)	(64)	(28)	(7)	(0)	(5)	(2)
投資助言・代理業者	42	28	8	4	8	10
(証券監視委)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(41)	(27)	(8)	(4)	(8)	(10)
投資運用業者	15	7	4	0	5	6
(証券監視委)	(11)	(3)	(4)	(0)	(2)	(4)
(財務局長等)	(4)	(4)	(0)	(0)	(3)	(2)
登 録 金 融 機 関	1	1	0	0	3	2
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3)	(2)
適格機関投資家等特例業務届出者	31	30	20	0	4	0
(証券監視委)	(12)	(9)	(6)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(19)	(21)	(14)	(0)	(4)	(0)
金融商品仲介業者	18	19	2	0	4	2
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財務局長等)	(18)	(19)	(2)	(0)	(3)	(2)
信用格付業者	2	0	0	0	0	1
(証券監視委)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自 主 規 制 機 関 等	3	3	0	0	0	2
(証券監視委)	(3)	(3)	(0)	(0)	(0)	(2)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投 資 法 人	2	1	1	0	1	1
(証券監視委)	(2)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	3	3	1	0	1	1
(証券監視委)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

第

節

第 9 節

2. 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

[2	年度 区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
金品	第一種金融商品取引業者	112	141	235	193	179	169
融商品	第二種金融商品取引業者	39	28	139	261	161	83
取引業	投資助言・代理業者	29	29	93	85	155	113
者	投資運用業者	144	108	159	136	123	136
	登録金融機関	38	0	40	0	58	39
適	格機関投資家等特例業務届出者	58	66	121	154	34	51
	金融商品仲介業者	15	19	66	61	103	32
	信用格付業者	0	0	0	0	0	0
自主規制機関等		0	0	61	0	0	132
	その他	394	28	0	306	0	406

(注)上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

ただし、平成28年3月までの数値については、当該期間中に、検査に着手のうえ終了したもののみを算出の対象としている。

3. 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位:件数)

年度 区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
検査終了件数	277	191	94	41	56	76
金融商品取引業者	232	128	57	33	49	66
第一種金融商品取引	業者 86	58	25	21	31	46
第二種金融商品取引	業者 94	33	12	6	7	4
投資助言・代理業者	38	31	14	4	7	11
投資運用業者	14	6	6	2	4	5
登録金融機関	1	0	1	0	2	3
適格機関投資家等特例業務局	出者 24	35	27	5	2	2
金融商品仲介業者	16	18	5	2	3	1
信用格付業者	0	2	0	0	0	0
自主規制機関等	0	3	3	0	0	2
投資法人	1	2	1	0	0	1
その他	3	3	0	1	0	1

(2) 問題点が認められた業者等の数

	年度 区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
問	題点が認められた業者等の数	105	72	67	35	40	51
	不公正取引に関するもの	7	3	4	3	4	4
	投資者保護に関するもの	71	54	61	12	18	23
	財産・経理等に関するもの	19	7	11	1	2	2
	その他業務運営に関するもの	52	32	26	25	25	38

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点(留意すべき事項を含む)を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

5

3 節

3-4 勧告等実施状況

1. 勧告実施件数一覧表

(単位:件数)

N N	年 度	平成 4~26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	合計
勧告	件数	840	59	91	38	54	49	1,131
f ī	T政処分に関する勧告	496	18	35	10	11	14	584
	証券検査の結果に基づく勧告	483	18	35	10	11	14	571
	証券監視委の行った検査等にかかるもの	154	5	9	2	4	3	177
	財務局長等の行った検査等にかかるもの	330	13	26	8	7	11	395
	取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告	17	0	0	0	0	0	17
詞		340	41	56	28	43	35	543
	取引調査の結果に基づく勧告	233	31	47	24	30	28	393
	国際取引等調査の結果に基づく勧告	19	4	4	2	3	1	33
	開示検査の結果に基づく勧告	88	6	5	2	10	6	117
	「正報告書等の提出命令に関する か告	4	0	0	0	0	0	4

- ・ 行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- 平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に 基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委 及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。
- ・ 課徴金納付命令に関する勧告のうち、取引調査課の結果に基づく勧告及び国際取引等調査 の結果に基づく勧告については、課徴金納付命令対象者ベースで計上。

11 節

9

2. 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~令和元年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	証券監視委	シティグループ証券	H31.4.19	市場デリバティブ取引に係る売買管理態勢に不備がある状況
2	東海	東海投資助言サービス	R1.6.21	無登録業者への名義貸し 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
3	関東	東郷証券	R1.8.2	顧客に対し損失を補塡する行為
4	証券監視委	JPアセット証券	R1.8.30	顧客に対し特別の利益を提供する行為
5	関東	スマートアセットマネジメント	R1.9.10	金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び投資助言・ 代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況
6	関東	ニュース証券	R1.11.26	金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況 検査忌避 経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分な状況
7	近畿	堀田勝己(トレードマスターラボ)	R1.12.6	無登録業者に対する名義貸し
8	関東	フラム	R2.3.3	著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為等
9	関東	MLC investment	R2.3.3	著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為等
10	福岡	ディーティーシー	R2.3.11	投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況 顧客取引を利用して第三者の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為 金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買等をする行為 著しく人を誤認させる表示のある広告をする行為
11	福岡	トラフィックトレード	R2.3.11	投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況 顧客取引を利用して第三者の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為 金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買等をする行為
12	証券監視委	イーストスプリング・イ ンベストメンツ	R2.3.27	投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況

	元年度
証券監視委	3
財務局	9
関東	5
近畿	1
東海	1
福岡	2
合計	12
ПП	12

3

節

第 11 節

3. 適格機関投資家特例業務届出者等に対する行政処分等に係る勧告実績

~令和元年度~

	担当	被検査法人	勧告日	勧告等の原因となった法令違反行為等
1	近畿	ファインドエッジ	R1.6.18	ファンドに係る杜撰な業務運営
2	関東	村山一憲	R1.8.30	関東財務局長に対し虚偽の報告等をしている状況 無登録で投資運用業を行っている状況等

	元年度
証券監視委	0
財務局	2
関東	1
近畿	1
合計	2

節

第 10

4. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

	勧告件数	(件)・課徴金額(円)						
年度			内部者取引			相場操縦	偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
平成18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
平成19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
平成20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
平成21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
平成22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
平成23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
平成24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
平成25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
平成26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
平成27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
平成28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
平成29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
平成30	33	412,105,000	23	36,650,000	7	373,405,000	3	2,050,000
令和元	29	280,085,000	24	240,730,000	5	39,355,000	0	0
合計	426	7,039,637,935	336	896,200,000	85	2,033,097,935	5	4,110,340,000

開示規制違反等

	勧告件数	(件)·課徴金額(円)				
年度				開示規制		その他
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
平成19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
平成20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
平成21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
平成22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
平成23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
平成24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
平成25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
平成26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
平成27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
平成28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
平成29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
平成30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0
令和元	6	2,746,955,000	6	2,746,955,000	0	0
合計	117	19,527,684,979	116	19,520,184,979	1	7,500,000

第

節

第

(注)

- 1 年度とは当年4月~翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 不公正取引のうち、平成 23 年度に個人に対し行われた1件(内部者取引、課徴金額 550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 4 開示規制のうち、平成 21 年度に個人に対し行われた1件(課徴金額 120,730,000 円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。また、令和元年度に法人に対して行われた1件については、勧告後に課徴金額の過誤が見つかった為、勧告時点の課徴金額を修正している(課徴金額を 44,780,000 円から 44,210,000 円に修正)。
- 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

第

10

3-5 勧告等事案の概要一覧表

1. 金融商品取引業者等に対する検査の結果に基づく勧告

(平成31年4月~令和2年3月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	31.4.19	【シティグループ証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告	行政処分日 令和元年6月7日
		〇 市場デリバティブ取引に係る売買管理態勢に不備がある状況	会社に対する処分
		 (1) 取引システムに係る不備 当社は、市場デリバティブ取引について、米国本社シティグループ・インクと外部ベンダーが共同開発した取引システムを使用しているところ、プログラム上の不備により、当該システムを利用した取引の一部(手動での一括取消注文、アルゴリズム取引における分割注文)について、取引データが売買審査システムへ送信されておらず、売買審査の対象となっていない状況が認められた。 (2) 売買審査システムに係る不備 当社の使用する売買審査システムにおいて、見せ玉形態の取引に係る抽出閾値について、取引規模等を踏まえた合理的な閾値等について何ら検討が行われないまま、担当者が発注から注文取消しまでの時間を短い時間に設定変更しており、不適切に売買審査の対象を絞り込んでいる状況が認められた。 	業務 ・ (本等) ・ (本等) ・ (本等) ・ (本) ・ (本)
		また、売買審査システムに係る設定上の不備により、休日前日 の夜間取引が売買審査の対象となっていない状況が認められ た。	外拠点との連携態勢を含む)の充実及び強化を図ること。
		(3) 売買管理態勢等に係る不備 当社の売買審査において、不公正取引の疑いがあるとしてアラートが集中して発生しているトレーダーがいるにもかかわらず、当該トレーダーに対する取引意図の確認や取引内容の分析など、深度ある対応が行われていない状況が認められた。	② 本件に係る事実関係及び発生原因・根本原因に係る分析を踏まえた改善計画及びこれに沿った再発防止策を策定し、確実に定着させるこ
		上記のような売買管理態勢の下、当社においては、平成31年3月26日に課徴金納付命令勧告を行ったシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドによる長期国債先物に係る相場操縦取引を受託・執行し、当該不公正取引を看過している状況が認められている。	と。 ③ 上記②にて策定した再発防止策に係る実効性の検証を行うとともに、検証の結果のは、場合の
		当社の上記の状況は、金融商品取引法第40条第2号の規定に 基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第12号 に該当するものと認められる。	分と認められる場合は追加的な措置を講じること。
			④ 上記①~③につるにつるにつるを、その結果を全の結果を会会をはままる。 を、検証限には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
2	1.6.21	【東海投資助言サービス合同会社(東海)】 ※会社勧告	行政処分日 令和元年6月28日

第 1 節

第

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2		(1) 無登録業者に対する名義貸し	
つづき		(1) 無金録業者に対する名義員し 当社は、平成25年1月頃から、株式会社オープニングベル(名古屋市中村区、法人番号8180001090081、代表取締役A、以下「A社長」という。)、金融商品取引業の登録はない。以下「オープニングベル社」という。)の関係者4名を当社の助言分析を行う等の重要な使用人として東海財務局長に届け出た上で、投資助言・代理業を行わせていた。しかしながら、当社は、オープニングベル社の関係者4名が行う投資助言行為に全く関与しておらず、当該4名は、オープニングベル社のA社長の指揮監督の下、投資助言行為を行っていたなど、当社の重要な使用人であるとの外観を装ったに過ぎず、オープニングベル社に対し、当社の名義をもって投資助言・代理業を行わせていたものと認められる。 オープニングベル社は、平成26年10月以降、少なくとも363名に対し、国内株式に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法により投資助言行為を行っていた。 当社が行った上記行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第36条の3に違反するものと認められる。 (2) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 当社は、業務のほとんどをオープニングベル社に名義を貸して行わせている状況にあり、当社のB代表は、こうした状況が名義貸しに該当することを認識しながら、収益の確保を優先し、当該状況を継続していた。 当社は、唯一の常勤役職員であるB代表の法令等遵守意識が欠如しており、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていないものと認められる。 当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、このような当社の状況は、同法第528条第1項第1号に該当するものと認められる。	会社 (録 のす に処、と 対1 は のので
3	1.8.2	【東郷証券株式会社(関東)】 ※会社勧告 ○ 顧客に対し損失を補塡する行為 当社の取締役であって、その実質的経営者として業務全般を統括するとともに、商品デリバティブ取引等を目的とする株式会社さくらインベスト(大阪府大阪市、法人番号4130001048955)の実質的経営者としてその業務全般を統括していたA、当社の代表取締役管理本部長として顧客からの苦情の処理等の業務を統括していたB、当社の顧問として当社の経理業務を担当していたCらは、平成28年7月下旬から平成31年1月下旬までの間、顧客8名に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補塡するため、合計約6,970万円相当の利益を自ら又は第三者をして提供した。 (事例1) 平成28年7月下旬から平成30年12月中旬までの間、当社で取引所為替証拠金取引を行っていた顧客4名に対し、株式会社さくらインベストをして、同顧客らの注文に係る商品差金決済取引を行ったかのように仮装するなどの方法により、合計約760万円相当の利益を自ら又は同社をして提供した。 (事例2) 平成29年10月中旬頃から平成31年1月下旬までの間、当社で取引所為替証拠金取引を行っていた顧客4名との間で、現金により、前別20年10月中旬頃から平成31年1月下旬までの間、当社で取引所為替証拠金取引を行っていた顧客4名との間で、現金により、対象により、方法により、たりにより、方法により、方法により、方法によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	行 令

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		る損失補塡の契約をした上、その契約に基づき、各顧客らに合計約6,210万円の現金を提供した。 上記の行為は、経営の中枢を担う当社取締役、代表取締役管理本部長らが共謀して、組織的な指示・判断のもと、長期間にわたって、多数の顧客に対し、損失補塡を実行したもので極めて悪質であり、その背景として、法令遵守を徹底すべき経営陣自らにその意識が欠如している状況のほか、代表取締役社長を含む上記以外の経営陣も、その責務を果たさず、上記の行為を漫然と見過ごすなど、当社において、重大かつ明白な法令違反行為を防止したり、発見し、是正を図る内部管理態勢や、会社の業務を適正に執行するための経営管理態勢が欠如している状況が認められた。 上記事例1の行為は、金融商品取引法第39条第1項第3号に、上記事例2の行為は同項第2号及び第3号に該当するものと認められる。	こと。
4	1.8.30	【JPアセット証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告	行政処分日 令和元年9月10日
		○ 顧客に対し特別の利益を提供する行為 平成30年10月1日から令和元年5月7日までの間(以下「当該期間」という。)における当社の業務運営状況について検証したところ、以下のとおり、市場デリバティブ取引を行う顧客1名に対し、当該顧客が預託すべき証拠金について多額の証拠金不足が長期間にわたり発生している状況のもと、下記の取引を受託している状況が認められた。 当社は、当該期間のうちの4営業日において、いずれも前日時点で当該顧客が預託すべき証拠金が不足している状況のもと、当該顧客から、新規の市場デリバティブ取引の取次ぎを受託している。 また、当社は、当該期間のうちの53営業日において、いずれも前日時点で当該顧客から、実質的に新規の市場デリバティブ取引としている状況のもと、当該顧客から、実質的に新規の市場デリバティブ取引となっている両建ての状況の中で、買建玉を維持したまま売建玉を減らすもの)の取次ぎを受託している。 以上のとおり、当社は、当該顧客について、多額の証拠金不足が長期間にわたり発生している状況にあるにもかかわらず、上記のような取引を受託している。 このような行為は、特定の顧客に対し、当社が不足証拠金を負担したうえで新たな市場デリバティブ取引を行う機会を与えているものような取引を受託している。 このような行為は、特定の顧客に対し、当社が不足証拠金を負担したうえで新たな市場デリバティブ取引を行う機会を与えているももであり、こうした利益の提供は、社会通念上、妥当性・相当性を著しく欠くものと認められる。 当社の上記行為は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号に掲げる「金融商品取引業約につき、顧客に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。 本件が発生した背景には、経営陣の法令遵守意識が欠如しており、当社のガバナンスが機能していないことがあると認められる。	会業① 場でを行う しているのである (本) は、
5	1.9.10	【株式会社スマートアセットマネジメント(関東)】 ※会社勧告 (1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為	行政処分日 令和元年9月20日
			会社に対する処分

勧告実施 勧告の対象となった法令違反等の内容 ·連 行政処分等の内容 番号 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記) 年月日 5 当社は、見込顧客に対して、メールを配信する方法により、投資 登録取消し つづき 顧問契約の締結の勧誘を行っている。 今回検査において、当社に おける平成28年5月から令和元年5月までの間の投資顧問契約の 関東財務局長(金 締結の勧誘状況を検証したところ、以下の法令違反行為が認めら 商)第2767号の登録を れた。 取り消す。 ア. 銘柄分析・選定者に関する虚偽告知 業務改善命令 当社は、少なくとも延べ33万3000人以上の見込顧客に対して送 信したメールにおいて、実際にはA代表が銘柄分析・選定に何ら 関与していないにもかかわらず、事実に反して、「私、Aが完全監修を務める」等の文言を記載し、虚偽の内容を告げて投資顧問契 ① 全ての顧客に対 し、今回の行政処分 の内容を説明し、適 約の締結の勧誘を行った。 切な対応を行うこと。 ② 現在、当社と投資 イ. 助言実績に関する虚偽告知 顧問契約を締結して 当社は、少なくとも延べ1500人以上の見込顧客に対して送信し いる者との契約を適 たメールにおいて、買い推奨を行った複数の銘柄について、実際 切に終了させるこ には売り推奨を行っていないにもかかわらず、事実に反して、買い推奨日からメール配信時までの間に最高値となった日を「売却 اح 推奨日」と記載するなどして、虚偽の内容を告げて投資顧問契約 ③ 上記①及び②の実 施状況について、令 の締結の勧誘を行った。 和元年10月21日 (月)までに書面によ 当社の上記行為は、金融商品取引法第38条第1号に掲げる「金 り随時報告するこ 融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽の یے ことを告げる行為」に該当するものと認められる。 (2) 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示 のある広告をする行為 当社は、投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイ トにおいて、当社の広告を行っているが、平成31年4月から令和元 年5月までの間の当該ウェブサイトにおける広告(以下「ウェブ広 告」という。)の内容を検証したところ、以下の法令違反行為が認め られた。 ア. 銘柄分析・選定者に関して著しく事実に相違する表示 当社は、実際にはA代表が銘柄の分析・選定に何ら関与してい ないにもかかわらず、ウェブ広告中に、「Aを筆頭に銘柄選定及び 投資助言が行われている」等の記事を掲載した。 イ. 助言実績に関して著しく事実に相違する表示 当社は、多数の銘柄について、実際には投資助言の実績がないにもかかわらず、ウェブ広告中に、助言を行った銘柄である旨 の記事を掲載した。 ウ. 助言実績に関して著しく人を誤認させる表示 当社は、当該ウェブサイトにおいて、実際には当社が記載した 内容であるにもかかわらず、あたかも第三者によって投稿された かのような外観を装った、当社の助言実績等に関する記事を多数 掲載させた。 当社の上記行為は、投資助言・代理業に関する広告において、 助言の方法及び助言実績に関する事項について、著しく事実に相 違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示であり、金融 商品取引法第37条第2項に違反する。 (3) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有してい。 ない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体 制が整備されていない状況 当社の営業責任者は、自ら主導して上記(1)の法令違反行為を 行っているほか、上記(2)についても法令違反行為であることを認識 しながら、何ら対策を講じることなく漫然と放置している。 また、当社コンプライアンス部長は、金融商品取引法令に関する 知識が乏しく、また、法令等遵守意識も希薄であることから、上記

(1)の法令違反行為が行われていることを認識しながら、当該違反

10

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5		行為に関し、何ら対策を講じることなく、漫然と放置している。 さらに、当社の唯一の役員であるA代表は、当社の営業責任者 及びコンプライアンス部長が、A代表による当社業務への関与を阻	
つづき		害すべき状況を作出する中、当局による臨店検査が始まるまで、当社の業務内容を把握・管理するための措置を講じていないなど、内部管理態勢の構築を行っていないばかりか、顧客獲得や収益の拡大、当社の知名度を上げることを優先させるあまり、上記法令違反行為の一部については、当該行為が行われていることを認識しながら、何ら対策を講じることなく、これを漫然と放置している。このように、当社要職は、いずれも法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如している。	
		当社における上記の状況は、金融商品取引法第29条の4第1項第1号ホに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、また、同号へに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。	
6	1.11.26	【ニュース証券株式会社(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 令和元年12月4日
		(1) 金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得 勧誘を行わせている状況	会社に対する処分
		当社営業本部傘下のA営業員及びB部長(以下「当社営業員ら」という。)は、社外の複数の知人ら(金融商品取引業等の登録はない。)に、A営業員が企画した有価証券の取得勧誘を依頼し、この結果、依頼を受けた知人が取得勧誘を行い、当社は、平成28年7月、顧客に有価証券を購入させた。	業務停止命令 令和元年12月5日から同2年3月4日までの間、IFA事業部に係る全ての業務(当局が個
		(2) 検査忌避	別に認めた業務を除
		当社営業員らは、今回検査において、上記(1)の状況を隠蔽するため、かねて有価証券の取得勧誘を依頼していた知人に対し、当局の質問には顧客に詳しい商品説明はしていない旨答えるよう依頼するなど、正常な検査の進行を妨げる行為を行った。これらの行為は、事実確認を大幅に遅延させており、悪質な行為と認められる。当社経営陣は、検査官から、検査を妨害する行為を行わないよう重ねて要請されていたにもかかわらず、上記の行為を防止していない。 (3) 経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分な状況	 (ご)を停止すること。 業務改善命令 ① IFA事業部が関与した全ての有価証券の取扱い状況(顧客属性、有価証券の、投資金額及び現在し、資金額及び現在の評価額)を検証し、
		.,	投資者保護の観点から必要な措置を講
		当社経営陣及び有価証券の取得勧誘の適切性をチェックすべき 関連部署は、当社営業員らによる営業活動を漫然と同人ら任せに し、営業結果報告において知人らから顧客紹介を受ける方法に言 及された際にも具体的な内容の把握を怠り、顧客説明用資料の広 告審査を行った際にも配付方法、配付先等を確認しないなどによ り、上記(1)の状況を見過ごしている。また、当社営業員らが開拓し た金融商品仲介業者との業務委託契約に際しての審査やそれらの 業者による勧誘実態の把握を怠っているほか、当社会業員の	2 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な経営管理態勢、業務運営態勢及
		誘資料の配分先における具体的な勧誘人数、勧誘資料廃棄実態等を把握しない、私募の人数管理が不十分な状況も生じさせており、経営管理態勢及び内部管理態勢は杜撰なものとなっていた。	び内部管理態勢を 構築するなどの再発 防止策を策定し、着 実に実行すること。
		当社における上記のような業務運営状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	④ 本件に係る責任の 所在の明確化を図 ること。
		また、当社が行った上記(2)の行為は、金融商品取引法第56条の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、忌避するものであり、同法第198条の6第11号及び同法第207条第1項第4号に該当するものと認められる。	⑤ 上記①~④について、その実施状況を令和2年1月6日(月)までに書面で報告す

第 1 節

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき			るとともに、その後 の進捗状況を当面 の間、3か月ごとに 書面で報告すること。
7	1.12.6	【A(トレードマスターラボ)(近畿)】 ※会社勧告 ○ 無登録業者に対する名義貸し	行政処分日 令和元年12月13日
		当者は、以下のとおり、当者の名義をもって、金融商品取引業の 登録のない者に投資助言・代理業を行わせた。	会社に対する処分
		① 当者は、平成28年4月以降、Bが実質的な代表を務める株式会社サン(大阪市北区、法人番号9120001165540、金融商品取引業の登録はない。以下「サン社」という。(注))との間で投資助言の提供に係る契約を締結し、サン社から電子メールにより提供された投資助言の内容をそのまま貼り付けて、当者名義にて顧客に電子メールで配信するなど、当者の名義をもって、サン社に投資助言・代理業を行わせた。	業務停止命令 新たな投資顧問契約(契約金額の増額を 分(契約金額の増額を う変更契約係る令 む。)の締結にを令 記が契約の締結を令 元年12月13日まで 112日まで
		サン社は、平成28年4月から同30年12月までの間に、少なく とも69名の顧客に対し、日経225オプション取引に係る売買のタ イミングや価格等について投資助言行為を行った。	止すること。 業務改善命令
		(注)サン社は、平成30年10月30日付けで行ったデルタインベストメント株式会社に対する行政処分勧告において、同社の名義を使用して投資助言行為を行ったと認定されている者である。 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20181030-1.htm)	① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ② 本件行為(無登録
		② 当者は、平成27年10月頃以降、少なくとも7者(以下「プログラム提供者」という。いずれも金融商品取引業の登録はない。)と	営業への関与を含む)の責任の所在の 明確化を図ること。 ③ 本件(無登録営業
		の間で投資判断に係るプログラム等の提供を受けるための契約を締結し、プログラム提供者が当者を介さずに当者名義にて顧客に電子メールで投資助言を配信するなど、当者の名義をもって、プログラム提供者に投資助言・代理業を行わせた。	への関与を含む)の 発生原因を分析し、 適切な業務運営態 勢及び内部管理態
		プログラム提供者は、平成27年10月から同31年1月までの間に、少なくとも169名の顧客に対し、日経225先物取引に係る売買のタイミングや価格等について投資助言行為を行った。	勢の構築を含む再 発防止策を策定・実 施すること。 ④ 上記①から③につ
		当者が行った上記行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金融商品取引法第36条の3に違反するものと認められる。	いて、具体的な改善 策を令和2年1月14 日までに書面により 報告すること。
8	2.3.3	【株式会社フラム(関東)】 ※会社勧告	行政処分日 令和2年3月12日
		○ 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示 のある広告をする行為等	会社に対する処分
		当社は、広告に関する業務の委託先、当該委託先からの再委託 先及び再々委託先(以下、まとめて「本件広告業務委託先」とい う。)をして、当社の助言実績等に関する記事(以下「当社広告記 事」という。)を作成させ、当該記事を多数の投資助言業者等を評価・比較する記事(以下「検証記事」という。)や各投資助言業者等 に関して寄せられた記事(以下「投稿記事」という。)を掲載している 複数のウェブサイト(以下、まとめて「本件ウェブサイト」という。)に 掲載させる手法(以下「本件広告手法」という。)により、当社の広告 を行っている。	業務停止命令 新たな投資顧問契約(契約金額の増額を伴う変更契約を含む。)の締結に係る勧誘・契約締結を令和2年3月12日から同年4

第 10

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		今回、当社及び広告に関する業務の委託先に対して検査を実施し、平成31年1月から令和元年8月までの間における本件ウェブサイトにおける当社広告記事の内容等を検証したところ、以下の事実が認められた。	月11日まで停止すること。 <u>業務改善命令</u> ① 不適切な広告の掲
		① 助言実績に関して著しく事実に相違する表示 当社は、本件広告手法により、本件ウェブサイトにおいて、検証 記事として、少なくとも延べ52銘柄に関し、また、投稿記事として、 少なくとも延べ13銘柄に関し、実際には投資助言の実績がないに もかかわらず、助言を行った実績がある旨の当社広告記事を掲 載した。	載を直ちに停止する 電点を直ちに停止する では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
		② 助言実績に関して著しく人を誤認させるような表示 当社は、本件広告手法により、本件ウェブサイトにおいて、実際 には本件広告業務委託先が当社の助言実績を正確に反映するこ となく作成した当社広告記事を、集客効果を狙って、あたかも第三 者によって投稿されたかのような外観を装った記事として掲載し た。	策定・実施すること。 ③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ④ 本件法令違反行為
		なお、当社は、本件広告業務委託先に対して、広告手段・内容等について何ら指定することなく、集客を最優先として広告に関する業務を委託し、また、当該業務委託に係る契約締結後においても、本件広告業務委託先が作成した広告により、大きな集客効果が得られていることを認識していながら、本件広告業務委託先における広告手段・内容等の確認を行っていなかった。	の責任の所在を明確にすること。 ⑤ 上記①から④までについて、具体的な改善策を令和2年4月13日(月)までに書面により報告する
		当社の上記行為は、投資助言・代理業に関する広告において、助言実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をし、 又は著しく人を誤認させるような表示であり、金融商品取引法第37 条第2項に違反する。	Ξξ.
9	2.3.3	【株式会社MLC investment (関東)】 ※会社勧告	行政処分日 令和2年3月12日
		○ 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示 のある広告をする行為等	会社に対する処分
		当社は、広告に関する業務の委託先及び当該委託先からの再委託先(以下、まとめて「本件広告業務委託先」という。)をして、当社の助言実績等に関する記事(以下「当社広告記事」という。)を作成させ、当該記事を多数の投資助言業者等を評価・比較する記事(以下「検証記事」という。)や各投資助言業者等に関して寄せられた記事(以下「投稿記事」という。)を掲載している複数のウェブサイト(以下、まとめて「本件ウェブサイト」という。)に掲載させる手法(以下「本件広告手法」という。)により、当社の広告を行っている。	業務停止命令 新たな投資顧問契 約(契約金額の増額を 伴う変更契約を含む。)の締結に係る勧 誘・契約締結を令和2 年3月12日から同年4 月11日まで停止すること。
		し、令和元年5月から同年6月までの間における本件ウェブサイト における当社広告記事の内容等を検証したところ、以下の事実が 認められた。	<u>業務改善命令</u>
		① 助言実績に関して著しく事実に相違する表示 当社は、本件広告手法により、本件ウェブサイトにおいて、検証 記事として、少なくとも延べ43銘柄に関し、また、投稿記事として、 少なくとも延べ170銘柄に関し、実際には投資助言の実績がない にもかかわらず、助言を行った実績がある旨の当社広告記事を 掲載し、さらに、検証記事として、実際にはこれまで機関投資家に 対する投資助言の実績が一切ないにもかかわらず、助言を行っ た実績がある旨の当社広告記事を掲載した。	① 不適切な広告の掲 を直ちに停止する を直ちに停止 原発生原 を 発生の発生原業 内 で で で で で で で で で で で の の の の の の の の
		② 助言実績に関して著しく人を誤認させるような表示 当社は、本件広告手法により、本件ウェブサイトにおいて、実際	③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適

第 1 節

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		には本件広告業務委託先が当社の助言実績を正確に反映することなく作成した当社広告記事を、集客効果を狙って、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った記事として掲載した。	切な対応を行うこと。 ④ 本件法令違反行為 の責任の所在を明確にすること。
		なお、当社は、本件広告業務委託先に対して、広告手段・内容等について何ら指定することなく、集客を最優先として広告に関する業務を委託し、また、当該業務委託に係る契約締結後においても、本件広告業務委託先が作成した広告により、大きな集客効果が得られていることを認識していながら、本件広告業務委託先における広告手段・内容等の確認を行っていなかった。	5 上記①から④までについて、具体的な改善策を令和2年4月13日(月)までに書面により報告すること。
		当社の上記行為は、投資助言・代理業に関する広告において、 助言実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をし、 又は著しく人を誤認させるような表示であり、金融商品取引法第37 条第2項に違反する。	
10	2.3.11	【株式会社ディーティーシー(福岡)】 ※会社勧告	行政処分日 令和2年3月18日
		(1) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況	会社に対する処分
		当社は、設立当初から、実質的な業務運営はA(株式会社アイエフリバース(福岡県福岡市、法人番号7290001048103)の代表取締役。当社の株主や役職員ではなく、金融商品取引業の登録はない。)によって行われ、同人が当社を実質的に支配している状況が認められた。	登録取消し 福岡財務支局長(金 商)第76号の登録を取 り消す。
		このような状況の下、当社経営陣(B代表取締役及びC専務取締役(以下「C専務」という。))は、Aの指示どおりに従い、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如したまま、漫然と業務を行っている。	業務改善命令 ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
		また、当社は、管理部長(非常勤)を「法令等を遵守させるための 指導に関する業務を統括させる使用人」として当局に届け出ている ものの、遅くとも平成24年5月以降は当人及び他の役職員が当該 業務に従事している事実はなく、当社に当該業務を統括する者が いない状況を放置している。	② 現在、投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。
		そのほか、当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するために、業務の内容及び方法に関する社内規程を定めているものの、規程に沿った業務の遂行がほとんど行われておらず、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。	③ ①、②の対応状況 について、令和2年4 月17日(金)までに 書面により随時報告 すること。
		当社における上記の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4第1項第1号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、また、同号へに定める「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当することから、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。	
		そして、このような状況の中で、当社経営陣は法令違反行為であることを認識しながら以下の行為を行っていた。	
		(2) 顧客取引を利用して実質的支配者らの利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為	
		当社は、Aからの指示に基づき、株式会社トラフィックトレード(福岡県福岡市、法人番号1290001025859、代表取締役D、資本金1000万円、常勤役職員4名、投資助言・代理業)と共同するなどし	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10		て、Aらが買い付けた銘柄の株価を上昇させて、Aらの利益獲得を 目的として、以下の手口により、複数の顧客に対し、正当な根拠を 有しない助言を行っていた。	
		ア Aは、自己名義の口座等を利用して、特定の株式を買い付ける。C専務は、Aからの当該株式に係る買付指示に基づき、Aらが運用する口座等を利用して、当該指示のあった銘柄を買い付ける。	
		イ 当社は、顧客の買付けに基づく価格変動を利用してAらの利益を図る目的をもって、Aからの指示に基づき、チャートや周辺情報を確認・分析することなく、正当な根拠を有さずにAの買付銘柄を買い推奨とする助言を行う。 ウ 上記イに前後して、B代表取締役らは、Aからの指示に基づき、当社と無関係を装った SNS アカウントを利用し、見込顧客に対して、Aの買付銘柄を推奨する投稿を行う。 エ Aの買付銘柄の株価が上昇したところで、Aは、当該銘柄を売り抜けることにより、Aの利益を確定させる。また、C専務は、A	
		からの売付指示又はC専務の判断等に基づき、当該銘柄を売り 抜けることにより、取引していた口座の利益を確定させる。	
		当社の上記行為は、金商法第41条の2第2号に掲げる「特定の金融商品に関し、顧客の取引に基づく価格の変動を利用して当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行うこと」に該当するものと認められる。	
		(3) 金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為	
		C専務は、顧客に対する助言の内容を事前に知り得る立場にあることを利用して、助言を受けた顧客の取引に基づく価格の変動を利用して自己の利益獲得を目的として、第三者名義の口座を用い、顧客に助言を行う前に当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買等を行った。 なお、C専務は、知人であるD(当社の顧客ではない。)の利益獲得を目的として、Dに対し、顧客に助言を行う前に当該助言の内容の情報提供も行った。	
		当社の役員が第三者名義の口座を用いて有価証券の売買を行った行為は、平成29年法律第37号による改正前の金商法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号に掲げる「金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当するものと認められる。	
		(4) 著しく人を誤認させる表示のある広告をする行為	
		当社は、無料のメールマガジンを配信する等の方法により、遅くとも平成31年1月以降、助言実績として掲載した株価上昇率について、実際には数%の上昇にとどまるにもかかわらず、実際の助言を行った期間とは異なる期間の株価上昇率を取り出し、あたかも助言を行った期間で株価が数倍に急騰したかのような記事を掲載していた。	
		当社の上記行為は、投資助言・代理業に関する広告において、助言実績に関する事項について、著しく人を誤認させるような表示を行うものであり、金商法第37条第2項に違反するものと認められる。	
11	2.3.11	【株式会社トラフィックトレード(福岡)】 ※会社勧告	行政処分日 令和2年3月18日

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
つづき		(1) 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況	会社に対する処分
		当社は、設立当初から、実質的な業務運営はA(株式会社アイエフリバース(福岡県福岡市、法人番号7290001048103)の代表取締役。当社の株主や役職員ではなく、金融商品取引業の登録はない。)によって行われ、同人が当社を実質的に支配している状況が認められた。	登録取消し 福岡財務支局長(金 商)第14号の登録を取 り消す。
		このような状況の下、当社経営陣(B代表取締役及びC元取締役並びにD元取締役)は、Aの指示どおりに従い、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如したまま、漫然と業務を行っている。	業務改善命令 ① 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。
		また、当社は、Aからの指示に基づき、令和元年8月1日より、C 元取締役及びD元取締役が東京都港区に拠点を設置し、投資助 言・代理業の一部を開始しているが、定款変更や東京拠点設置に 関し、当局に必要な届出を行っていない。	② 現在、投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。
		そのほか、当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するために、 業務の内容及び方法に関する社内規程を定めているものの、規程 に沿った業務の遂行がほとんど行われておらず、投資助言・代理 業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。	③ ①、②の対応状況 について、令和2年4 月17日(金)までに 書面により随時報告 すること。
		当社における上記の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4第1項第1号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、また、同号へに定める「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当することから、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。	
		そして、このような状況の中で、当社経営陣は法令違反行為であることを認識しながら以下の行為を行っていた。	
		(2) 顧客取引を利用して実質的支配者らの利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為	
		当社は、Aからの指示に基づき、株式会社ディーティーシー(福岡県福岡市、法人番号1290001037788、代表取締役E、資本金300万円、常勤役職員4名、投資助言・代理業)のF専務取締役(以下「F専務」という。)と共同するなどして、Aが買い付けた銘柄の株価を上昇させて、Aの利益獲得を目的として、以下の手口により、複数の顧客に対し、正当な根拠を有しない助言を行っていた。	
		ア Aは、自己名義の口座等を利用して、特定の株式を買い付ける。F専務は、Aからの当該株式に係る買付指示に基づき、Aらが運用する口座等を利用して、当該指示のあった銘柄を買い付	
		ける。 イ 当社は、顧客の買付けに基づく価格変動を利用してAの利益を図る目的をもって、Aからの指示に基づき、チャートや周辺情報を確認・分析することなく、正当な根拠を有さずにAの買付銘柄を買い推奨とする助言を行う。 ウ 上記イに前後して、C元取締役は、Aからの指示に基づき、SNS の当社公式アカウントを利用し、見込顧客に対して、Aの買付銘柄を推奨する投稿を行う。	
		エ Aの買付銘柄の株価が上昇したところで、Aは、当該銘柄を売り抜けることにより、Aの利益を確定させる。また、F専務は、Aからの売付指示又はF専務の判断等に基づき、当該銘柄を売り抜けることにより、取引していた口座の利益を確定させる。	
		当社の上記行為は、金商法第41条の2第2号に掲げる「特定の	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11		金融商品に関し、顧客の取引に基づく価格の変動を利用して当該 顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有し ない助言を行うこと」に該当するものと認められる。	
つづき		(3) 金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為	
		C元取締役は、顧客に対する助言・分析を行う立場にあることを利用して、助言を受けた顧客の取引に基づく価格の変動を利用して自己及び配偶者の利益獲得を目的として、配偶者名義の口座を用い、顧客に助言を行う前に当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買等を行った。	
		当社の役員が配偶者名義の口座を用いて有価証券の売買を行った行為は、平成29年法律第37号による改正前の金商法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号に掲げる「金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当するものと認められる。	
12	2.3.27	【イーストスプリング・インベストメンツ株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告	行政処分日 令和2年4月3日
		○ 投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状 況	会社に対する処分
		当社は、当社が運用する投資信託の基準価額の計算や会計処理等の投信計理業務をA社に業務委託するとともに(平成23年から同27年にかけて行われていたもの。以下「当該業務委託契約」という。)、自らが運用する投資信託のグローバル・カストディアンとしての業務をA社のグループ会社であるB社に集約している。	業務停止命令 投資運用業の新た な契約の締結禁止(令 和2年4月3日から令 和2年6月2日までの 間)
		平成26年8月から9月にかけて、A社において複数の事務過誤 (誤った投資信託の基準価額の情報媒体への配信等)が発生したことを踏まえ、当社は、当該業務委託契約を解約することとしたが、当社の都合により解約する場合、A社に対して解約金を支払う契約となっていた。当社は、平成27年の初めごろから、A社との間で、解約金を生じさせない解約合意に向け、交渉(以下「本件交渉」という。)を行っている。	業務改善命令 ① 本件に関する投資信託の最終受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
		本件交渉において、当社は、A社から、B社がグローバル・カストディアンとなっている投資信託において、従前のカストディフィーにベースフィー(受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの。)を追加することによる値上げ(以下「当該値上げ」という。)を行うことを条件として提示された。	② 投資運用業として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による
		これを受け、当社は、特定の投資信託(他の投資信託に取得させることを目的とする投資信託。以下「当該マザーファンド」という。)において当該値上げを行うこととし、平成27年2月、A社に対し、当該値上げを受け入れる旨及び当該マザーファンドの再信託受託会社である信託銀行(以下「受託銀行」という。)から当該値上げについて確認を求められた場合には同意する旨(注)を伝達している。	責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための異直を図ること。
		(注)当該マザーファンドにおけるグローバル・カストディアンとしての業務に係る契約当事者は、B社及び受託銀行であり、契約内容を変更する場合には、受託銀行は当社に確認を行うこととなっていた。	③ 特に、投資運用業に係る意思決定においては、その妥当性を検証するための社内プロセスの明確化など、十分な体制を

その後、当社は、受託銀行から、当該値上げの可否について 確認を受け、これを了承しており、その結果、平成27年3月1日から、当該マザーファンドにおいて、当該値上げが行われることとなった。	一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
			確認を受け、これを了承しており、その結果、平成27年3月1日から、当該マザーファンドにおいて、当該値上げが行われることとなった。 なお、同時期に当社とA社との間で締結された、当該業務委託契約の解約に係る合意書において、今回の解約に伴う解約金は生じないこと等が定められており、解約金の発生は回避されている。 上記のとおり、当社は、A社との本件交渉における条件に当該値上げを含めており、また、当該値上げの合理性について何ら確認することなく当該値上げを受け入れている。これにより、当該マザーファンドの費用が増加する結果となる中で、当社は、自らが運用する投資信託に当該マザーファンドを組み入れて運用を行っている。 当社の上記行為は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第42条第1項	め、具体的な再発防止策を策定すること。 ④ 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ⑤ 上記①~④について、令和2年5月7日までに書面で報告す

[※] 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2. 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査の結果に基づく勧告

(平成31年4月~令和2年3月)

		(平成 31 年	4月~令和2年3月)
一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	1.6.18	【株式会社ファインドエッジ(近畿)】	行政処分日 令和元年6月26日
		〇 ファンドに係る杜撰な業務運営	
		当社は、検査基準日(平成30年12月3日)において、5本のファンドの運用を行っているが、平成27年10月頃から、ファンドの運用業務を縮小し、現在は清算に向けた業務を行っている。こうした中、今回検査において、ファンドの清算状況を検証したところ、以下の問題が認められた。	会社に対する処分 <u>業務廃止命令</u> 適格機関投資家等 特例業務を廃止するこ と。
		(1) ファンド出資金を他のファンドの償還等へ流用している状況	業務改善命令
		当社は、平成27年頃から、当社が運用する甲ファンドの出資金の一部について、カンボジア国内で外国為替証拠金取引業務を行うとする法人を設立する資金に投資していたが、同事業が失敗したことから、同29年5月12日に、同事業に投資された出資金約4500万円のうち約508万円相当が暗号資産により当社に返還された。 しかしながら、当社は、返還された出資金を甲ファンドの出資者への償還に充てることなく、他のファンドの出資者のうち当社代表と親しい関係にある者等に対する償還金や、当社代表の私的費用等の一部として流用していた。	① 関与したファンドご 関与したの運 の財財をで を の等を握しる。 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
		上記の行為は、金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号。以下「平成27年改正法」という。)附則第2条第2項及び金融商品取引法第63条第11項によって適用される金融商品取引法第42条第1項に規定する忠実義務に違反するものと認められる。	と。 ③ ファンド出資者の 意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に 関する方針を速や かに策定し、実施す
		(2) 報告徴取命令に対する虚偽報告	ること。 ④ 上記の対応、実施
		当社は、ファンドの清算を行う中、近畿財務局長より、平成28年2月22日付けで出資者への返済原資に係る報告徴取命令を受け、これに対する報告書において、3本のファンドの返済資金は、経営コンサルティング業を営むとされる法人に対する貸付金を原資とする旨の報告を行っている。 しかしながら、実際には、当該法人は平成28年2月17日に清算結了しており、当社代表は当該事実を知っていたにもかからず、当社は、当該法人が未だに存続しているものとして、近畿財務局長に対し、虚偽の報告を行っていた。 上記の行為は、平成27年法律第32号による改正前の金融商品取引法第63条第7項に規定する報告徴取命令に違反し、平成27年改正法附則第2条第2項によって適用される金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
2	1.8.30	【A(関東)】	行政処分日
_		(1) 関東財務局長に対し虚偽の報告等をしている状況	令和元年9月6日
			当該者に対する処分

節
第 2 節
第 3 節
第 4 節
3-5
第 6 節
第 7 節
第 8 節
第 9 節
第 10 節
第 11

1

当該者は、平成20年10月31日、適格機関投資家等特例業務 (以下「特例業務」という。)の届出を行っているが、特例業務においては適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされているところ、組成した匿名組合(以下「本件ファンド」という。)が、適格機関投資家からの出資を受けていないにもかかわらず、(ア)関東財務局長に対する届出書面及びその添付書類(平成28年8月29日付け)、(イ)関東財務局長から受けた適格機関投資家との契約等に係る報告徴取命令に対する報告書(平成29年6月27日付け)及び(ウ)関東財務局長に提出した事業報告書(平成30年3月30日付け)において、適格機関投資家から出資されている旨の虚偽の報告を行った。

勧告等の対象となった法令違反等の内容

(業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)

当該者の上記行為は、(ア)については、金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号。以下「平成27年改正法」という。)附則第3条第1項及び第2項に、(イ)については、平成27年改正法附則第2条第2項によって適用される金融商品取引法第63条の6の規定に基づく報告徴取命令に、(ウ)については、平成27年改正法附則第2条第2項によって適用される金融商品取引法第63条の4第2項にそれぞれ違反するものと認められる。

(2) 無登録で投資運用業を行っている状況等

勧告等実施

年月日

番号

2

つづき

(ア) 無登録で投資運用業を行っている状況

当該者は、平成20年10月31日以降、投資運用業の登録を受けることなく、本件ファンド以外の2つの匿名組合(以下「本件2ファンド」という。出資者:少なくとも78名、出資総額:約4億8400万円)の運用を行っている。

(イ) 出資金の杜撰な運用及び管理

本件2ファンドの出資金の運用状況については、金融商品取引業の登録を受けていない者に対し、外国為替証拠金取引等による運用を委託しているほか、金融商品取引業の登録を受けていない者が運営するファンドに出資するなどして運用している。

また、本件2ファンドに係る出資金の管理状況については、当該者の固有財産と渾然一体となっており、会計帳簿等も作成しておらず、収支状況を判別できない状況となっている。さらに、匿名組合契約上の正当な根拠なく、出資金の一部を他者への貸付金に充当している状況となっている。

当該者の上記(ア)の行為は、金融商品取引法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当該者が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものであり、上記(ア)及び(イ)の状況は、旧法特例業務届出者として、投資者保護上重大な問題があるものと認められ、平成27年改正法附則第2条第2項によって適用される金融商品取引法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

行政処分等の内容

業務廃止命令

適格機関投資家等 特例業務を廃止するこ と。

業務改善命令

- ② ファンド財産の運用・管理の状況を把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を速やかに行うこと。
- ③ ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。
- ④ 上記①から③までの対応、実施にのの対応、ファンドは、ファンドはののでは、ファンドはできるとの管理を徹底での管理をできるなど出資者に対するなどの措置を表すること。
- ⑤ 上記①から④までの対応・実施状況について、完了する 間(改善策が策定・ 実施され次第随時) 書面により報告する

第

3. 取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成31年4月~令和2年3月)

		(十成 31 平	4月~令和2年3月)
一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
	31.4.5	【違反行為】相場操縦(金商法 174条の2第1項) 【銘柄名】エルナー(東証2部) アサヒ衛陶(東証2部) Nuts(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 (1) エルナー株式会社(以下「エルナー」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 29 年 10 月 27 日午前9時 49 分頃から同日午前 10 時 35 分頃までの間、成行の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値に大口の買い注文を入れるなどの方法により、同株式合計4万 1,000 株を買い付ける一方、同株式合計 14 万 6,000 株を売り付け、 (2) アサヒ衛陶株式会社(以下「アサヒ衛陶」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 29 年 11 月 15 日午前9時 40 分頃から同日午前9時 47 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計1万 9,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万 9,000 株で買い付ける一方、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 29 年 10 月 18 日午前9時3分頃から同日午前10 時24 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計1万 9,000 株を買い付ける一方、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 29 年 10 月 18 日午前9時3分頃から同日午前10 時24 分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計2万 8,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計7,000 株を買い付ける一方、同株式合計5万 5,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、エルナー、アサヒ衛陶及びNutsの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行ったものである。 【課徴金額】184 万 5,000 円	審判手続開4月9日日 マ納付年5月30日 では、 31年4月9日日 では、 31年4月9日日 では、 31年3日のでは、 31年3
2	1.5.10	【違反行為】取引推奨(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】ルーデン・ホールディングス(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 ルーデン・ホールディングス株式会社役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、ルーデン・ホールディングス株式会社(以下「ルーデンHD」という。)の役員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、被推奨者に対し、上記事実の公表がされる前にルーデンHD株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、ルーデンHD株式の買付けをすることを勧めたものである。 被推奨者は、上記事実の公表がされた平成 30 年1月 10 日より前の平成 29 年 12 月 27 日、ルーデンHD株式合計 1,600 株を買付価額合計 52 万 2,400 円で買い付けたものである。	審判手続開始決定日 令和元年5月14日 第1回審判期日 令和元年6月28日 第2回審判期日(結審) 令和元年7月12日 課徵金納付命令決定日 令和元年9月5日

1

3

	<i>5</i>		
一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
2		【課徴金額】41 万円	
つづき			
3 ~	1.5.31	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第1項)	審判手続開始決定日令和元年6月5日
7		【銘柄名】UMNファーマ(東証マザーズ)	課徴金納付命令決定日 令和元年8月1日
		【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社UMNファーマとの契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者 (2)株式会社UMNファーマとの契約締結交渉者の役員 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社UMNファーマ(以下「UMNファーマ」という。)と、UMNファーマの資産等に関する契約の締結交渉をしていたA社の役員である課徴金納付命令対象者(2)から、同人がそれらの契約締結交渉に関し知った、UMNファーマの業務執行を決定する機関が、塩野義製薬株式会社との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 29 年 10 月31 日より前の同月 30 日、自己の計算において、UMNファーマ株式合計 4,500 株を買付価額合計 132 万 5,500 円で買い付けたものである。 (2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、A社の役員であるが、同人が、UMNファーマとの、UMNファーマの資産等に関する契約の締結交渉に関し知った、UMNファーマの業務執行を決定する機関が、塩野義製薬株式会社との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記重要事実の公表がされる前にUMNファーマ株式の買付けをさせることにより、同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実の公表がされた平成29年10月31日より前の同月30日、UMNファーマ株式合計 4,500株を買付価額合計 132 万 5,500 円で買い付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)267 万円 課徴金納付命令対象者(2)133 万円	なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を記があったため、審判の期日は開かれなかった。
5~ 6	1.6.21	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 【銘柄名】神戸製鋼(東証1部、名証1部)	審判手続開始決定日 令和元年6月 25 日 課徴金納付命令決定日 令和元年8月1日
		【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社神戸製鋼所の社員 (2)株式会社神戸製鋼所の社員 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について	なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
5 ~ 6 つづき		資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成29年10月9日より前の同月4日及び同月5日、自己の計算において、神戸製鋼株式合計6,000株を売付価額合計805万2,000円で売り付けたものである。	
		(2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、神戸製鋼の社員であるが、その職務に関し、神戸製鋼のアルミ・銅事業部門において、顧客と取り交わした製品仕様を満たさない不適合製品を、検査結果の改ざん等を行うことにより、当該仕様に適合する製品として、出荷していたことが判明した旨の神戸製鋼の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成29年10月9日より前の同月6日、自己の計算において、神戸製鋼株式合計200株を売付価額合計27万2,600円で売り付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)340万円 課徴金納付命令対象者(2)11万円	
7 ~ 8	1.6.25	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】アドバンスト・メディア(東証マザーズ)	審判手続開始決定日 令和元年6月 26 日 課徴金納付命令決定日 令和元年8月1日
		【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社アドバンスト・メディア社員から情報を受領した者 (2)株式会社アドバンスト・メディア社員 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社アドバンスト・メディア (以下「アドバンスト」という。)の社員である課徴金納付命令対象者 (2)から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 29 年4月1日から平成 30 年3月31日までの事業年生の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期純利益)という。)について、平成 30 年2月9日に公表がされた直近の予想値(経常利益2億7,000万円、当期純利益2億4,000万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた同事業年度の予想値(経常利益6億円、当期純利益5億円)の公表がされた平成 30 年4月18日午後0時頃より前の同日午前9時頃、自己の計算において、アドバンスト株式合計2,500株を買付価額合計452万7,500円で買い付けたものである。 (2)課徴金納付命令対象者(2)について課徴金納付命令対象者(2)について、課徴金納付命令対象者(2)について、課徴金納付命令対象者(2)について、別を納付の事業年度の経常利益及び当期純利益について、平成30年3月3日までの事業年度の経常利益及び当期純利益について、平成30年3月9日に公表がされた直近の予想値(経常利益2億7,000万円、に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、同社において新たに算出した同事業年度の予想値(経常利益6億円、当期純利益5億円)の公表がされる前にアドバンスト株式の買付けをさせることにより、同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実の公表がされた	なお、課徴金納付命 令対象者(1)及び(2) から事実関係等を認め る旨の答弁書の提出の あったため、審判の期日 は開かれなかった。

第 1 節

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
7~ 8 つづき		平成 30 年4月 18 日午後0時頃より前の同日午前9時頃、アドバンスト株式合計 2,500 株を買付価額合計 452 万 7,500 円で買い付けたものである。 【課徴金額】	
		課徵金納付命令対象者(1)69 万円 課徵金納付命令対象者(2)34 万円	
9	1.7.5	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 【銘柄名】三精テクノロジーズ(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】 三精テクノロジーズ株式会社との契約締結者の役員から情報を受領した者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、三精テクノロジーズ株式会社(以下「三精」という。)と業務委託契約を締結していたA社の役員であった甲から、同人が上記契約の履行に関し知った、三精の業務執行を決定する機関がVekoma Rides B. V. の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 30 年3月30日より前の平成29年12月1日から平成30年3月26日までの間、自己の計算において、三精株式合計6,500株を買付価額合計755万6,600円で買い付けたものである。 【課徴金額】257万円	審判手続開始決定日 令和元年7月24日 課徴金納付命令決定日 令和元年9月19 なお、課徴金納付 令対象者から事答が を対象者の提出があったため、 第0期日は開かれなかった。
10	1.9.6	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 【銘柄名】セーラー万年筆(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】 セーラー万年筆株式会社社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、セーラー万年筆株式会社(以下「セーラー」という。)の社員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、プラス株式会社との業務上の提携を行うこと及びセーラーの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の各重要事実を知りながら、上記各重要事実の公表がされた平成 30 年4月 27 日より前の同月 13 日から同月 16 日までの間、自己の計算において、セーラー株式合計3,200 株を買付価額合計 97 万 7,000 円で買い付けたものである。 【課徴金額】22 万円	審判手続開始決定日 令和元年9月12日 課徴金納付命令決定日 令和元年10月24日 なお、課徴金納付命 令対を認める旨の答字を認める旨のたため、 等を提出があったため、 判の期 った。
11	1.9.13	【違反行為】取引推奨(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】日本調剤(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 日本調剤株式会社役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、日本調剤株式会社(以下「日本調剤」という。)の役員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、被推奨者に対し、上記事実の公表がされる前に日本調剤株式の買付けをさせることにより利	審判手続開始決定日 令和元年9月20日 課徴金納付命令決定日 令和元年10月24日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 判の期日は開かれなか った。

8

		1137-322 11 100 1 100 3 1	
一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
11 つづき		益を得させる目的をもって、日本調剤株式の買付けをすることを 勧めたものである。 被推奨者は、上記事実の公表がされた平成30年7月31日より 前の同年6月25日から同年7月31日までの間、日本調剤株式合 計8,500株を買付価額合計2,444万3,050円で買い付けたもので ある。	
		【課徴金額】218万円	
12~ 13	1.9.13	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】ヨータイ(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社ヨータイ役員から情報を受領した者(2)株式会社ヨータイ役員 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社ヨータイ(以下「ヨータイ」という。)の役員であった課徴金納付命令対象者(2)から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期純利益」という。)について、平成 29 年5月 12 日に公表がされた直近の予想値(売上高 212 億円、経常利益 14 億円、当期純利益9億 5,000万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した同事業年度の予想値(売上高 240 億円、経常利益 33 億円、当期純利益 24 億円)の公表がされた平成 30 年2月8日より前の同月1日、自己の計算において、ヨータイ株式合計1万株を買付価額合計 669 万円で買い付けたものである。 (2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)について まの発見において、ヨータイの役員であったが、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益(以下「当期純利益という。)について、平成 29 年5月 12 日に公表がされた直近の予想値(売上高 212 億円、経常利益 14 億円、当期純利益9億 5,000万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資	審判手続開始決定日 令和元年9月25日 課徴金納付命11月28日 令和元年11月28日 なお、課徴金入び。 で対象事とのでは認める を対象事といったため、 は開かれなかった。
		者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、同社において新たに算出した同事業年度の予想値(売上高 240 億円、経常利益 33 億円、当期純利益 24 億円)の公表がされる前にヨータイ株式の買付けをさせることにより、同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実の公表がされた平成 30 年2月8日より前の同月1日、ヨータイ株式合計1万株を買付価額合計 669 万円で買い付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)299 万円 課徴金納付命令対象者(2)149 万円	

勧告後の経緯

第

1

節

第

2

節

第

3

節

第

4

餰

第

6

節

第

7

節

第

8

節

第

9

節

第

10

節

第

11

節

事案の内容

勧告実施

課徴金納付命令対象者は、株式会社小僧寿し(以下「小僧寿し」という。)の業務に従事していた者であるが、その職務に関し、同社の属する企業集団の平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度の経営利益及び親会社株主に帰属する当期純

第 9

節

一連	勧告実施	事案の内容	勧告後の経緯
番号 15 つづき	年月日	利益(以下「当期純利益」という。)について、同年 11 月 14 日に公表がされた直近の予想値(経常利益 1,500 万円、当期純利益 1,500 万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、同社において新たに算出した同事業年度の予想値(経常損失5億 1,000 万円、親会社株主に帰属する当期純損失 15 億 2,200 万円)の公表がされた平成 31 年 1月 11 日より前の平成 30 年 12 月 17 日から平成 31 年 1月 10 日までの間、自己の計算において、小僧寿し株式合計 212 万 4,900 株を売付価額合計1億 586 万 3,800 円で売り付けたものである。	
16	1.11.8	【違反行為】相場操縦(金商法 174条の2第1項) 【銘柄名】石垣食品(東証JASDAQ) グローバルダイニング(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 (1) 石垣食品株式会社(以下「石垣食品」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 29 年8月 30 日午前8時4分頃から同月31 日午前10時3分頃までの間、2取引日にわたり、下値買い注文を大量に発注した上で、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を繰り返し引き上げるなどの方法により、同株式合計10万5,100株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万3,300株を買い付ける一方、同株式C2)株式会社グローバルダイニング(以下「グローバルダイニング」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成29年10月23日午後1時49分頃から同日午後2時58分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計3万7,900株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万4,600株を買い付ける一方、同株式合計7万200株を売り付け、もって、自己の計算において、石垣食品及びグローバルダイニングの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。【課徴金額】470万円	審判手続開始決定日 令和元年11月14日 課徴金納付命令決定日 令和2年1月30日 なお、課徴金納付の事答的 で対象を認めあったための の期日は開かれなかった。
17~ 20	1.11.19	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 情報伝達(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】シーズメン(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社シーズメンとの契約締結交渉者から情報を受領した者 (2)株式会社シーズメンとの契約締結交渉者 (3)株式会社シーズメンとの契約締結交渉者 (3)株式会社シーズメンとの契約締結交渉者がら情報を受領した者 (4)株式会社シーズメンとの契約締結交渉者 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社シーズメン(以下「シーズメン」という。)と、同社が新たに発行する株式の総数引受契約の締結交渉をしていた課徴金納付命令対象者(2)から、同人	審判手続開始決定日 令和元年 11 月 25 日 課徴金納付命令決定日 令和元年 12 月 19 日 なお、課徴金納付(4) から事実関係等を 計から事と を対象を があったため、 では関かれなかった。

1

節

第2

節

第

3

節

第

4

飾

第

6

節

第

7

節

第

8

節

第

9

節

第

10

節

第

11

節

る旨の答弁書の提出が

【違反行為の概要】

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
21~ 22 つづき		(1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社日本ハウスホールディングス(以下「日本ハウス」という。)の社員であったが、その職務に関し、日本ハウスのマンション事業部が値引き販売を隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明した旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた平成30年10月26日より前の同月18日に、自己の計算において、日本ハウス株式合計2万2,000株を売付価額合計1,379万4,300円で売り付けたものである。 (2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、日本ハウスの社員であるが、その職務に関し、日本ハウスのマンション事業部が値引き販売を照表し、またまた。場上で記念していたことが説明し、またの思わり	あったため、審判の期日は開かれなかった。
		隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明した旨の同社の 運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資 判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記重要事実の 公表がされた平成30年10月26日より前の同月23日に、自己 の計算において、日本ハウス株式合計3,000株を売付価額合計 186万3,000円で売り付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)283万円 課徴金納付命令対象者(2)36万円	
23	1.12.10	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第2項) 【銘柄名】朝日工業(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】	審判手続開始決定日 令和元年 12 月 13 日 課徴金納付命令決定日 令和2年2月 27 日
		公開買付者の役員からの情報受領者が所属する会社の他の役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、A社の役員であるが、その職務に 関し、同社の役員乙が、合同製鐵株式会社(以下「合同製鐵」という。)の役員であった甲から職務上伝達を受けた、合同製鐵の業 務執行を決定する機関が、朝日工業株式会社(以下「朝日工業」 という。)株式の公開買付けを行うことを決定した旨の公開買付け の実施に関する事実を知りながら、前記事実の公表がされた平成30年8月6日より前の同年7月12日から同月23日までの間、 自己の計算において、朝日工業株式合計1,400株を買付価額合計176万4,300円で買い付けたものである。 【課徴金額】72万円	なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、審 判の期日は開かれなか った。
24~ 26	2.1.28	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 取引推奨(金商法第 175 条の2第1項) 【銘柄名】日本海洋掘削(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 (1)日本海洋掘削株式会社社員 (2)日本海洋掘削株式会社社員	審判手続開始決定日 令和2年2月4日 審判手続中 (令和2年3月31日現在)
		(2)日本海洋掘削株式会社社員 (3)日本海洋掘削株式会社社員 【違反行為の概要】 (1)課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、日本海洋掘削株式会社(以下 「日本海洋掘削」という。平成30年7月23日上場廃止)の社員であるが、その職務に関し、日本海洋掘削の業務執行を決定する	

第 1 節

第 2 節

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
24~ 26 つづき		機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした 旨の重要事実を知りながら、前記重要事実の公表がされた平成 30年6月22日より前の同月14日、自己の計算において、日本海 洋掘削株式合計200株を売付価額合計28万4,700円で売り付け たものである。	
		(2)課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、日本海洋掘削の社員であった 甲から、同人がその職務に関し知った、日本海洋掘削の業務執 行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについて の決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、前記重要事実 の公表がされた平成30年6月22日より前の同月4日、自己の計 算において、日本海洋掘削株式合計100株を売付価額合計17 万6,300円で売り付けたものである。	
		(3)課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、日本海洋掘削の社員であるが、その職務に関し、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、被推奨者に対し、前記重要事実の公表がされる前に日本海洋掘削株式の売付けをさせることにより同人の損失の発生を回避させる目的をもって、同株式の売付けをすることを勧めたものである。 被推奨者は、前記重要事実の公表がされた平成 30 年6月 22 日より前の同月 13 日、日本海洋掘削株式合計 1,000 株を売付価額合計 137 万 8,200 円で売り付けたものである。	
		【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)27 万円 課徴金納付命令対象者(2)17 万円 課徴金納付命令対象者(3)66 万円	
27	2.1.28	【違反行為】相場操縦(金商法 174 条の2第1項) 【銘柄名】ビート・ホールディングス・リミテッド(東証2部) 【課徴金納付命令対象者】自営業者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、ビート・ホールディングス・リミテッド の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 30	審判手続開始決定日 令和2年2月4日 審判手続中 (令和2年3月31日現在)
		年4月5日午前9時2分頃から同月 27 日午後3時頃までの間、17 取引日にわたり、成行又は高指値の買い注文を連続して発注して、他の投資家が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に成行又は高指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、引け条件付き成行買い注文を発注して終値に関与したりするなどの方法により、同株式合計 11 万 8,459 株を買い付ける一方、同株式合計 11 万 7,482 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。	
28	2.2.28	【課徴金額】2,357 万円 【違反行為】相場操縦(金商法 174 条の2第1項) 【銘柄名】東洋合成工業(東証JASDAQ)	審判手続開始決定日 令和2年3月9日 審判手続中 (令和2年3月31日現在)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	事案の内容	勧告後の経緯
28 つづき	T /1 L	【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、東洋合成工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成31年1月16日午前11時16分頃から同月25日午後1時32分頃までの間、8取引日にわたり、高指値の買い注文を連続して発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に高指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計5万7,100株を買い付ける一方、同株式合計5万100株を売り付け、もって、自己及び親族の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。	
		【課徴金額】805 万円	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

第 11 節

4. 国際取引等調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成31年4月~令和2年3月)

		•	
一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	1.12.6	【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第1項) 【銘柄名】イノテック(東証1部) 【課徴金納付命令対象者】 海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者(香港に居住)は、香港に所在し、投資事業等を目的とする CVP Holdings Limited(以下「CVP」という。)の役職員であるが、イノテック株式会社(以下「イノテック」という。)とCVPの、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉に関し、イノテックの業務執行を決定する機関がCVPと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、当該重要事実が公表された平成 29 年8月 29 日午後3時より前の、同月3日から同月9日までの間、自己及び同族会社の計算において、イノテック株式合計 99 万 1,600 株を買付価額合計7億 7,551万 5,700 円で買い付けたものである。 課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第 175 条第1項に規定する「第 166 条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められる	審判手続開始決定日令和元年 12 月 24 日審判手続中(令和2年3月31日現在)

[※] 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3

節

第 9 節

第

11 節

5. 開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(平成31年4月~令和2年3月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	1.6.21	【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項) 【課徴金納付命令対象者】 イメージ情報開発株式会社(東証 JASDAQ グロース) 【違反行為の概要】 当社は、他の会社に対して行っていた当社従業員の派遣に係る売上の一部について、前倒し計上を行った。この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成 26 年3月期有価証券報告書(平成 26 年6月 27 日提出)	審判手続開始決定日 令和元年6月25日 課徴金納付命令決定日 令和元年8月1日 なお、課徴金納付命令 対象書といる。 対象をある旨の答弁書の 提出があったため、 の期日は開かれなかっ た。
		「虚偽記載の由家】	

【虚偽記載の内容】

番	開示書類		虚偽記載			
号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成 26 年 6月 27 日	第 39 期(平成 25 年4月1日 ~平成 26 年3月 31 日)に 係る有価証券報告書	平成 25 年4月1日~ 平成 26 年3 月 31 日 の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純利益が ▲8 百万円であるところ を12 百万円と記載	・売上の前
(32)	/注/人類は天工用土港切捨てでも 7					

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】600万円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	1.7.19	【違反行為】 有価証券報告書等の不記載 (金商法第 172 条の2第1項及び第 172 条の4第1項)	審判手続開始決定日 令和元年7月 29 日 課徴金納付命令決定日 令和2年6月 11 日
		【課徴金納付命令対象者】 テラ株式会社(東証 JASDAQ スタンダード) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類	
		当社は、当時、当社の代表取締役であった者が、医療法人の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたにもかかわらず、当社と当該医療法人との取引を、「関連当事者との取引」(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の4の2第1項)として、連結財務諸表への注記を行わなかった。 当社は、これにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		この結果、当社は、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」以下の有価証券報告書を提出した(「記載すべき重要な事項」の内容は下表【記載すべき重要な事項の内容】を参照)。	
		 平成 27 年 12 月期有価証券報告書(平成 28 年3月 30 日提出) 平成 28 年 12 月期有価証券報告書(平成 29 年3月 30 日提出) 平成 29 年 12 月期有価証券報告書(平成 30 年3月 29 日提出) 	
		(2)発行開示書類 当社は、 ① 平成28年12月13日、上記(1)の記載すべき重要な事項の 記載が欠けている平成27年12月期有価証券報告書を組込	
		情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に 基づく募集により、有価証券を取得させた。 ② 平成29年6月30日、上記(1)の記載すべき重要な事項の記	
		東が欠けている平成 28 年 12 月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	
		③ 平成30年6月13日、上記(1)の記載すべき重要な事項の記載が欠けている平成29年12月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	
		「コギナミナチ亜も東西の中南」	

【記載すべき重要な事項の内容】

	【記載す で主女の事気の下記			
番	有価証券報告書		記載すべき重要な事項	
号	提出日	書類	内容	
1	平成 28 年 3月 30 日	第 12 期(平成 27 年1月1日 ~平成 27 年 12 月 31 日) に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する医療法人との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。	
2	平成 29 年 3月 30 日	第 13 期(平成 28 年1月1日 ~平成 28 年 12 月 31 日) に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する医療法人との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。	
3	平成 30 年 3月 29 日	第 14 期(平成 29 年1月1日 ~平成 29 年 12 月 31 日) に係る有価証券報告書	・第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、当社と関連当事者に該当する医療法人との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。	

【課徴金額】2 億 2,385 万円

連 号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	1.10.23	【違反行為】	審判手続開始決定日
		有価証券報告書等の虚偽記載	令和元年 10 月 28 日
		(金商法第 172 条の4第1項及び第2項)	課徴金納付命令決定日 令和元年 11 月 28 日
		【課徴金納付命令対象者】	なお、課徴金納付命令
		株式会社明豊エンタープライズ(東証 JASDAQ スタンダード)	対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の
		【違反行為の概要】	提出があったため、審判
		当社は、中国における住宅開発事業から発生した長期未収入金及び長期貸付金に係る貸倒引当金の過少計上といった不適正な会計が開まる。	の期日は開かれなかっ た。
		計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下	
		の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」 の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。	
		•平成 26 年7月期有価証券報告書(平成 26 年 10 月 31 日提出)	
		·平成 26 年 10 月第1四半期四半期報告書(平成 26 年 12 月 15 日提出)	
		·平成 27 年1月第2四半期四半期報告書(平成 27 年3月 16 日 提出)	
		·平成 27 年4月第3四半期四半期報告書(平成 27 年6月 12 日 提出)	
		•平成 27 年7月期有価証券報告書(平成 27 年 10 月 30 日提出)	
		•平成 27 年 10 月第1四半期四半期報告書(平成 27 年 12 月 15 日提出)	
		·平成 28 年1月第2四半期四半期報告書(平成 28 年3月 15 日 提出)	
		·平成 28 年4月第3四半期四半期報告書(平成 28 年6月 14 日 提出)	
		•平成 28 年7月期有価証券報告書(平成 28 年 10 月 28 日提出)	
		·平成 28 年 10 月第1四半期四半期報告書(平成 28 年 12 月 15 日提出)	
		·平成 29 年1月第2四半期四半期報告書(平成 29 年3月 16 日 提出)	
		·平成 29 年4月第3四半期四半期報告書(平成 29 年6月 14 日 提出)	
		•平成 29 年7月期有価証券報告書(平成 29 年 10 月 30 日提出)	
		【虚偽記載の内容】	

番		開示書類		虚偽記載				
号		書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	主な事由		
1	平成 26 年 10 月 31 日	第 46 期(平成 25 年8月1日 ~平成 26 年7月31日)に係 る有価証券報告書	平成 25 年8月1日~ 平成 26 年7月 31 日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,053 百万円であるとこ ろを 1,735 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上		
2	平成 26 年 12 月 15 日	第 47 期第1四半期(平成 26 年8月1日~平成 26 年 10 月 31 日)に係る四半期報告書	平成 26 年8月1日~ 平成 26 年 10 月 31 日 の第1四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 988 百万円であるところ を 1,670 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上		

一連 番号			勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後 <i>0</i> .)経緯
3 つづき	3	平成 27 年3月 16 日	第 47 期第2四半期(平成 26 年 11 月1日~平成 27 年1 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 26 年 11 月1日~ 平成 27 年1月 31 日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	1,119 E	資産額が 5万円であるとこ 01 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	4	平成 27 年6月 12 日	第 47 期第3四半期(平成 27 年2月1日~平成 27 年4月 30 日)に係る四半期報告書	平成 27 年2月1日~ 平成 27 年4月30日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	1,118 E	資産額が 5万円であるとこ 99 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	5	平成 27 年 10 月 30 日	第 47 期(平成 26 年8月1日 ~平成 27 年7月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 26 年8月1日~ 平成 27 年7月 31 日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	表を 1,982 百万円と記載 連結純資産額が 1,183 百万円であるとこ ろを 1,855 百万円と記載 連結純資産額が 1,103 百万円であるとこ		・貸倒引当 金の過少 計上
	6	平成 27 年 12 月 15 日	第 48 期第1四半期(平成 27 年8月1日~平成 27年10月 31日)に係る四半期報告書	平成 27 年8月1日~ 平成 27 年 10 月 31 日 の第1四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表			・貸倒引当 金の過少 計上
	7	平成 28 年3月 15 日	第 48 期第2四半期(平成 27 年 11 月1日~平成 28 年1 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 27 年 11 月1日~ 平成 28 年 1月 31 日の 第 2 四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表			・貸倒引当 金の過少 計上
	8	平成 28 年6月 14 日	第 48 期第3四半期(平成 28 年2月1日~平成 28 年4月 30 日)に係る四半期報告書	平成 28 年2月1日~ 平成 28 年4月 30 日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	1,563 百	資産額が 5万円であるとこ 96 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	9	平成 28 年 10 月 28 日	第 48 期(平成 27 年8月1日 ~平成 28 年7月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 27 年8月1日~ 平成 28 年7月 31 日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	1,704 百	資産額が 5万円であるとこ 92 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	10	平成 28 年 12 月 15 日	第 49 期第1四半期(平成 28 年8月1日~平成 28年10月 31日)に係る四半期報告書	平成 28 年8月1日~ 平成 28 年 10 月 31 日 の第1四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	1,750 百万円		・貸倒引当 金の過少 計上
	11	平成 29 年3月 16 日	第 49 期第2四半期(平成 28 年 11 月1日~平成 29 年1 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 28 年 11 月1日~ 平成 29 年1月 31 日の 第2四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	1,903 E	資産額が 5万円であるとこ 82 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上

一連番号		告実施 月 日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後の経緯	
3 つづき	12	平成 29 年6月 14 日	第 49 期第3四半期(平成 29 年2月1日~平成 29 年4月 30日)に係る四半期報告書	平成 29 年2月1日~ 平成 29 年4月 30 日の 第3四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	2,029 ₮	資産額が 5万円であるとこ 09 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	13	平成 29 年 10 月 30 日	第 49 期(平成 28 年8月1日 ~平成 29 年7月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 28 年8月1日~ 平成 29 年7月 31 日の 連結会計期間	連結 貸借対照表	2,464 E	資産額が 5万円であるとこ 43 百万円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	() _ _/		果徴金額】2,400 万円					

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	1.12.6	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 日本フォームサービス株式会社(東証 JASDAQ スタンダード) 【違反行為の概要】 当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等、不適正な会計処理を行った。また、有価証券報告書中の「第一部企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況写」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況別において、実態とは異なる記載を行った。この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容①】を参照)。 ・平成 27 年6月第3四半期四半期報告書(平成 27 年8月 14 日提出)・平成 27 年9月期有価証券報告書(平成 27 年 12 月 24 日提出)・平成 28 年 12 月第1四半期四半期報告書(平成 29 年2月 14 日提出)・平成 29 年3月第2四半期四半期報告書(平成 29 年2月 14 日提出)・平成 29 年6月第3四半期四半期報告書(平成 29 年8月 14 日提出)・平成 29 年9月期有価証券報告書(平成 29 年 12 月 21 日提出)・平成 30 年 12 月第1四半期四半期報告書(平成 30 年 15 日提出)・平成 30 年 17 月第1四半期四半期報告書(平成 30 年 18 月 18 日提出)・平成 30 年 6月第3四半期四半期報告書(平成 30 年 8月 14 日提出)・平成 30 年 6月第3四半期四半期報告書(平成 30 年 8月 14 日提出)・平成 30 年 9月期有価証券報告書(平成 30 年 12 月 20 日提出)	審判手続開公司 10 日 10 日 10 日 11 日 11 日 12 月 10 日 12 日 10 日 12 日 10 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 17 日 17 日 18 日 18 日 18 日 18 日 18

11 節

一連 番号			勧告の対象と	勧告の対象となった法令違反等の内容 勧告後の				
4		【虚	偽記載の内容①】					
つづき	番		開示書類	虚偽記載				
	号	提出日	書類	会計期間	記載項目		内容(注)	主な事由
	1	平成 27 年 8月 14 日	第 59 期第3四半期(平成 27 年4月1日~平成 27 年6月 30 日)に係る四半 期報告書	平成 26 年 10 月 1日 〜平成 27 年6月 30 日の第3四半期連結 累計期間	四半期連結損益計算書	▲6百7	純利益が 5円であるところ 5万円と記載	・売上原価 の過少計 上
	2	平成 27 年 12 月 24 日	第 59 期(平成 26 年 10 月 1日~平成 27 年9月 30 日)に係る有価証券報告 書	平成 26 年 10 月 1日 〜平成 27 年9月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書		利益が 万円であるところ 万円と記載	・売上の前倒 し計上 ・売上原価の 過少計上
					連結 貸借対照表	2,129 百	資産額が 「万円であるとこ 71 百万円と記載	・売上の前倒 し計上 ・売上原価の
	3	平成 28 年 12 月 22 日		平成 27 年 10 月1日 〜平成 28 年9月 30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	当期純:	株主に帰属する 利益が 写万円であるとこ 「万円と記載	過少計上 ・固定資産の 減損損失の 不計上
					【虚偽記載の内容②】のとおり、「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」に、実態と異なる記載			・ガバナンス
	4	平成 29 年 2月 14 日	第 61 期第1四半期(平成 28 年 10 月1日~平成 28 年 12 月 31 日)に係る四 半期報告書	平成 28 年 10 月1日 〜平成 28 年 12 月 31 日の第1四半期連結 会計期間	四半期連結貸借対照表	2,083 百	資産額が 「万円であるとこ 89 百万円と記載	・過去の固 定資産の 減損損失 の不計上 による純資 産の過大 計上
	5	平成 29 年 5月 15 日	第 61 期第2四半期(平成 29 年1月1日~平成 29 年3月 31 日)に係る四半 期報告書	平成 29 年1月1日~ 平成 29 年3月 31 日 の第2四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	2,210 首	資産額が 「万円であるとこ 38 百万円と記載	・過去の固 定資産の 減損損失 の不計上 による純資 産の過大 計上

10

一連 番号		実施引日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容	勧告後	の経緯
4 つづき	6	平成 29 年 8月 14 日	第 61 期第3四半期(平成 29 年4月1日~平成 29 年6月 30 日)に係る四半 期報告書	平成 29 年4月1日~ 平成 29 年6月 30 日 の第3四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,079 百万円であるとこ ろを 3,041 百万円と記載	・過去の固 定資産の 減損損失 の不計上 による純資 産の過大 計上
					連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,982 百万円であるとこ ろを 3,035 百万円と記載	・売上の前 倒し計上 ・売上原価
	7	平成 29 年 12 月 21 日	第 61 期(平成 28 年 10 月 1日~平成 29 年9月 30 日)に係る有価証券報告 書	平成 28 年 10 月 1 日 〜平成 29 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲136 百万円であるとこ ろを▲23 百万円と記載	の過少計 上 ・過去の固 定資産の 減損失 の不計上 による純資 産の過大 計上
					「第4 提出会社	内容②】のとおり、「第一部 吐の状況」・「6 コーポレー! 1)コーポレート・ガバナンス 己載	··ガバナンス
	8	平成 30 年 2月 14 日	第 62 期第1四半期(平成 29 年 10 月1日~平成 29 年 12 月 31 日)に係る四 半期報告書	平成 29 年 10 月1日 〜平成 29 年 12 月 31 日の第1四半期連結 会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,957 百万円であるとこ ろを 2,976 百万円と記載	・過去の固 定資産の 減損損失 の不計上 による純資 産の過大 計上
	9	平成 30 年 5月 15 日	第 62 期第2四半期(平成 30 年1月1日~平成 30 年3月 31 日)に係る四半 期報告書	平成30年1月1日~ 平成30年3月31日 の第2四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,058 百万円であるとこ ろを 3,021 百万円と記載	・過去の固 定資産の 減損損失 の不計上 による純資 産の過大 計上

一連 番号	勧告 年 月	実施 月日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後の)経緯
4 つづき	10	平成 30 年 8月 14 日	第 62 期第3四半期(平成 30 年4月1日~平成 30 年6月 30 日)に係る四半 期報告書	平成 30 年4月1日~ 平成 30 年6月 30 日 の第3四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,007 百万円であるとこ ろを 2,955 百万円と記載		・過去の固 定資産の 減損損失 の不計上 による純資 産の過大 計上
	11	平成 30 年 12 月 20 日	第 62 期(平成 29 年 10 月 1日~平成 30 年9月 30 日)に係る有価証券報告 書	平成 29 年 10 月1日 〜平成 30 年9月 30 日の連結会計期間	「第4 提出会社	1,936 百 ろを 2,3 可容②】の 対力の状況。 1)コーポ	資産額が i万円であるとこ 82 百万円と記載 とおり、「第一部 企 とおり、「第一部 企 レート・ガバナンスの	ガバナンス

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【虚偽記載の内容②】

「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載内容

番号	記載事項	虚偽記載の内容
		・「取締役会は有価証券報告書提出日現在、3名の取締役で構成され、原則月 1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、業績の進捗
1	「②企業統治の体制」の記載	についても議論し、対策を検討しております。」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった
2	「②企業統治の体制」の記載	・当社の監査役は、「取締役会をはじめ、経営会議、開発会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行について厳正な監査を行っております」と記載していたが、常勤監査役は、これらの会議に出席してはいるものの、取締役の業務執行に関して何ら監査していないなど、当社の監査役は厳正な監査を行っていなかった

一連 番号		告実施 勧告の対象とた 月日 制	いた法令違反等の内容 勧告後の経緯
4		「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の	・当社が実施している内部統制システムの内容について「コンプライアンス担当
つづき		実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状	取締役を任命し、監査室を設け全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統
	3	況」・「Ⅳ 使用人の職務の執行が法令・定款	括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。監査室は、コンプライアンスの
	3	に適合することを確保するための体制/取締	状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるも
		役の職務の執行が法令・定款に適合するこ	のとする。」と記載していたが、当社は、コンプライアンス担当取締役を任命した
		とを確保するための体制」の記載	ことはなく、また、監査室も業務分掌規程で規定したのみで実体がなかった
		「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の	・当社が実施している内部統制システムの内容について「監査役は、代表取締
		実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状	役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。」と記
	4	況」・「畑 その他監査役の監査が実効的に	載していたが、当社監査役は、会計監査人との間で意見交換を行ったことがな
		行われることを確保するための体制」の記載	かった
			・当社が実施している内部統制システムの内容について「当社は、子会社の内
		「③コーポレート・ガバナンスに関する施策の	部統制を担当する部署を総務部とし、他の事業部と連携し子会社における内部
		実施状況」・「ii 内部統制システムの整備状	統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導・支援
	5	況」・「区 株式会社並びにその親会社及び	を実施する。」と記載していたが、当社は、これらの施策や指導・支援を行ってお
		子会社からなる集団における業務の適正を	らず、また、「総務部は子会社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判
		確保するための体制」の記載	断する都度、当社取締役会に報告する。」と記載していたが、当社は、内部統制
			の状況について取締役会に報告していなかった
		「④内部監査及び監査役監査、会計監査の	・当社監査役は、「監査人との連携を図るために、決算期並びに必要な都度ミー
	6	「他内部監査及び監査役監査、云訂監査の 」 「状況」・「i内部監査及び監査役監査の状況」	ティングを行い、現状の監査状況及び業務執行に対して意見交換を行っており
	0	状況」・「内部監査及び監査役監査の状況」 の記載	ます。」と記載していたが、当社監査役は、会計監査人との間で意見交換を行っ
		び記載	たことがなかった
		【課徴金額】2,400 万円	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	1.12.10	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の2第1項及び第 172 条の4第1項) 【課徴金納付命令対象者】 日産自動車株式会社(東証1部) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」・「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬に関する情報において、実態とは異なる記載を行った。この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容①】を参照)。 ・平成 27 年3月期有価証券報告書(平成 27 年6月 25 日提出)	審判手続開始決定日 令和元年 12 月 13 日 課徴金納付命令決定日 令和2年2月 27 日 なお、課徴金納付命令 対象者から事実関書の 提出があったため、審判 の期日は開かれなかっ た。
		•平成 28 年3月期有価証券報告書(平成 28 年6月 24 日提出)	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5		·平成 29 年3月期有価証券報告書(平成 29 年6月 29 日提出) ·平成 30 年3月期有価証券報告書(平成 30 年6月 28 日提出)	
		(2)発行開示書類 当社は、平成 28 年4月8日、上記(1)の重要な事項につき虚 偽の記載がある平成 27 年3月期有価証券報告書を参照情報と する発行登録追補書類を提出し、当該発行登録追補書類に基づ く募集により、有価証券を取得させた。	

【虚偽記載の内容①】

番		開示書類	虚偽記載	
号	提出日	書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成 27年6月 25日	第 116 期(平成 26 年4月1 日~平成 27 年3月 31 日) に係る有価証券報告書	取締役報酬が【虚偽記載の内容②】I.の左欄のとおりであるとこ ろを右欄のとおり記載	・取締役報 酬の過少 記載
2	平成 28年6月 24日	第 117 期(平成 27 年4月1 日~平成 28 年3月 31 日) に係る有価証券報告書	取締役報酬が【虚偽記載の内容②】II.の左欄のとおりであるとこ ろを右欄のとおり記載	・取締役報 酬の過少 記載
3	平成 29年6月 29日	第 118 期(平成 28 年4月1 日~平成 29 年3月 31 日) に係る有価証券報告書	取締役報酬が【虚偽記載の内容②】III. の左欄のとおりであるところを右欄のとおり記載	・取締役報 酬の過少 記載
4	平成 30 年6月 28 日	第 119 期(平成 29 年4月1 日~平成 30 年3月 31 日) に係る有価証券報告書	取締役報酬が【虚偽記載の内容②】IV. の左欄のとおりであるところを右欄のとおり記載	・取締役報 酬の過少 記載

【虚偽記載の内容②】(下線部は、虚偽の記載に関する部分) Ⅰ.第 116 期(平成 26 年4月1日~平成 27 年3月 31 日)に係る有価証券報告書

Ŋ

		有価証券報告	有価証券報告書に記載すべき内容			有価証券	有価証券報告書に記載された内容	れた内容
<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等>			(単位:百万円)	<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等	_	(単位:百万円)
X X	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型インセンティブ受領権(行使分について、過去 の開示額との差額)	双	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
取締役 (社外取締役を除く)	3,230	2,772	176	282	取締役 (社外取締役を除く)	1,635	1, 459	176
退任取締役	28	l	1	28				
<役員ごとの連結報費	州等の総額等 但	10、連結報酬	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者>	·者> (単位:百万円)	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、	等の総額等		連結報酬等の総額1億円以上である者> (単位:百万円)
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	田名 名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
A	2,213	2, 213	I	I	A	1,035	1, 035	
В	158	140	15	ကျ	В	155	140	15
이	123	02	I	53				
<u>D</u>	231	231	_					
<u> </u>	154	49	_	105				
ম	151	30	I	121				

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4

節 第 11

節

		有価証券報告	有価証券報告書に記載すべき内容			有価証券執	有価証券報告書に記載された内容	れた内容
<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等>			(単位:百万円)	<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等ン	^	(単位:百万円)
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
取締役 (社外取締役を除く)	3,117	2, 963	108	46	取締役 (社外取締役を除く)	1,643	1, 535	108
退任取締役	286		I	286				
役員ごとの連結報酬	等の総額等 (但	.し、連結報酬4	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者>	者> (単位・百万円)	く役員ごとの連結報酬	等の総額等	但し、連結報	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者> (単位:百万円)
开	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
A	2, 282	2, 282	I	I	A	1,071	1,071	1
В	215	177	23	15	В	200	177	23
Q	142	142	I					
山	169	181		▲12				
5	257		_	257				

ں پہ

<役員区分ごとの報酬等の総額等>		有価証券報告	有価証券報告書に記載すべき内容			有価証券	有価証券報告書に記載された内容	れた内容
	等の総額等>			(単位:百万円)	<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等	^	(単位:百万円)
区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
取締役 (社外取締役を除く)	3, 282	3, 171	112	1	取締役 (社外取締役を除く)	1, 948	1,836	112
<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上で	等の総額等 但	し、連結報酬	等の総額1億円以上である者>		<役員ごとの連結報酬	等の総額等	但し、連結報	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者> (単位:百万円)
分名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	八名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
А	2,402	2, 402			A	1,098	1, 098	
$\overline{\mathbb{D}}$	131	131			В	968	368	28
В	396	368	28		Н	110	68	21
Н	110	88	21		I	102	81	21
I	102	81	21	I				

ں پہ

第 1 節

第 6 節
第 7 節
第 8 節
第 9 節
第 10 節

第 11

節

		有価証券報告	有価証券報告書に記載すべき内容			有価証券	有価証券報告書に記載された内容	れた内容
<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等>			(単位:百万円)	<役員区分ごとの報酬等の総額等>	等の総額等	^	(単位:百万円)
风谷	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	区分	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
取締役 (社外取締役を除く)	3,741	3, 310		431	取締役 (社外取締役を除く)	1,654	1, 564	06
<役員ごとの連結報룝	州等の総額等 佢	iし、連結報酬	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者>	5者> (単位:百万円)	<役員ごとの連結報酬	等の総額等	但し、連結報費	<役員ごとの連結報酬等の総額等 但し、連結報酬等の総額1億円以上である者>
氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使可能数確定時の 公正価値)	株価連動型 インセンティブ受領権 (行使分について、過去 の開示額との差額)	氏名	総報酬	金銭報酬	株価連動型 インセンティブ受領権
A	2,869	2, 491	I	378	A	735	282	
В	499	499	ı		В	499	499	

【課徴金額】24億 2,489万 5,000円

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 6	年月日 2.2.4	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項並びに第172条の4第1項及び第2項) 【課徴金納付命令対象者】 ジェイリース株式会社(東証1部) 【違反行為の概要】 (1)継続開示書類 当社は、家賃債務保証事業から発生した代位弁済立替金に係る貸倒引金を過少に計上するという不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書等を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照)。 ・平成28年3月期有価証券報告書(平成28年6月30日提出)・平成28年6月第1四半期四半期報告書(平成28年8月8日提出)・平成28年9月第2四半期四半期報告書(平成28年1月8日提出)・平成29年3月期有価証券報告書(平成29年6月30日提出)・平成29年3月期有価証券報告書(平成29年6月30日提出)・平成29年3月期有価証券報告書(平成29年8月9日提出)・平成29年3月期有価証券報告書(平成29年8月9日提出)・平成29年9月第2四半期四半期報告書(平成30年8月9日提出)・平成30年3月期有価証券報告書(平成30年6月28日提出)・平成30年6月第1四半期四半期報告書(平成30年8月7日提出)・平成30年9月第2四半期四半期報告書(平成30年8月7日提出)・平成30年9月第2四半期四半期報告書(平成30年8月14日提出)・平成30年1月第3四半期四半期報告書(平成31年2月6日提出)・平成31年3月期有価証券報告書(令和元年6月27日提出)・令和元年6月第1四半期四半期報告書(令和元年8月14日提出)・令和元年6月第1四半期四半期報告書(令和元年8月14日提出)・令和元年6月第1四半期四半期報告書(令和元年8月14日提出)・令和元年6月第1四半期四半期報告書(令和元年8月14日提出)・で成31年3月期有価証券を提出と、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた(「重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、表「虚偽記載の内容」を表事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、「重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券居出書を提出し、「重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券居出書を提出し、「重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券居出書を提出し、「重要な事項につき虚偽の記載の内容」を表記載のの内容と表記載のの名記載の記述は、表記述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述	審判手続和2年2月7日日課徴令金納 10 令 第一年 10 会 第一年 10

一連 番号		告実施 月 日	勧告の対象と	:なった法令違反等の	内容	勧告後の	D経緯
6			虚偽記載の内容】				
つづき	番		開示書類		虚偽記	載	
	号	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
	1	平成 28 年6月 30 日	第 13 期(平成 27 年4月1日 ~平成 28 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 27 年4月1日~ 平成 28 年3月31日の 連結会計期間	連結 章	現会社株主に帰属する 当期純利益が 55,649 千円であるところ を87,467 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	2	平成 28 年8月8日	第 14 期第1四半期(平成 28 年4月1日~平成 28 年6月 30 日)に係る四半期報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年6月 30 日の 第1四半期連結累計 期間	四半期連結 四半期連結 日	閉会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲4,988 千円であるとこ 3を 10,497 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	3	平成 28 年 11 月8 日	第 14 期第2四半期(平成 28 年7月1日~平成 28 年9月 30 日)に係る四半期報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年9月 30 日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結 四半期連結 四半期連結	現会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲3,700 千円であるとこ Sを38,828 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	4	平成 29 年2月7日	第 14 期第3四半期(平成 28 年 10 月1日~平成 28 年 12 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 28 年4月1日~ 平成 28 年 12 月 31 日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結 四半期連結 日	現会社株主に帰属する 四半期純利益が 0,273 千円であるところ を71,897 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	5	平成 29 年6月 30 日	第 14 期(平成 28 年4月1日 ~平成 29 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 28 年4月1日~ 平成 29 年3月31日の 連結会計期間	連結 章	現会社株主に帰属する 当期純利益が 31,972 千円であるところ を 220,459 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	6	平成 29 年8月9日	第 15 期第1四半期(平成 29 年4月1日~平成 29 年6月 30 日)に係る四半期報告書	平成 29 年4月1日~ 平成 29 年6月30日の 第1四半期連結累計 期間	四半期連結 足損益計算書 2	現会社株主に帰属する 四半期純利益が 27,003 千円であるところ を 69,886 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	7	平成 29 年 11 月8 日	第 15 期第2四半期(平成 29 年7月1日~平成 29 年9月 30 日)に係る四半期報告書	平成 29 年7月1日~ 平成 29 年9月 30 日の 第2四半期連結会計 期間 平成 29 年4月1日~ 平成 29 年9月 30 日の 第2四半期連結累計 期間	四半期連結 9 貸借対照表 2 車	車結純資産額が 35,341 千円であるとこ 5を 1,181,524 千円と記 載 現会社株主に帰属する 四半期純利益が 25,169 千円であるところ を 111,047 千円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上 ・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上

4 節

節

第

第 11 節

一連 番号		吉実施 月 日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後 <i>0</i>)経緯
6 つづき	8	平成 30 年2月7日	第 15 期第3四半期(平成 29 年 10 月1日~平成 29 年 12 月 31 日)に係る四半期報告 書	平成 29 年 10 月1日~ 平成 29 年 12 月 31 日 の第 3 四半期連結会 計期間 平成 29 年4月1日~ 平成 29 年 12 月 31 日 の第 3 四半期連結累	四半期連結貸借対照表四半期連結損益計算書	905,625 ろを 1. 載 親会社 四半期	資産額が 千円であるとこ 191,049 千円と記 株主に帰属する 純利益が 千円であるところ	・貸倒引当 金の過少 計上 ・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	9	平成 30年6月 28	第 15 期(平成 29 年4月1日 ~平成 30 年3月31日)に係	計期間 平成 29 年4月1日~ 平成 30 年3月 31 日の	連結貸借対照表	連結純 829,493 ろを 1,3 載	771 千円と記載 資産額が 千円であるとこ 304,486 千円と記	・貸倒引当 金の過少 計上 ・貸倒引当
		П	る有価証券報告書	連結会計期間	連結損益計算書	当期純	株主に帰属する 利益が 4 千円であるとこ 1,144 千円と記載	金繰入額 の過少計 上
	10	平成 30 年8月7日	第 16 期第1四半期(平成 30 年4月1日~平成 30 年6月 30 日)に係る四半期報告書	平成 30 年4月1日~ 平成 30 年6月 30 日の 第1四半期連結会計 期間 平成 30 年4月1日~ 平成 30 年6月 30 日の	四半期連結貸借対照表	799,530 ろを 1,3 載 親会社	資産額が 千円であるとこ 331,715 千円と記 株主に帰属する 純利益が	・貸倒引当金の過少計上・貸倒引当金繰入額の過少計
			第1四半期連結累計期間	損益計算書		・円であるところを 千円と記載	<u></u>	
		平成 30	第 16 期第2四半期(平成 30	平成 30 年7月1日~ 平成 30 年9月 30 日 の第2四半期連結会 計期間	四半期連結貸借対照表	578,588 千円であるとこ		・貸倒引当 金の過少 計上
	11	年 12 月	年7月1日~平成30年9月30日)に係る四半期報告書	平成 30 年4月1日~ 平成 30 年9月 30 日 の第2四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	四半期:	株主に帰属する 純利益が 99 千円であると 0,874 千円と記	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	12	平成 31 年2月6日	第 16 期第3四半期(平成 30 年 10 月1日~平成 30 年 12 月 31 日)に係る四半期報告	平成30年10月1日~ 平成30年12月31日 の第3四半期連結会	四半期連結貸借対照表	554,803	資産額が 千円であるとこ 4,436 千円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上

一連 番号		ま実施 月 日	勧告の対象と	なった法令違反等の	内容		勧告後の)経緯
6 つづき			書	計期間 平成 30 年4月1日~ 平成 30 年 12 月 31 日 の第3四半期連結累 計期間	四半期連結損益計算書	四半期:	株主に帰属する 純利益が 68 千円であると 9,464 千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	13	令和元年 6月 27 日	第 16 期(平成 30 年4月1日 ~平成 31 年3月 31 日)に係 る有価証券報告書	平成 30 年4月1日~ 平成 31 年3月 31 日の 連結会計期間	連結 貸借対照表 連結 損益計算書	625,799 ろを 893 親会社 当期純: ▲149,9	資産額が 千円であるとこ 3,112 千円と記載 株主に帰属する 利益が 38 千円であると 117,374 千円と記	・貸倒引当 金の過少 計上 ・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上
	14	令和元年 8月 14 日	第 17 期第1四半期(平成 31 年4月1日~令和元年6月 30日)に係る四半期報告書	平成 31 年4月1日~ 令和元年6月 30 日の 第1四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対照表	646,014	資産額が 千円であるとこ 6,482 千円と記載	・貸倒引当 金の過少 計上
	15	平成 28 年5月 18 日	有価証券届出書(株券の募 集)		「第二部 企 業情報」・ 「第5 経理 の状況」・「1 連結財務諸 表等」・「(2) その他」	成 28 名 結会計 成績の すべき 属 する 65,649	7年4月1日~平 〒3月31日の連期間に係る経営概要として記載観会社株主に帰当期純利益が千円であるところ 7千円と記載	・貸倒引当 金繰入額 の過少計 上

⁽注) 金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】4,421 万円

(注)令和2年7月 10 日公表「ジェイリース株式会社に係る課徴金納付命令勧告(令和2年2月 4日付)における勧告内容の過誤について」を受けて、4,478万円から4,421万円に修正。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

第

6. (参考)確定又は係属中の課徴金納付命令取消訴訟

(平成31年4月~令和2年3月)

	課	徴金納付命令勧告	課徴金	納付命令		
番号	勧告実施 年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名	原 告	訴訟の状況
1	平成 25 年12 月 2 日	MAM PTE. LTD. による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について(平成 25 年度版年次公表※P96 参照)	平成 26 年 12 月 26 日	㈱の契約締 結交渉先の	MAM PTE. L TD. (エムエーエム・ ピーティーイー・ リミテッド)	令和元年5月30日 第一審判決予備的 請求(取消請求部 分)認容(その他の 請求棄却)[東京地 裁] 【確定】
2	平成 27 年12 月 15 日	琉球銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について(平成 27 年度版年次公表P78参照)	平成 28 年 12 月 15 日	(株) 琉球銀行株式に係る相場操縦	個人	平成 30 年 6 月 21 日第一審判決請求 棄却[福岡地裁] 平成 30 年 11 月 7 日控訴審判決控訴 棄却[福岡高裁] 平成 31 年 4 月 25 日上告審上告棄却 決定・上告不受理 決定[最高裁] 【確定】
3	平成 28 年 9 月 21 日	公開買付者との契約締結交 渉者による京王ズホールディ ングス株式に係る内部者取 引に対する課徴金納付命令 の勧告について (平成 28 年度版年次公表 P162参照)	平成 29 年 3月 30 日	公開契約に対している。公開関約には対している。のでは、おいますがでは、おいますが、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは	個人	平成 30 年 4 月 18 日第一審判決請求棄却〔東京地裁〕 平成 30 年 9 月 13 日控訴審判決控訴棄却〔東京高裁〕 令和元年 6 月 7 日上告不受理決定〔最高裁〕【確定】
4	平成 29 年 3 月 24 日	デジタルデザイン株式に係る 相場操縦に対する課徴金納 付命令の勧告について (平成 28 年度版年次公表 P172参照)		㈱デジタルデ ザイン株式に 係る相場操縦	個人	平成 31 年 2 月 26 日第一審判決請求 棄却〔東京地裁〕 令和元年 8 月 1 日 控訴審判決控訴棄 却〔東京高裁〕 【確定】
5	平成 25 年 11 月1日	ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告について(平成 25 年度版年次公表P93、94参照)	平成 29 年 4月 11 日、 平成 30 年 1月 16 日 (更正決定)	(株) ウェッジホ ールディング ス株式に係る 偽計	個人	第一審係属中[東京地裁]

第1節

第 2 節

11 節

	課	徴金納付命令勧告		納付命令	NIVE TO BELLEVIE	州川川川山水川市
番号	勧告実施 年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名	原告	訴 訟 の 状 況
6	平成 25 年 12 月2日	株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について(平成 25 年度版年次公表P95参照)	平成 26 年 10 月 30 日	国発 発 対 歩 からの情 お が な り からの情 よる いまる いまる いまる いまる いまる いまる いまる いまる いまる いま	株式会社スタッ ツインベストメン トマネジメント	令和元年8月28日 第一審判決請求認 容〔東京地裁〕 控訴審係属中〔東 京高裁〕
7	平成 26 年 12 月5日	Areion Asset Management Company Limited による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について(平成 26 年度版年次公表P80、81 参照)		日東電工(株) 株式に係る相 場操縦	Areion Asset Management Company Limited. (アレイオン・ア セット・マネジメ ント・カンパニ ー・リミテッド)	第一審係属中〔東京地裁〕
8	平成 27 年 3月6日	Select Vantage Inc.による相 場操縦に対する課徴金納付 命令の勧告について (平成 26 年度版年次公表 P81 参照)	平成 29 年 3月 14 日	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄に 係る相場操縦	Select Vantage Inc. (セレクト・バン テイジ・インク)	令和元年9月27日 第一審判決請求認 容[東京地裁] 控訴審係属中[東 京高裁]
9	平成 28 年 3月 25 日	株式会社SHIFT役員からの 情報受領者による内部者取 引違反行為及び当該役員に よる重要事実に係る伝達違 反行為に対する課徴金納付	平成 28 年 4月 21 日	㈱SHIFT 役員 からの情報受 領者による内 部者取引	個人	一部の個人について、第一審係属中 〔東京地裁〕
		命令の勧告について (平成 27 年度版年次公表 P75、76参照)	平成 29 年4月11日	㈱SHIFT 役員 による重要事 実に係る伝達		
10	平成 29 年 2月 24 日	株式会社モルフォ役員及び 社員9名(うち同社従業員持 株会会員7名)による内部者 取引に対する課徴金納付命 令の勧告について (平成 28 年度版年次公表 P170~172 参照)		(株) は は は は は は に は は に は は に よ る 内 は は に よ る 内 は は に よ 引 、 は は の れ も れ も れ も れ も れ も は も は も は も は も は も は も は も は も は も は も も は も も も も も も も も も も も も も	個人	一部の個人につい て、第一審係属中 〔東京地裁〕
11	平成 29 年 3月 24 日	株式会社 T&C メディカルサイ エンスによる新株予約権証 券の無届募集に対する課徴 金納付命令勧告について (平成 28 年度版年次公表 P186 参照)			メディカルサイ	令和2年1月14日 第一審判決請求棄 却〔東京地裁〕 控訴審係属中〔東 京高裁〕
12	平成 30 年 12 月7日	トラスト株式に係る相場操縦 に対する課徴金納付命令の 勧告について (平成 30 年度版年次公表 P199 参照)	4月 18 日	(株)トラスト株式に係る相場操縦	個人	令和2年1月28日 第一審判決請求棄 却[広島地裁] 控訴審係属中[広 島高裁]

第 9 節

11 節

3-6 裁判所への申立て実施状況

1. 申立て実施件数一覧表

年度	平成 22~27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	合計
	22~21	20	29	30		
合計	17	1	2	2	3	25
無登録業者等	16	1	2	2	3	24
無届募集	1	0	0	0	0	1

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
1	(株)D.U.	令和元年	○ 無登録営業(投資ー任契約の締結の媒介)の禁止 等	令和元年
	Corporation	6月 26 日	㈱D.U.Corporation 及び同社の代表取締役であるA	7月31日
	他1名	(名古屋	(以下、両者を併せて「当社ら」という。)は、シンガポール共和国籍の法人である Royal Tree Capital Singapore	(名古屋地裁)
	(名古屋市	地裁)	Pte. Ltd.(以下「ロイヤル社」という。)と業務委託契約を締結し、遅くとも平成29年10月以降、一般投資家に対	
	千種区)		し、同社の提供する為替自動売買システム(注)を含む 商品(「Security」との名称であり、「S」と通称されてい る。)の取得勧誘を行っている。	
			(注)専用のアプリケーションを通じて、サーバ上に設置されたプログラムにアクセスして利用するもの。顧客が運用口座に入金のうえ稼動申請を行うと、顧客自身が取引の時期・内容について指示・選択する余地はなく、プログラムが決定したとおりに取引が行われる。	
			当該為替自動売買システムについて、顧客が運用口座に入金した資金は、ロイヤル社の関連会社であり、サモア独立国籍の法人である Bright Friends Limited. (以下「ブライト社」という。)がFX取引等により運用を行うとしており、その利用にあたっては、入金した資金について、最終的な投資判断及び投資を行うに必要な権限をブライト社に委任すること等を内容とする規約に同意することとされている。これは、金商法2条8項12号ロに規定する投資一任契約に該当する。そして、一般投資家を相手方として反復継続して、為替自動売買システムを含む商品(「S」)を販売し、同システムの使用に必要な上記規約に同意させることで、同システムを利用した投資一任契約の成立に尽力して	
			いる当社らの行為は、同項13号に規定する投資一任契約の締結の媒介を業として行っていたものに該当する。 当社らの上記行為は、金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。	
			当社らは、平成29年10月から平成31年3月までの間 に、少なくとも613名の一般投資家に対し同商品を取得	

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
1		256 131717	させ、その対価として約5億3000万円を支払わせている。	
つづき			当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いことから、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
2	IFP Tokyo(株)	令和元年	〇 無登録営業(ファンドの募集等)の禁止等	令和元年
	他1名	7月 30 日	IFP Tokyo㈱及び同社の代表取締役A(以下、両者を併せて「当社ら」という。)は、遅くとも平成28年3月以	10月17日
	(東京都港区)	(東京地裁)	降、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に 該当する複数の金融商品(以下「本件ファンド」という。) に係る取得勧誘を行っている。	(東京地裁)
			Aは、ファイナンシャルプランニングに関するセミナー運営等を事業目的としている、一般社団法人日本 IFP協会(大阪府大阪市中央区、法人番号3120005015763、以下「IFP協会」という。)の協会員となっており、平成28年3月、IFP協会の当時の代表理事とともに当社を設立した。協会員は、IFP協会が主催するセミナー等への参加のほか、IFP協会から有益な業界情報等の提供を受けることができるとされているところ、本件ファンドについては、何れも IFP協会からの情報提供を受け、当社において取扱いを開始しているものである。	
			当社らは、本件ファンドの取得勧誘によって、平成28年3月から平成31年2月までの間に、少なくとも、延べ203名の一般投資家から約6億8000万円を出資させている。 当社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録で	
			によりも「第一性立版向田取引来」に該当し、無豆球でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。 当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いことから、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要が	
			ある。	
3	(合同)GPJ	令和2年	〇 無登録営業(ファンドの募集等)の禁止等	審理中
	ベンチャー	3月 13 日	(合同)GPJベンチャーキャピタル(以下「当社」という。)並びに同社の代表社員であるA及び同社の専務	
	キャピタル	(東京地裁)	執行役員であり営業全般の総括責任者であるB(以下、3者を併せて「当社ら」という。)は、以下のとおり、一般投資家に対し、合同会社の社員権及び集団投資	
	外2名		スキーム持分の募集の取扱いを行っている。	
	(東京都		(1) 合同会社の社員権の募集の取扱い	
	中央区)		当社らは、平成26年5月以降、一般投資家に対し、当社の社員権(以下「本件社員権」という。金商 法第2条第2項第3号)の取得勧誘を行っている。	
			当社は、Ganapati PLC(ゲームプラットフォームの開発等を目的とする英国籍の法人。以下「Ganapati社」という。)を中心とするGanapatiグループとして活動を行っており、本件社員権に係る顧客からの出資金は、Ganapati社に全額貸し付けられ、出資者は、出資額に応じた分配金を毎月受け取ることができるとされている。	
			当社らは、平成26年5月から令和元年10月までの間に、少なくとも1,072名の一般投資家に対し、本件社員権を取得させ、約126億5600万円を出資させ	

10

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
3		PM 1 1/717	ている。	
つづき			(2) 集団投資スキーム持分の募集の取扱い	
			当社らは、平成30年9月以降、一般投資家に対し、「G8C」と称する集団投資スキーム持分(以下「G8C」という。金商法第2条第2項第6号、同項第5号)の取得勧誘を行っている。	
			G8Cの概要は以下のとおりである。	
			① Ganapatiグループにおいて、G8Cに係る顧客からの出資金を充てて以下の開発事業を行っているとしている。 ・オンラインカジノのプラットフォーム ・オンラインカジノ上で直接賭け金に用いることができるトークン(以下「オリジナルG8Cトークン」という。) ・オリジナルG8Cトークンを法定通貨に変換することができる換金所	
			② G8Cの出資者には、出資額に応じたトークン (以下「G8Cトークン」という。)が配付され、上記 ①のオリジナルG8Cトークンの開発完了後、出 資者は、保有しているG8Cトークンとオリジナル G8Cトークンとを、1対1の割合で引き換えるこ とができる。	
			③ 上記①の換金所の開発完了後、G8Cの出資者は、上記②により引き換えたオリジナルG8Cトークンを法定通貨に変換することができる(注)。	
			(注)当社らは、1オリジナルG8Cトークンの価値を1.5円で安定させることを計画しており、1G8Cトークンあたり0.1円で出資し、オリジナルG8Cトークン及び換金所の完成後に、オリジナルG8Cトークンの価値が1.5円となった場合、出資者は、G8CトークンとオリジナルG8Cトークンとを1対1の割合で引き換えた上で、1オリジナルG8Cトークンあたり1.5円で換金することができ、その差額がG8Cに係る出資者の利益となると説明している。	
			当社らは、平成30年9月から令和元年10月までの間に、少なくとも970名の一般投資家に対し、G8 Cを取得させ、約40億900万円を出資させている。	
			上記(1)及び(2)記載の当社らの各行為は、いずれも 金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商 品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法 第29条に違反するものである。	
			当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いことから、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	

節

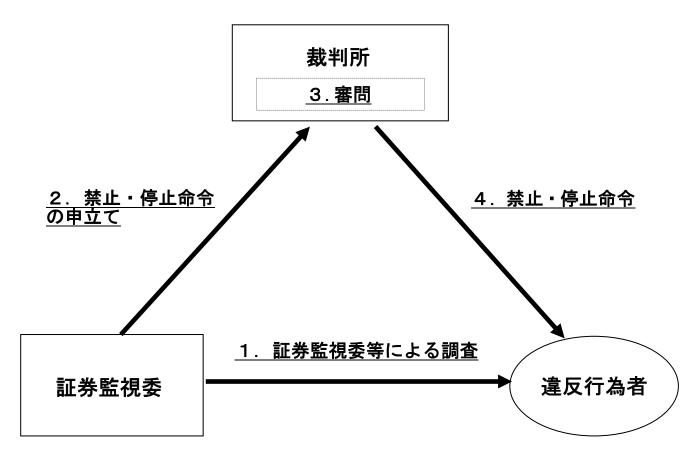
10

節

第

11

3. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるときこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為
- 二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項7号に掲げる権利(同項第5号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)に関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときこれらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

9

節

第 10

3-7 犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の調査・告発実績

令和元年度の不公正取引等に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

① 東郷証券株式会社に係る損失補塡事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 201)参照》

本件は、犯則嫌疑法人東郷証券株式会社(以下「犯則嫌疑法人」という。)の実質的経営者である犯則嫌疑者Aらが、顧客8名に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補塡したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第39条第1項第2号、第3号等 損失補塡等の禁止)として、必要な調査を行い、令和元年7月9日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人(平成 26 年 10 月 18 日から平成 29 年4月8日までの間の商号は株式会社 efx. com証券)は、東京都港区に本店を置き、金融商品取引業等を目的とする会社、犯則嫌疑者Aは、同法人の取締役であって、その実質的経営者として業務全般を統括するとともに、商品デリバティブ取引等を目的とする株式会社さくらインベスト(以下「さくらインベスト」という。)の実質的経営者としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の代表取締役管理本部長として顧客からの苦情の処理等の業務を統括していたもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人の顧問として同法人の経理業務を担当していたものであるが、

- 第1 犯則嫌疑者A及び同Bは、ほか数名と共謀の上、法定の除外事由がないのに、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、いずれも同法人において、本人名義の取引所為替証拠金取引口座を開設し、取引所為替証拠金取引を行っていた顧客のDほか3名に対し、そのデリバティブ取引につき、当該デリバティブ取引について生じた損失の一部を補塡するため
 - 1 平成 27 年8月上旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Dをして、さくらインベストに同人名義の

店頭デリバティブ取引口座を開設させた上、同社従業員をして、同口座において前記Dの注文に係る商品差金決済取引を行ったかのように仮装して、同取引により同人に利益が生じた旨の取引内容を、同社に設置されたパーソナルコンピューターを用いてシステムに入力させる方法により、平成28年8月中旬から平成30年6月下旬までの間、複数回にわたり、同人が売買等を同口座で行ったかのように装い、利益を同口座に帰属させ、よって、同社をして、同人に対し、合計約65万円相当の財産上の利益を提供させ

- 2 平成 28 年7月中旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Eをして、さくらインベストに同人名義の店頭デリバティブ取引口座を開設させた上、前記 1 同様の方法により、同月下旬から平成 30 年 12 月下旬までの間、複数回にわたり、同人が売買等を同口座で行ったかのように装い、利益を同口座に帰属させ、よって、同社をして、同人に対し、合計約 210 万円相当の財産上の利益を提供させ
- 3(1) 平成 28 年 10 月中旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Fに対し、現金 20 万円を提供し
 - (2) 同月中旬頃、前記Fをして、さくらインベストに同人名義の店頭デリバティブ取引口座を開設させた上、前記1同様の方法により、同月下旬から平成 30 年9月下旬までの間、複数回にわたり、同人が売買等を同口座で行ったかのように装い、利益を同口座に帰属させ、よって、同社をして、同人に対し、合計約 258 万円相当の財産上の利益を提供させ
- 4(1) 平成 28 年 10 月中旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Gに対し、現金 20 万円を提供し
 - (2) 同月中旬頃、前記Gをして、さくらインベストに同人名義の店頭デリバティブ取引口座を開設させた上、前記1同様の方法により、同月下旬から平成30年12月中旬までの間、複数回にわたり、同人が売買等を同口座で行ったかのように装い、利益を同口座に帰属させ、よって、同社をして、同人に対し、合計約191万円相当の財産上の利益を提供させ
- 第2 犯則嫌疑者A、同B及び同Cは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、犯則嫌疑 法人の業務及び財産に関し、いずれも同法人において、本人名義の取引所為替証拠 金取引口座を開設し、取引所為替証拠金取引を行っていた顧客のHのほか3名に対し、 そのデリバティブ取引につき、当該デリバティブ取引について生じた損失の一部を補塡 するため
- 1 平成 29 年 10 月中旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Hとの間で、犯則嫌疑法人が同人に現金 1,458 万円を支払う旨の和解契約を締結した上、同契約に基づき、同月下旬から平成 30 年 12 月下旬までの間、複数回にわたり、同人に対し、現金合計 1,458 万円を提供 L.
- 2 平成29年11月下旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Iとの間で、犯則嫌疑法人が同人に現

節

節

第

10

金 1,450 万円を支払う旨の和解契約を締結した上、同契約に基づき、同月下旬から平成 30 年9月下旬までの間、複数回にわたり、同人に対し、現金合計 1,450 万円を提供し

- 3 平成 29 年 11 月下旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Jとの間で、犯則嫌疑法人が同人に現金 2,000 万円を支払う旨の和解契約を締結した上、同契約に基づき、同月下旬から平成 31 年1月下旬までの間、複数回にわたり、同人に対し、現金合計 1,650 万円を提供し、
- 4 平成 29 年 11 月下旬頃、犯則嫌疑法人の顧客Kとの間で、犯則嫌疑法人が同人に現金 1,850 万円を支払う旨の和解契約を締結した上、同契約に基づき、同月下旬から平成 31 年1月下旬までの間、複数回にわたり、同人に対し、現金合計 1,650 万円を提供し、

たものである。

【告発後の経緯】

令和元年7月10日、犯則嫌疑法人、犯則嫌疑者A、同B及び同Cが起訴された。

令和2年2月 12 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに懲役3年(執行猶予5年)、被告人Cに懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人両名は、合計8名の顧客に多数回にわたり合計約 7,000 万円相当の財産上の利益及び現金を提供するなどしており、補塡額は多く、組織的かつ常習的な犯行でもある。
- ・ 顧客から損失補塡を求められたというものの、そもそもはコンプライアンスよりも利益を 優先させる被告会社の経営方針に基づく不適切な勧誘、営業活動等に対する苦情が相 次ぎ、これが表沙汰となり、監督官庁から行政処分を受けたり、求めている第一種金融 商品取引業への変更登録手続に悪影響が出たりするのを防ぎたいとの思惑から、損失 補塡により顧客の苦情を抑え込もうとしたにすぎず、経緯及び動機に大きく酌むべき点 はない。
- ・ 被告人Aは、被告会社の実質的経営者として、共犯者らに対し、苦情を申し出た顧客ら に対し損失補塡をして苦情を抑え込むよう指示しており、首謀者である。
- 被告人Cは、和解契約による損失補塡のみに関与しているところ、被告人Aの指示に従い、簿外資金を管理し、現金交付による損失補塡の資金を用意するなどしているが、相応の役員報酬以外に本件により特別の利益を得たわけではなく、その役割は従属的である。
- ・ 他方で、被告人Aは贖罪寄付して反省の態度を示しており、被告人Cは更生していく旨

第6

誓っていること、また、被告人らにはいずれも前科がないことなど、酌むべき事情も認められる。

令和2年3月 30 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金 3,000 万円、被告人Bに懲役1年2月(執行猶予3年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告会社は、合計8名の顧客に対し、多数回にわたって合計約 7,000 万円相当の財産 上の利益を提供するなどした。このような多額の損失補塡は、金融商品取引市場での公 正な価格形成を歪めることや金融商品取引業者の中立性、公正性を損なうことを防止 するという、金融商品取引法が損失補塡を禁止した趣旨に著しく反するものである。
- また、商品差金決済取引による損失補塡においては商品差金決済取引が相対取引であることを悪用して顧客側に利益が発生する取引が行なわれたかのように事後的に仮装する手法が、和解契約による損失補塡においては損失補塡の事実が発覚することを免れるために被告人Aが関係する会社から集めた簿外資金等を用いて現金を交付する等の手法がそれぞれとられており、いずれも組織的かつ巧妙な態様で、悪質である。
- 被告人Bは、本件各犯行において、損失補塡をして苦情を抑え込むよう被告人Aが指示したことを受け、被告会社の代表取締役管理本部長として苦情を申し出た顧客に自ら直接対応し、顧客側と損失補塡の金額及び方法等につき交渉するなどしており、いずれの犯行においても重要かつ不可欠な役割を果たしたといえ、被告会社及び被告人Bの刑事責任を軽視することはできない。
- ・ 他方で、被告会社及び被告人Bのために酌むべき事情も存在し、被告会社は、本件により金融商品取引業者の登録取消し及び業務改善命令の行政処分を受け、顧客の取引の移管などを履行して関東財務局に報告をし、確認を受けた上で、解散決議を行って現在清算手続を進めている。
- 被告人Bは、被告会社の実質的経営者で絶大な影響力を有していた被告人Aが決定した方針に従って本件各犯行に及んでいたもので、その関与は従属的であったといえる。
 また、被告人Bは、捜査段階から事実を認め、今後は被告会社とも関係者とも関係を持たないようにし、二度と違法行為は行わない旨述べて反省の態度を示している。
- さらに、被告会社及び被告人Bのいずれにも前科はない。

② すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 202)参照》

本件は、犯則嫌疑法人すてきナイスグループ株式会社(以下「犯則嫌疑法人」という。)の 実質的経営者であった犯則嫌疑者Aらが共謀の上、犯則嫌疑法人の平成 27 年3月期の連

節

節

第8

第11節

結会計年度につき、経常損益が赤字(経常損失)であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、黒字であったなどと記載した連結損益計算書を掲載することで、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 197 条第1項第1号等 重要な事項につき 虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、令和元年8月13日、 犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者2名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、横浜市に本店を置き、建築用資材等の加工・売買等、不動産の管理・売買・賃貸借等の業務を営む会社の事業活動を支配・管理すること等を目的とする会社であって、その発行する株券を株式会社東京証券取引所市場第一部に上場していたもの、犯則嫌疑者Aは、平成27年6月26日までは犯則嫌疑法人の実質的経営者であり、同日以降は犯則嫌疑法人の代表取締役会長であったもの、犯則嫌疑者Bは、平成22年6月から犯則嫌疑法人の代表取締役社長であったものであるが、犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑法人の取締役であったCと共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成27年6月26日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度につき、営業利益が約4億9,800万円、経常損失が約1,800万円、当期純利益が約1億3,500万円であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、営業利益を10億1,200万円、経常利益を4億9,600万円、当期純利益を4億8,800万円と記載した虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

令和元年8月 14 日、犯則嫌疑法人、犯則嫌疑者A及び同Bが起訴され、現在、横浜地方裁判所において公判係属中である(令和2年3月31日現在)。

③ 株式会社パルマ株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 203)参照》

本件は、株式会社パルマ(以下「パルマ」という。)の管理部次長を務めていた犯則嫌疑者 Aが、その職務に関し、同社の株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨の重 要事実を知り、あらかじめ同株券を買い付けさせることにより利益を得させる目的で、同事実

6

節

の公表前に、知人である犯則嫌疑者Bに対し同事実を伝達し、犯則嫌疑者Bが同事実の公表前に同株券を買い付けたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 167 条の2第1項及び同法第 166 条第3項 等 未公表の重要事実の伝達等の禁止及び会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を 行い、令和元年 11 月1日、犯則嫌疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所マザーズ市場に株券を上場していたパルマの管理部次長を務めていたもの、犯則嫌疑者Bは、Aの知人であるが、

- 第1 Aは、平成29年12月中旬頃、その職務に関し、パルマにおいてその発行する株式を 引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめ パルマの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同重要事実の公表前で ある同月下旬頃、Bに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定 の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である平成30年1月上旬から同年4月 中旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義及び他人名義で、 パルマの株券合計3,000株を代金合計約1,100万円で買い付け
- 第2 Bは、平成29年12月下旬頃、Aから、前記重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である平成30年1月上旬から同年4月中旬までの間、証券会社を介し、前記東京証券取引所において、自己名義及び他人名義で、パルマの株券合計3,000株を代金合計約1,100万円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

令和元年 11 月7日、犯則嫌疑者A及び同Bが起訴された。

令和2年2月 27 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに懲役1年6月(執行猶予3年)、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 200 万円、パルマ株券4,800 株を没収、追徴金1,503 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

・ 被告人Aは、パルマの管理部次長として、同社の業務等に関する重要事実を知り、その 公表前に、友人である被告人Bに、同社株券を買い付けさせて利益を得させる目的で、 その重要事実を伝達し、被告人Bは、これを受けて、その重要事実の公表前に、同社株 券合計 3,000 株を代金 1,105 万円余りで買い付けた。

第

8

10

- ・ これらは利欲的な犯行である上、株式市場の信頼と公平性を害する悪質な犯行である ため、被告人両名の刑事責任は重く、厳しい非難が向けられるべきである。
- 他方で、被告人両名とも、罪を認めて、反省の態度を示していること、いずれも前科がないこと、被告人Bについては、父や、妻、勤務先の上司らが監督を誓っていることなど、被告人両名のために、それぞれ酌むことができる事情が認められることから、各懲役刑の執行を猶予する。

2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

平成 30 年度までに告発した過去の告発事案について、平成 31 年4月から令和2年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① 株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 198)参照》

【平成30年12月18日告発、被告人Aについて令和元年5月13日判決(大阪地裁)】

令和元年5月 13 日、大阪地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに懲役2年(執行猶予3年)、罰金 200 万円、追徴金約 6,866 万 7,500 円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人Aは、証券会社に勤める友人被告人Bから情報提供を受け、ダルトン株券 29 万 6,000 株を合計 5,326 万 8,100 円で買い付け、全株券を売却し合計 6,866 万 7,500 円を得ており、その不正に買い付けた株式の数及び額は、インサイダー取引の事案としては比較的大きな規模であり、証券市場の公正さを害し、市場に対する信頼を損なったといえる。
- 被告人Aは、証券会社の従業員である被告人Bから株取引に関する情報提供を受けたり相談したりする中で、同人から本件のインサイダー情報の提供を受けたが、その情報が関係者でなければ知り得ない情報であることを明確に認識した上で、自らインサイダー取引の規模を大きくし、現実に多額の利益を得ており、相応の非難が妥当する。
- ・ 他方で、同種事案の量刑傾向を踏まえると、実刑を科すほどの事案とはいえず、被告人 Aは罪を認め、今後は株取引に関わらない旨誓っており、前科前歴もないことなどを考 慮し、懲役刑の執行を猶予するのが相当である。

なお、被告人Bについては、大阪地方裁判所にて公判係属中である(令和2年3月 31 日 現在)。

② LCホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件(2)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 196)参照》

【平成30年11月13日告発、令和元年7月26日判決(東京地裁)】

令和元年7月 26 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに懲役1年6月(執行猶予3年)、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 200 万円、LCホールディングス株券 1 万 2,000 株を没収、追徴金 1,715 万 5,000 円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人Bが買い付けた株式数や買付金額、同社株の取引規模全体などに照らすと、本件は証券市場の公正性や健全性並びに証券市場に対する一般投資家の信頼を大きく損なった悪質な犯行といえる。
- 被告人Aは、自ら役員を務めていた会社が他社との資本業務提携を実現するためには 株価を買い支える必要があるとの思いに駆られた犯行であり、被告人Bにおいては実の 親である被告人Aからの依頼を安易に受けた受動的な犯行であるものの、被告人Aには 被告人Bに利益を得させる目的もあり、実際、被告人Bは、本件犯行によって得た株式 の売却によって相当額の利益を得ていることから、両名ともに非難を免れない。
- 他方で、被告人両名に前科前歴がなく、本件の発覚を契機にそれぞれに役職を辞する などしていることなどを考慮すると、懲役刑の執行を猶予するのが相当である。

③ 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 200)参照》

【平成31年3月20日告発、令和元年8月6日判決(東京地裁)】

令和元年8月6日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金 1,000 万円、被告人Aに懲役2年(執行猶予3年)、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)、被告人C に懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 被告人3名は、被告会社が平成 29 年3月期の営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが黒字でなければ上場廃止となることから、調達した資金を循環させて販売代金の回収を偽装し、虚偽の連結キャシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、その結果、被告会社は当分の間上場廃止を免れており、本件の虚偽記載は投資者の判断に極めて重大な影響を与える事項に対するものである。
- ・ 被告人の中では、特に被告人Aは犯行を主導しており、刑事責任が重いと考える。
- ・ 他方で、被告会社及び被告人らに前科はなく、各被告人が反省の情を述べていることを 考慮し、被告人3名に対し、懲役刑の執行を猶予する。

④ アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券に係る偽計事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 187、188)参照》

第

8

第

6

節

【平成29年3月6日及び同月27日告発、令和元年9月18日判決(東京高裁)】

平成 31 年3月 18 日、千葉地方裁判所は、被告人に、懲役4年の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

令和元年9月 18 日、東京高等裁判所は、被告人について、原判決の量刑判断に誤りはなく、量刑が重過ぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却し、同判決は確定した。

⑤ 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(1)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 190)参照》

【平成 29 年 11 月 21 日告発、令和2年1月 14 日判決(東京地裁)】

令和2年1月14日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に、懲役1年8月、 罰金2.000万円、追徴金3億7.280万1.332円の判決を言い渡した。

- 本件は、種玉や取引資金を提供する首謀者側や、株取引を熟知する仕手筋側など多数の者が協力し合い、19取引日にわたり、大口の馴合売買や買い上がり買い付け等様々な手法を執拗に繰り返して株価を吊り上げた相場操縦の事案であり、本件各犯行は組織性が高く、手口も巧妙である。
- ・ 被告人らは、最終的には、株価を 410 円から 1,510 円まで高騰させており、証券市場に おける公正な価格形成を大きく阻害し、一般投資家の判断を誤らせて損失を被らせる危 険に晒したのであり、結果は重い。
- ・ 被告人は、他の共犯者と比べても継続的かつ多数回にわたり相場操縦行為を行い、本件において重要かつ不可欠な役割を果たしており、本件各犯行により、口座名義人からの報酬を含め相当額の利益を得ている。
- 被告人は、前刑執行終了後から2年足らずで本件に及んでおり、規範意識が鈍磨しているといわざるを得なく、本件の首謀者ではないことを踏まえても、刑事責任は相応に重く、被告人が、概ね事実を認めて反省の弁を述べ、事案の解明に協力していること、妻が出廷し、被告人の更生に助力する旨述べていることなど、酌むべき事情を十分に考慮しても、実刑は免れない。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所にて公判係属中である(令和2年3月31日現在)。

⑥ 株式会社アサツーディ・ケイ株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 194)参照》

【平成30年10月30日告発、令和元年9月12日判決(東京高裁)及び令和2年3月30日決定(最高裁)】

第

平成31年2月27日、東京地方裁判所が被告人に懲役2年(執行猶予4年)、罰金200万 円、追徴金 9.612 万 1.000 円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

令和元年9月 12 日、東京高等裁判所は、原判決に不合理な点はなく、被告人の刑事責任 を軽視することは許されず、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮して検討しても、原 判決の量刑が重過ぎて不当であるといえないとして、被告人の控訴を棄却した。

令和2年3月30日、最高裁判所は、上告趣意について、憲法違反をいう点を含め、実質は 単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法 405 条の上告理由に当たら ないとして、被告人の上告を棄却し、同判決は確定した。

⑦ 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(2)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 191)参照》

【平成 29 年 11 月 27 日告発、令和2年3月 31 日判決(東京地裁)】

令和2年3月 31 日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役3年(執行 猶予5年)、罰金 4,000 万円、追徴金3億 7,280 万 1,332 円の判決を言い渡した。

- 被告人らは、平成26年2月から同年7月までの間、前後19取引日にわたり、多数の証 券口座を用いて、相互に連携しながら大口の馴合売買や買い上がり買付け等、様々な 手法を執拗に繰り返したもので、高度に組織的かつ常習的な犯行である。
- 本件各犯行により、最終的に株価は 410 円から 1.510 円まで高騰し、証券市場における 公正な価格形成が大きく阻害され、一般投資家の判断を誤らせて損失を被らせる危険 に晒したのであり、厳しい非難を免れない。
- 被告人は、各馴合売買における売付けを繰り返して株価の上昇に大きく寄与するなど、 本件各犯行において重要な役割を果たし、結果として多額の利益を得ているのであって、 その刑事責任は重い。
- 他方で、被告人が本件の首謀者とは認められず、被告人に前科はないことも踏まえると、 本件が直ちに実刑を免れない事案であるとまではいえない。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所にて公判継続中である(令和2年3月31日現在)。

第

3. 告発実施状況

(1) 告発件数等一覧表

区分	4~26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	合計
告発 件数	173	8	7	4	8	3	203
告発 人数	499	16	17	11	17	9	569

(2) 告発事件の概要一覧表(平成 26 年4月~令和2年3月)

事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
168	平成	金商法第 197	㈱インデックスは、架空売上を計上する	28.6.14(東京地裁)
	26.6.16	条第1項第1	などの方法により、虚偽の記載のある連	当該会社取締役会長
		号等	結損益計算書等を掲載した有価証券報	懲役3年(執行猶予4年)
		(虚偽の有価	告書を提出した。	当該会社代表取締役社長
		証券報告書		懲役3年(執行猶予4年)
		の提出)	(嫌疑者)当該会社	29.11.7(東京高裁)
			当該会社取締役会長	当該会社取締役会長 控訴棄却
			当該会社代表取締役社長	当該会社代表取締役社長 控訴棄却
				公判係属中(最高裁)
169	26.8.8	金商法第 158	井上工業㈱は、アップル有限責任事業	26.10.21(東京地裁)
		条等	組合を割当先とする第三者割当増資に	懲役2年(執行猶予3年)
		(偽計)	つき、その払込みを仮装した上、その情	(確定)
			を秘し、新株式発行増資の払込金として	
			全額の払込みが完了した旨の虚偽の事	
			実を公表した。	
			(嫌疑者)会社員	
170	26.10.7	金商法第 159	財産上の利益を得る目的で、㈱オリエン	
		条第2項第1	トコーポレーションほか3銘柄の相場を	無職 懲役2年6月(執行猶予4年)
		号等	変動させることを目的とした見せ玉手法	罰金 250 万円
		(相場操縦)	等を行い、当該変動させた相場により、	会社員 懲役2年6月(執行猶予4年)
			各株券の売買を行った。	罰金 250 万円
			(144 kg dg) (_ m4)	上記被告人2名から連帯して追徴金約3億
			(嫌疑者)無職	9,039 万円
474	00.10.10	- 本 : + # 4 F 0	会社員	(いずれも確定)
171	26.12.19	金商法第 159	財産上の利益を得る目的で、㈱fonfun	
		条第1項第1	の株価を高騰させることを目的とした買いたがい置けば、伝料表質等な行った。	懲役2年8月
		号等	い上がり買付け、仮装売買等を行った。	罰金 500 万円
		(相場操縦)	(Att 57 tz) for 10th	追徴金約 3,291 万円
			(嫌疑者)無職	(確定)

第 1 節

第 2 節

			ניונו	属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
172	27.2.2	金商法第 197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	(株)太陽商会(当時:(株)NowLoading)は、 架空売上を計上するなどの方法により、 虚偽の記載のある連結損益計算書等を 掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27.8.4(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 当該会社取締役 懲役4年6月 27.12.9(東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
173	27.3.24	金商法第 167 条第3項等 (内部者取引)	株券の公開買付けを行うことについての	
174	27.6.2	金商法第 166 条第3項等 (内部者取引)	(株)ジアースが(株)ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	
175	27.6.15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings㈱は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社に	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役3年(執行猶予4年) 罰金 500 万円 追徴金約2億 3,677 万円
			当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社取締役	(注)176 号事件と一括審理
176	27.7.3	金商法第 197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役3年(執行猶予4年) 罰金 500 万円 追徴金約2億 3,677 万円 (いずれも確定) (注)175 号事件と一括審理

4

第 8

				属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
177	27.10.23	証取法第 197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	オリンパス㈱が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幇助した。 (嫌疑者)会社経営者	28.10.13(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金 500 万円 (確定)
178	27.12.4	金商法第 159 条第2項第1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、新日本理化機の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職(2名) 大学教員	無職 死亡による公訴棄却 30.3.22(東京地裁)
179	27.12.8	金商法第 166 条第3項等 (内部者取引)	石山 Gateway Holdings㈱が粉飾決算を したとする金商法違反の嫌疑事実により 証券監視委の強制調査を受けた旨の重 要事実の伝達を受け、公表前に同社株 券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	懲役2年(執行猶予4年)
180	27.12.24	158 条等	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱及び明和産業㈱の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職大学教員	無職 死亡による公訴棄却 30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金 1,000 万円 追徴金約 26 億 5,864 万円 公判係属中(東京高裁)
		27条の23第	るに至ったにもかかわらず、大量保有	

第 11 節

第 1 節

第 2 節

第

# 4月日 関係条文 第 1	事	告発			内良作 O / 化别事件VV响且 口允守
	-		関係条文	事件の概要	判決
182 28.6.14 金商法第 159 次級合政部域のある連結資借対照表 29.3.28(東京地裁) 29.3.28(東京地裁) 30.9.12 控訴取下 (確定) (操疑者)当該会社代表取締役 多面法第 159 疾事可第 1 校表示員等を行うとともに、同社の株価 同衆第3項等 では特しようと企て、買い上がり買付けや (根場操裁) (操援者) 当該会社代表取締役 当該会社代表取締役 一方 (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (根域) (保証) (保证)	181	28.3.28	金商法第 197	グローバルアジアホールディングス㈱	30.5.30(東京地裁)
(建偽の有価 証券報告書 を掲載した有価証券報告書を提出した。			条第1項第1	(当時: ㈱プリンシバル・コーポレーショ	当該会社代表取締役
証券報告書の提出			号等	ン)は、架空資産を計上する方法によ	懲役2年(執行猶予4年)
182 28.6.14 金商法第 159 夢の街創造委員会様の株価の高値形 探察31項第 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや 仮装売買等を行うともに、同社の株価 懲役3年(執行猶予4年) 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一			(虚偽の有価	り、虚偽の記載のある連結貸借対照表	30.9.12 控訴取下
当該会社代表取締役 表第 1 項				を掲載した有価証券報告書を提出した。	(確定)
条第1項第1					
号 仮装売買等を行うとともに、同社の株価 懲役3年(執行猶予4年) 罰金 2,000 万円 追徴金約1億 2,928 万円 30.5.8(東京高数) 当該会社特別顧問 会社役員 当該会社特別顧問 会社役員 当該会社特別顧問 会社役員 当該会社特別顧問 と告梁却 (據疑者) 当該会社特別顧問 と告梁却 (元公表された予想値と比較して、新たに 第出した予想値に差異が生じたこと(重 同法第 167 条 要事実を知り、公表前に、同社株券を の2 第 1 項等 (内部者取引) させる目的をもって同事実を伝達した。 ((據疑者) 当該会社取締役 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 罰金 200 万円 ((據疑者) 当該会社取締役 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金 200 万円 ((據疑者) 当該会社取締役 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金 300 万円 ((據疑者) 当該会社取締役 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 ((據疑者) 弁護士 取法第 159 オー・エイチ・ディー琳の株価の高値形 次を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (福達) (福	182	28.6.14	金商法第 159	夢の街創造委員会㈱の株価の高値形	29.3.28(東京地裁)
同条第3項等 (相場操総、			条第1項第1	成を図ろうと企て、買い上がり買付けや	当該会社特別顧問
183 28.8.1 金商法第 166 保第1項等 (内部者取引) 28.8.22 28.8.22 28.8.22 28.8.1 28.8.22 28.8.1 28.8.22 28.8.22 28.8.22 28.8.22 28.8.22 28.8.23 28.8.22 28.8.23 28.8.24 28.8.24 28.8.25 29.8.26 29.8.			号	仮装売買等を行うとともに、同社の株価	懲役3年(執行猶予4年)
相場固定 り買付けや下値支え等を行った。 30.5.8(東京高裁) 当該会社特別顧問会社役員 証券会社社員 証券会社社員 (確定) (28.11.1(東京地裁) (を定) (28.11.1(東京地裁) (28.11.1(東京地域)			同条第3項等	を信用取引に係る追加保証金の発生し	罰金 2,000 万円
(嫌疑者)当該会社特別顧問 会社役員 証券会社社員 温該会社特別顧問 会社役員 証券会社社員 温該会社特別顧問 上告棄却 (確定) 温該会社特別顧問 上告棄却 (確定) 28.8.1 金商法第 166 株 (本) (確定) 28.11.1(東京地裁) ※役2年(執行猶予3年) 第出した予想値と比較して、新たに 第出した予想値と比較して、新たに 同法第 167 条 要事実を知り、公表前に、同社株券を の2第1項等 (内部者取引) させる目的をもって同事実を伝達した。 (嫌疑者)当該会社取締役 (確定) 29.6.26(さいたま地裁) ※役2年6月(執行猶予4年) 罰金 200 万円 (嫌疑者) 弁護士 グス・アイー株の株価の高値形 条第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (確定)(注)185 号事件と一括審理 29.6.26(さいたま地裁) ※役2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 追徴金約4億9.756 万円 (嫌疑者) 弁護士 グス・アイー株の株価の高値形 条第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (確定)(注)185 号事件と一括審理 29.6.26(さいたま地裁) ※役2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 追徴金約4億9.756 万円 (嫌疑者) 弁護士 (相場操縦) 板を図ろうと企て、買い上がり買付けや (嫌疑者) 4億9.756 万円 (確定) (注)184 号事件と一括審理 29.3.27(横浜地裁) ※役1年6月(執行猶予3年) 罰金 300 万円 追徴金約4億9.756 万円 (確定) (注)184 号事件と一括審理 29.3.27(横浜地裁) ※役1年6月(執行猶予3年) 罰金 100 万円 追徴金約 3.823 万円			(相場操縦、	ない価格に維持しようと企て、買い上が	追徴金約1億 2,928 万円
(嫌疑者)当該会社特別顧問会社役員			相場固定)	り買付けや下値支え等を行った。	30.5.8(東京高裁)
会社役員					当該会社特別顧問 控訴棄却
183 28.8.1 金商法第 166 株ALBERT の経常利益について、直近 (全定) (全元) (全元) (全元) (全元) (元公表された予想値と比較して、新たに 第出した予想値に差異が生じたこと(重 罰金 200 万円 (全元) (元公表された予想値と比較して、新たに 第出した予想値に差異が生じたこと(重 罰金 200 万円 (全元) (元公表された予想値と比較して、新たに 第金 200 万円 (全元) (元公表された予想値に差異が生じたこと(重 司法第 167条 の2第1項等 (八部者取引) (八部者取引) (八部者取引) (大部を)				(嫌疑者)当該会社特別顧問	30.9.26(最高裁)
28.8.1 金商法第 166				会社役員	当該会社特別顧問 上告棄却
条第1項第1 号 第出した予想値に差異が生じたこと(重 同法第167条 の2第1項等 (内部者取引) させる目的をもって同事実を伝達した。 (嫌疑者)当該会社取締役 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形 係第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形 (嫌疑者)弁護士 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形 (嫌疑者)弁護士 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形 条第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 板を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 板を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 板を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 板を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 板を図ろうと企て、買い上がり買付けや (根疑者)弁護士 (確定) (注)185 号事件と一括審理 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 追徴金約4億9,756 万円 (確定) (注)184 号事件と一括審理 29.3.27(横浜地裁) ②第2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 追徴金約4億9,756 万円 (確定) (注)184 号事件と一括審理 29.3.27(横浜地裁) ②第2年6月(執行猶予3年) 罰金 300 万円 追徴金約5 (包 1年6月(執行猶予3年) 罰金 100 万円 追微金約3,623 万円				証券会社社員	(確定)
号 算出した予想値に差異が生じたこと(重 罰金 200 万円 (確定) (で記等 167 条 の 2第 1 項等	183	28.8.1	金商法第 166	㈱ALBERT の経常利益について、直近	28.11.1(東京地裁)
同法第167条			条第1項第1	に公表された予想値と比較して、新たに	懲役2年(執行猶予3年)
(内部者取引) させる目的をもって同事実を伝達した。			号	算出した予想値に差異が生じたこと(重	罰金 200 万円
(内部者取引) させる目的をもって同事実を伝達した。			同法第 167 条	要事実)を知り、公表前に、同社株券を	(確定)
(嫌疑者)当該会社取締役 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや(相場操縦) 仮装売買等を行った。			の2第1項等		
184 28.8.22 証取法第 159 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや(相場操縦) 仮装売買等を行った。 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 追徴金約4億 9,756 万円 (嫌疑者)弁護士 (確定)(注)185 号事件と一括審理 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 「根場操縦) 仮を図ろうと企て、買い上がり買付けや(相場操縦) 仮装売買等を行った。 29.6.26(さいたま地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円 (確定) (注)184 号事件と一括審理 28.12.7 金商法第 167 条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円			(内部者取引)	させる目的をもって同事実を伝達した。	
条第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや 仮装売買等を行った。 罰金 300 万円 追徴金約4億 9,756 万円 (嫌疑者)弁護士 (確定)(注)185 号事件と一括審理 29.6.26(さいたま地裁) 祭第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 仮装売買等を行った。 罰金 300 万円 追徴金約4億 9,756 万円 (嫌疑者)弁護士 (確定) (注)184 号事件と一括審理 29.8.12.7 金商法第 167 条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円				(嫌疑者)当該会社取締役	
(相場操縦) 仮装売買等を行った。 罰金 300 万円 追徴金約4億 9,756 万円 (嫌疑者)弁護士 (確定)(注)185 号事件と一括審理 29.6.26(さいたま地裁)	184	28.8.22	証取法第 159	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形	29.6.26(さいたま地裁)
追徴金約4億 9,756 万円 (嫌疑者)弁護士 (確定)(注)185 号事件と一括審理 28.10.11 証取法第 159			条第1項等	成を図ろうと企て、買い上がり買付けや	懲役2年6月(執行猶予4年)
185 28.10.11 証取法第 159 オー・エイチ・ティー(株の株価の高値形			(相場操縦)	仮装売買等を行った。	罰金 300 万円
185 28.10.11 証取法第 159 オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形					追徴金約4億 9,756 万円
条第1項等 成を図ろうと企て、買い上がり買付けや (相場操縦) 仮装売買等を行った。 罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円 (嫌疑者) 弁護士 (確定) (注) 184 号事件と一括審理 28.12.7 金商法第 167 条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円				(嫌疑者)弁護士	(確定)(注)185号事件と一括審理
(相場操縦)仮装売買等を行った。罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円(嫌疑者)弁護士(確定)18628.12.7金商法第 167 条第3項等 (内部者取引)緑㈱がスターホールディングス㈱株券の 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引)29.3.27(横浜地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円	185	28.10.11	証取法第 159	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形	29.6.26(さいたま地裁)
18628.12.7金商法第 167 条第3項等 (内部者取引)緑㈱がスターホールディングス(㈱株券の 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引)29.3.27(横浜地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円			条第1項等	成を図ろうと企て、買い上がり買付けや	懲役2年6月(執行猶予4年)
(嫌疑者)弁護士 (確定) (注)184 号事件と一括審理 28.12.7 金商法第 167 緑㈱がスターホールディングス㈱株券の 条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円			(相場操縦)	仮装売買等を行った。	罰金 300 万円
186 28.12.7 金商法第 167 緑㈱がスターホールディングス㈱株券の 条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円					追徴金約 4 億 9,756 万円
186 28.12.7 金商法第 167 緑㈱がスターホールディングス㈱株券の 条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円				(嫌疑者)弁護士	(確定)
条第3項等 公開買付けを行うことについての伝達を 懲役1年6月(執行猶予3年) (内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円					(注)184号事件と一括審理
(内部者取引) 受け、公表前に同社株券を買い付けた。 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円	186	28.12.7	金商法第 167	緑(株)がスターホールディングス(株)株券の	29.3.27(横浜地裁)
追徵金約 3,623 万円			条第3項等	公開買付けを行うことについての伝達を	懲役1年6月(執行猶予3年)
			(内部者取引)	受け、公表前に同社株券を買い付けた。	罰金 100 万円
(嫌疑者)無職 (確定)					追徴金約 3,623 万円
VIII DE LE CONTRA VIII DE LE C				(嫌疑者)無職	(確定)
(嫌定)				受け、公表前に同社株券を買い付けた。	罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円

			ניוֹנו	属資料 3-7 犯則事件の調査・告発等
事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
187	29.3.6	金商法第 158 条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23(千葉地裁) 当該会社代表取締役 懲役4年 30.10.9(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 30.11.20(最高裁) 当該会社代表取締役 上告取下 31.3.18(千葉地裁) 当該証券会社代表取締役 懲役4年 1.9.18(東京高裁) 当該証券会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定) (注)188 号事件と一括審理
188	29.3.27	金商法第 158 条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23(千葉地裁) 当該会社代表取締役 懲役4年 30.10.9(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 30.11.20(最高裁) 当該会社代表取締役 上告取下 31.3.18(千葉地裁) 当該証券会社代表取締役 懲役4年 1.9.18(東京高裁) 当該証券会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定) (注)187 号事件と一括審理
189	29.6.27	金商法第 167 条第3項 同法第 167条 の2第2項等 (内部者取引)	(株卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員当該会社取締役	29.12.18(大阪地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金 200 万円 追徴金 4,507 万 8,000 円 当該会社取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金 100 万円 追徴金 180 万円 30.5.11(大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 30.9.3(最高裁) 会社役員 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 (いずれも確定)

第 11 節

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第

事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
190	29.11.21	金商法第 159 条第1項第1 号等 (相場操縦)	(㈱ストリーム株券の株価の高値形成を 図ろうと企て、連続した買い上がり買付 け及び下値支え買い注文等の方法で株 価の変動操作を行うとともに、仮装売買 及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)無職 会社員 会社役員	2.1.14(東京地裁) 会社員 懲役1年8月 罰金 2,000 万円 追徴金3億 7,280 万 1,332 円 公判係属中(東京高裁) 無職 公判係属中(東京地裁) (注)191 号事件と一括審理
191	29.11.27	金商法第 159 条第1項第1 号等 (相場操縦)	(㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)会社役員(2名)無職投資業	2.3.31(東京地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金 4,000 万円 追徴金3億 7,280 万 1,332 円 公判係属中(東京高裁) (注)190 号事件と一括審理
192	30.1.25	金商法第 166 条第1項第1 号等 (内部者取引)	東芝テック㈱が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 医師	30.6.8(東京地裁) 当該会社社員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金 200 万円 医師 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金 200 万円 上記被告人2名から連帯して追徴金 7,178 万円 (いずれも確定)
193	30.6.18	条第1項第1 号	する旨の同社の業務等に関する重要事 実を知り、同事実の公表前に同社株券	30.11.6(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予5年) 罰金 200 万円
194	30.10.30	金商法第 167 条第1項第6 号 同法第167条 の2第2項等 (内部者取引)	(株)アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、 同事実の公表前に同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって	31.2.27(東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金 200 万円 追徴金 9,612 万 1,000 円 1.9.12(東京高裁) 控訴棄却 2.3.30(最高裁) 上告棄却 (確定)

第 1 節

事	告発	明坛久士		周見作 0 / 犯別事件の調査 ロ元寺
件	年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
195	30.11.13	金商法第 166 条第1項第1 号等 (内部者取引)	(㈱ロジコム株券について、第三者割当 増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を 実施する旨の同社の業務等に関する重 要事実を知り、同事実の公表前に同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社代表取締役	31.2.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金 200 万円 当該会社株券1万 8,600 株没収 追徴金 2,547 万円 (確定)
196	30.11.13	金商法第 167 条の2第1項 同法第 166条 第3項等 (内部者取引)	(㈱ロジコム株券について、第三者割当 増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を 実施する旨の同社の業務等に関する重 要事実を知り、同事実の公表前に利益 を得させる目的をもって同事実を伝達 し、伝達を受けた者が同社株券を買い 付けた。 (嫌疑者)当該会社社外取締役 会社役員	1.7.26(東京地裁) 当該会社社外取締役 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金 200 万円 当該会社株券1万 2,000 株没収 追徴金 1,715 万 5,000 円 (いずれも確定)
197	30.12.10	金商法第 197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社代表取締役会長当該会社代表取締役	公判係属中(東京地裁)
198	30.12.18	金商法第 167 条第3項 同法第 167条 の2第2項等 (内部者取引)	(株)ダルトン株券について、公開買付けの 実施に関する事実の伝達を受け、同事 実の公表前に、利益を得させる目的をも って同事実を伝達し、伝達を受けた者が 同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職 証券会社社員	1.5.13(大阪地裁) 無職 懲役2年(執行猶予3年) 罰金 200 万円 追徴金 6,866 万 7,500 円 (確定) 証券会社社員 公判係属中(大阪地裁)
199	31.1.10	金商法第 197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも 少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総 額等」欄に記載し、重要な事項につき虚	公判係属中(東京地裁)

第 1 節

4 節
第 5 節
第 6 節
第 8 節
第 9 節
第 10 節
第 11

節

事 件	告発 年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
200	31.3.20	金商法第 197 条第1項第1 号等 (虚偽の有価 証券報告書 の提出)	(株ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社実質的経営者 当該会社代表取締役 当該会社取締役管理部長	当該会社 罰金 1,000 万円
201	令和 1.7.9	金商法第 39 条第1項第2 号等 (損失補塡)	東郷証券㈱は、取引所為替証拠金取引 について生じた顧客の損失を、和解契 約による現金の提供等により損失補填 した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役(当該会社 実質的経営者) 当該会社代表取締役管理本部長 当該会社顧問	 2.2.12(東京地裁) 当該会社取締役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社顧問 懲役1年6月(執行猶予3年) 2.3.30(東京地裁) 当該会社 罰金 3,000 万円 当該会社代表取締役管理本部長 懲役1年2月(執行猶予3年) (いずれも確定)
202	1.8.13	条第1項第1 号等	すてきナイスグループ(株)は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役社長	
203	1.11.1	金商法第 167 の2第1項 同法第 166条 第3項等 (内部者取引)	(株パルマ株券について、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社管理部次長会社員	

※関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

3-8 建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	平成 4~26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	合計
件数	24	0	0	0	2	0	26

2. 建議案件の概要一覧表

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の 提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有 価証券の登録審査について問題点が認められたので、 日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する 規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度 ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観 点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還 乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商 品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関 する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ 公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資 勧誘について周知・指導の徹底 を要請する旨の文書を発出する とともに、財務局ほか関係先に

第 11 節

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

建議年月日	建議の内容講がるよう建議した。	措置の状況も通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制のでは、行為規制のでは、行為規制ののでは、行為規制のでは、行為規制のでは、行為党を加えるでは、行為を加えるが、では、一旦には、一旦には、一旦には、一旦には、一旦には、一旦には、一旦には、一旦に
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該 証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への 勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契いに基づき作成する個別の発行体に関するアナリストレポートに、当該発行体に係る株式について新規に一トストレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、証券付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理がが、同レポートの作成を依頼したが、同レポートのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高めて、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高くしたアナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの議)を改正し、等に、「アナリストの議)を表示されて」(理事会決議にを基プサリストが、対策には、一大のでは、が、対策には、一大のでは、大が、対策には、一大のでは、大が、対策をした。のでは、大が、対策をは、大が、対策をした。のでは、大が、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは

1

節

第

2

節

第

3

節

第

4

節

第5節

第

6

節

第

7

飾

第

9

節

第 10 節

第

11

節

手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引ー任勘定取引契

建 議年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に 支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうこ とを防止するため、現行の投資顧問業法における投資 一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を 講ずるよう建議した。	
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。)を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに(平成 18 年 11 月1日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議)を制定し、具体的な取扱いが規定された(平成 19 年1月4日施行)。
	部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリング	
	の過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。	
	ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	

節

第

2

節

第

3

節

第

4

飾

第

5

節

第

6

節

第

7

飾

第9節

第

10

節

第

11

1

節

第

2

節

第

3

節

第

4

節

第

5

節

第6節

第

7

節

第

9

節

第

10

節

第

1

節

第

2

節

第

3

節

第

4 飾

第

5

節 第 6 節

第

7

飾

第

9

飾

第

10 節

第

11 節

> 規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取 引業者が自由にレバレッジを設計しているところである が、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為

現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての

応が取られていない事例が認められた。

金融庁は、「金融商品取引業 等に関する内閣府令」を改正し、 1日の為替の価格変動をカバー できる水準を証拠金として確保 することを基本として、個人顧客 を相手方とする外国為替証拠金 取引等について、取引所取引・ 店頭取引共通の規制として、想 定元本の4%以上の証拠金の 預託を受けずに業者が取引を行 うことを禁止する旨を規定した (平成 22 年8月1日施行)。

第 10 節

第 11 節

第1節

第 2 節

建 議年月日	建議の内容	措 置 の 状 況
	替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。
22. 10. 19	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し分の下に係る出籍を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を設定を表現である。 ① ファンド毎の出資金のの、であるののである。 ② 分別管理の実施状況。 ② 分別確認を行った方法。

		附禺資料 3-8 建議美施状况等
建 議年月日	建 議 の 内 容 結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡	措置の状況
	充するよう建議した。	
23. 2. 8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等) ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(末実報告書の提出等) など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例に識の著しい欠如等により、自己の営業上の利況が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事のに識の著しい欠知等により、自己の営業上の利況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に代の多先した業務運営が行われているという状況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に代の登集に代のの知識であると、に代理業ののの知識であるに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他のの関係に、投資助言・代理業の登録を指表の取り、投資財産の事業に関するようできるよう、他のの関係に、投資助言・代理業の登録を指表の事体がらの暴力団持除の取りにおいて、各所省は業の主体から暴力団を設定した。 なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に対方チームによる「企業活動からの暴力団排除の取りにおいて、各所省は業の主体から暴力団を設定した。 なお、下成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に対方チームによる「企業活動からの暴力団持除の取りにおいて、各所省は業の主体から暴力団持定の取りにおいて、各所省は業の主体から暴力団を追加することにより、投資財策を追加することにより、投資財策を追加することにより、対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代業務員録に出り、役割により、投資の登録行でいる。 ・代業務職会では、投資には、投資には、投資には、投資に対している。 ・代業職会のでは、投資に対している。 ・代業のでは、投資に対している。 ・代業のでは、投資に対している。 ・代業のでは、投資に対している。 ・代業のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大
23. 12. 20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業 者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正 取引を行った疑いがある事例が認められた。	金融庁は、「金融商品取引業 者等」に該当しない者が、他人 の計算において不公正取引を行
	現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金商法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を	い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出し

から、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を正する法律」案を国会に提出し

第 1 節

> 第 2 節

第 3

建 議年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
771 —	課すことができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	た。同法は、平成24年9月12日 に公布された(同法の該当部分 は平成25年9月6日から施行さ れた。)。
25. 3. 29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等にある正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、 信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、 信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した(平成25年9月2日施行)。
26. 4. 18	集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、・顧客に対する虚偽の告知・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用・出資金の流用・使途不明など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係るを実施を行う者に係るの等人、契約締結連入、契約の場合、関連の場合を受ける。関連のの場合を受ける。ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは

節

第

2

節

第

3

節

第

4

飾

第

5

節

第

6

節

第

7

飾

第

9

節

第

10

節

第

11

節

措置の状況

金融庁は、貸金業法に係る法 令適用事前確認手続における回 答書において、ファンド事業者 が、匿名化・複数化とは別の方 策(①借り手が法人であり、②事 業スキームは商法上の匿名組 合契約によるものとし、③投資家 と借り手が接触を禁止する措置 を図っている場合)により、いわ ゆる融資型クラウドファンディン グを行う場合には、投資家の行 為については、貸金業法第2条 第1項に規定する金銭の貸付けには該当せず、当該投資家は、 同項に規定する貸金業者に該当 しないものと考える旨の回答を 行い(平成 31 年3月 18 日)、投 資家に対し貸付先に係る情報提 供が可能であることが明確化さ れた。また、日本貸金業協会と 第二種金融商品取引業協会に おいては、令和元年5月、貸付 型ファンドにおける情報提供等 の実務対応の留意点等につい て「貸付型ファンドに関するQ& A」を公表した。

金融庁は、一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を改 備することとする金商法の改展できる。 を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応といる。 を含む、情報通信技術の進展に はいかの資金決済に関する法律」 をの一部を改正する法律」案を 国会に提出した。同法は、令和 元年6月7日に公布、令和2年5 月1日から施行された。

こうした状況に鑑みれば、適時・的確な証拠収集・分

析手続を可能とする観点から、金商法に必要な規定を

整備する等、適切な措置を講ずる必要がある。

3-9 海外当局との連携

1. 証券監視委と海外当局との連携

証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動する国際的機関。 各国・地域から227機関が加盟(令和2年3月末現在)。証券監視委は、平成5年10月に 準会員資格として加盟。

> 証券監督者 国際機構 (IOSCO)

10800会合への参加

年次総会、アジア太平洋地 域委員会(APRC)、第4委 員会(C4)等に、証券監視 委の委員や事務局幹部・職 員が参加

国際的な議論への参画

外国証券 規制当局 意見交換•人材交流

法執行面での連携

IOSCO多当局間MMoU等を通じた法執行上必要な情報交換、検査・調査及び法執行面での連携

証券取引等 監視委員会



海外当局等が主催する国際会議等への参加

・アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について 意見交換を行う、アジア太平洋市場監視当局者の会合に 参加

海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

- ・海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、マレーシアSC、シンガポールMASに対して職員を派遣
- ・ioscoや海外当局等が主催する短期研修に職員を派遣

海外当局・グローバルに活動する金融機関等との 意見交換

・IOSCO会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を、幹部及び実務レベル双方で実施

グローバルに活動 する 金融機関 海外自主規制機関 国際的な業界団体 6

第 10

2. 市場のグローバル化への対応(一覧表)

(1) 証券監視委による主な摘発等の事例

く告発>

告発日	事件名
H27.3.24	株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件
H27.6.2	株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件
H27.6.15 H27.7.3	石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件及び虚偽有価証券報告書提出事件
H27.10.23	オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4)
H28.12.7	スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
H29.3.6 H29.3.27	アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件(1)(2)
H29.11.21 H29.11.27	株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(1)(2)
H31.3.20	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

連携した主な海外当局:シンガポール通貨監督庁(MAS)、米国証券取引委員会(SEC)等

<課徵金納付命令勧告>

<課徴金納付命令勧告>					
勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局	
H27.6.19 (H27.7.30)	株式会社アゴーラ・ホスピ タリティー・グループ	有価証券報 告書等の虚 偽記載	㈱アゴーラ・ホスピ タリティー・グルー プ	-	
H27.6.19 (H27.10.8)	個人	内部者取引	㈱極楽湯	台湾金融監督管理委 員会(FSC)	
H27.10.23 (H28.3.17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)	
H28.1.29 (H28.3.4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・ エス	米国証券取引委員会 (SEC)	
H28.3.4 (H28.5.23)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券投 資委員会(ASIC)	
H28.6.15 (H28.12.12)	個人	内部者取引	㈱ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)	
H29.3.17 (H30.1.25)	Caspian Trading Ltd. (Celera Global Ltd.)	相場操縦	㈱江崎グリコ等 合計4銘柄	_	
H29.3.22 (H29.6.15)	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	(株)トライステージ	米国証券取引委員会 (SEC)	
H29.6.30 (H29.9.14)	個人	内部者取引	サン電子(株)	イスラエル証券庁 (ISA) 英国金融行為規制機	

第8節

				構(FSA)
H30.6.26 (R2.6.11)	個人	相場操縦	(株)ココカラファイン	中国証券監督管理委 員会(CSRC)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 (H25.4.26)	MRI INTERNATIONAL, INC	・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金 及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関 して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務 局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委 員会(SEC)

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

< 裁判所の禁止・停止命令の甲立て及び調査結果の公表>					
申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当 局		
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2名 (禁止・停止命令の申立て)	・株式会社 UAG(適格機関投資家等特例業務届出者)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)		
H26.7.3 (H26.7.28)	株式会社 Grant 及びその役員等3 名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社 Grant 及びその役員等 3 名(金融商品取引業の登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)		
H26.9.12 (H26.10.22)	株 式 会 社 ESPLUS 及びその 役員 1 名 (禁止・停止命令 の申立て)	・株式会社ESPLUS(金融商品取引業の登録等はない)及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会 (SFC)		
H27.1.30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	 株式会社 Money Management Strength(適格機関 投資家等特例業務届出者)による顧客に対し虚偽 のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に 係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表 	米国証券取引委員会 (SEC)		

節

第 8

第 10

(2) 海外当局による摘発事例

<海外当局による処分>

発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨 監督庁(MAS)	シンガポール政府投資公社の 従業員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス 機構(FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員 (制裁金)	㈱三井住友フィナンシ ャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委 員会(SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッド のトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委 員会(SFC)	香港の投資運用会社のオアシスマネジメント LLC 及びその最高運用責任者(戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

<海外裁判所の判決>

判決日	原告	判決内容(処分)	違反行為
H26.10.3	米国証券取引委 員会(SEC)	MRI INTERNATIONAL, INC 及び同社代表の違反行為の 認定 (H27.1.22 不当利得返還、制裁金について言渡)	詐欺
H30.11.27	米国司法省(DOJ)	MRI INTERNATIONAL, INC 代表への有罪判決 (R1.5.23 量刑言渡)	詐欺

第 9 節

3-10 講演会等の開催状況

-市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み―

(1) 講演会等

開催日		対象先	テーマ
令和元年	5月27日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月6日	第二種金融商品取引業協会	金融分野に求められるサイバーセキュリティ管理態勢について
	6月19日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月20日	日本投資顧問業協会	証券取引等監視委員会の活動と今後の課題について
	7月29日	日本証券業協会(東京)	システムリスク管理態勢について~サイバーセキュリティを中心に~
	9月13日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	9月24日9月25日	日本監査役協会	市場の公正性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制
	10月17日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	10月23日	日本証券業協会(東京)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	10月25日	第一東京弁護士会	証券取引等監視委員会の取組み
	11月7日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	11月8日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	11月12日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	11月13日	投資信託協会	サイバーセキュリティについて
	12月10日	日本証券業協会(東京)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
令和2年	1月16日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	1月20日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	1月28日	第二種金融商品取引業協会	今事務年度の証券モニタリング方針と最近の指摘事例
	2月6日	日本取引所自主規制法人	証券取引等監視委員会における体制・業務概要について
	2月6日	日本証券業協会(大阪)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	2月12日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月17日	日本証券業協会(東京)	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について
	2月18日	日本証券業協会(名古屋)	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	2月27日	投資信託協会	証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 10 期)
	3月19日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況

8 節

6

(2) 意見交換会

開催日		対象先	テーマ	
		【対象: 自主規制機関等(19件)】		
		(取引所)		
平成 31 年	4月18日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換	
令和元年	7月4日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換	
	7月5日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月12日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月19日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月26日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換	
	8月27日	日本取引所グループ	活動状況を踏まえた意見交換	
	10月25日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換	
令和2年	2月5日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換	
		(取引業協会等)		
平成 31 年	4月19日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
令和元年	6月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
	7月2日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月9日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月17日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換	
	7月30日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	8月6日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	10月8日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換	
	10月29日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	
令和2年	1月30日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換	

8

3-11 各種広報媒体への寄稿

一市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み一

掲載日		媒体	テーマ
平成 31 年	4月1日	日本取引所グループメールマガジン	犯則調査における証拠収集・分析手続の整備についての建議、 エーアイトラスト株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
	4月22日	日本取引所グループメールマガジン	AAA 投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について FIP 投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件の 告発について 最近の取引調査に基づく勧告について」
令和元年	5月20日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の開示検査に基づく勧告について
	6月3日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	6月15日	旬刊商事法務	平成 30 年度の課徴金勧告事案にみるインサイダー取引規制に係る留意点
	7月1日	日本取引所グループ メールマガジン	シティグループ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	7月8日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	9月9日	日本取引所グループメールマガジン	株式会社ファインドエッジに対する検査結果に基づく勧告について イメージ情報開発株式会社における有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命 令勧告について 東海投資助言サービス合同会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社 D.U.corporation 及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁 判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて テラ株式会社における有価証券報告書等の重要な事項の不記載に係る課徴金納付命 令勧告について
	9月24日	日本取引所グループメールマガジン	証券取引等監視委員会の活動状況の公表について 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について 東郷証券株式会社に係る損失補塡事件の告発について 最近の取引調査に基づく勧告について
	10月15日	日本取引所グループメールマガジン	東郷証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 村山一憲に対する検査結果に基づく勧告について JPアセット証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	10月21日	日本取引所グループ メールマガジン	すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について 最近の取引調査に基づく勧告について

第 8 節

掲載日		媒 体	テーマ
	10 8 00 5	日本取引所グループ	株式会社スマートアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
	10月28日	メールマガジン	令和元事務年度 証券モニタリング基本方針について
	11月25日	旬刊商事法務	バスケット条項に関する考察ー近年の課徴金勧告事案を題材として ー
	11月25日	週刊金融財政事情	『令和元事務年度』証券モニタリング基本方針の概要
			IFP Tokyo 株式会社及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所へ
			の禁止及び停止命令発出の申立てについて
	12月23日	日本取引所グループ	株式会社明豊エンタープライズにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納
	12 月 23 日	メールマガジン	付命令勧告について
			「開示検査事例集」の公表について
			最近の取引調査に基づく勧告について
	12月25日	月刊監査役	「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について
	10 8 05 0	日本証券業協会HP	「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について
	12月25日	証券業報	「開示検査事例集」(令和元年 10 月公表)について
令和2年	1月13日	週刊経営財務	「開示検査事例集」(令和元年 10 月公表)について
	1月14日	日本取引所グループ	株式会社パルマ株券に係る内部者取引事件の告発について
		メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	1月25日	月刊監査役	「開示検査事例集」(令和元年 10 月公表)について
	1月27日	日本取引所グループメールマガジン	ニュース証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
			堀田勝己(トレードマスターラボ)に対する検査結果に基づく勧告について
			最近の取引調査に基づく勧告について
	2月1日	会計・監査ジャーナル	「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」の公表について
	2月10日		海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引に
			対する課徴金納付命令の勧告について
		日本取引所グループ	日本フォームサービス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金
		メールマガジン	納付命令勧告について
			日産自動車株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧
			告について
	2月20日	Disclosure&IR 誌	非財務情報の開示の充実と証券取引等監視委員会の取組み
	3月1日	会計・監査ジャーナル	「開示検査事例集」(令和元年 10 月公表)について

節

第 10 節

第

市場へのメッセージ

掲載日		テーマ
平成 31 年		AAA 投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	4 8 44 8	FIP 投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	4月11日	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスに係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について
		最近の取引調査に基づく勧告について
	4月26日	最近の開示検査に基づく勧告について
令和元年	5月20日	最近の取引調査に基づく勧告について
	6月20日	シティグループ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	6月28日	最近の取引調査に基づく勧告について
		株式会社ファインドエッジに対する検査結果に基づく勧告について
		イメージ情報開発株式会社における有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
		東海投資助言サービス合同会社に対する検査結果に基づく勧告について
	8月29日	株式会社 D.U.corporation 及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命
		令発出の申立てについて
		テラ株式会社における有価証券報告書等の重要な事項の不記載に係る課徴金納付命令勧告について
		証券取引等監視委員会の活動状況の公表について
	0 8 44 8	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	9月11日	東郷証券株式会社に係る損失補塡事件の告発について
		最近の取引調査に基づく勧告について
		東郷証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	9月30日	村山一憲に対する検査結果に基づく勧告について
		JPアセット証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	10月10日	すてきナイスグループ株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件の告発について
		最近の取引調査に基づく勧告について
	10月18日	株式会社スマートアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
		「令和元事務年度 証券モニタリング基本方針」について
		IFP Tokyo 株式会社及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出
	12月16日	の申立てについて
		株式会社明豊エンタープライズにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
		「開示検査事例集」の公表について
		最近の取引調査に基づく勧告について
	12月26日	株式会社パルマ株券に係る内部者取引事件の告発について
		最近の取引調査に基づく勧告について
令和2年		ニュース証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
	1月15日	堀田勝己(トレードマスターラボ)に対する検査結果に基づく勧告について
		最近の取引調査に基づく勧告について

第 10 節

掲載日		テーマ
		海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の
		勧告について
	1月31日	日本フォームサービス株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
		日産自動車株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
	0.00.0	ジェイリース株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について
3月2	3月26日	最近の取引調査に基づく勧告について

第4章

情報の受付について

4 情報の受付について

1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、広く一般の皆様からの情報を受け付けています。

- ●個別銘柄に関する相場操縦、インサイダー取引行為などに関する情報
- ●虚偽の有価証券報告書など疑わしいディスクロージャーに関する情報
- ●金融商品取引業者による不適切な勧誘などに関する情報
- ●疑わしい金融商品やファンド、仕手グループに関する情報
- ●証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に関する情報
 - ※ 株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

電子メールでの情報受付(証券監視委ウェブサイト内) 【24時間受付】

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

お電話での情報受付 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

0570-00-3581(ナビダイヤル)

※ 一部のIP電話等からは 03-3581-9909

お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口 あて

FAXでの情報受付【24時間受付】

03 - 5251 - 2136

2. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- ●投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ●年金投資一任契約の不適切な勧誘、不十分な情報提供に関する情報
- ●契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

電子メールでの情報受付 【24時間受付】

pension-hotline@fsa.go.jp

お電話での情報受付 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

03-3506-6627

お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

3. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報 (以下「公益通報等」という)を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

≪通報対象≫

金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等も含む。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合に通報いただけます。なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等がある報告に限ります。

≪通報者の範囲≫

通報者が通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であることなどが要件となっています。なお、詳細については、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。

≪通報の対象外≫

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等での通報は対象とはなっておりません。

≪公益通報等にあたってのご注意≫

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口【24時間受付】

※通報は、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

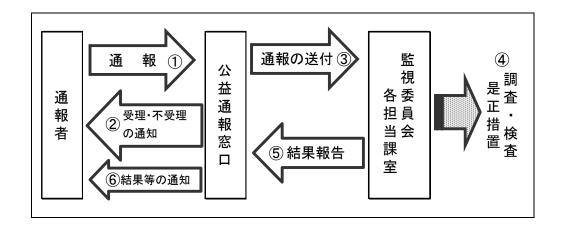
なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

- •電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
- ・郵送先:〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて
- •FAX:03-5251-2198

事前の相談窓口 【受付時間】平日:午前8時45分~午後5時00分

-03 - 3581 - 9854

≪通報があった場合の手続きの流れ≫



《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送: 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話: 03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

F A X : 03-5251-2151

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

https://www.fsa.go.jp/sesc/

○証券取引等監視委員会 Twitter アカウント

https://twitter.com/SESC_JAPAN

情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください!

- 市場において不正が疑われる情報
- 投資者保護上問題があると思われる情報
- ☞ 情報提供の方法についての詳細は、附属資料 274 頁をご覧ください。

インサイダー 取 引

相場操縦

風説の流布

有価証券報告 書等虚偽記載

投資詐欺

疑わしい取引

金 融 商 品 の 不適切な勧誘



証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館